矯正図書館

刑政

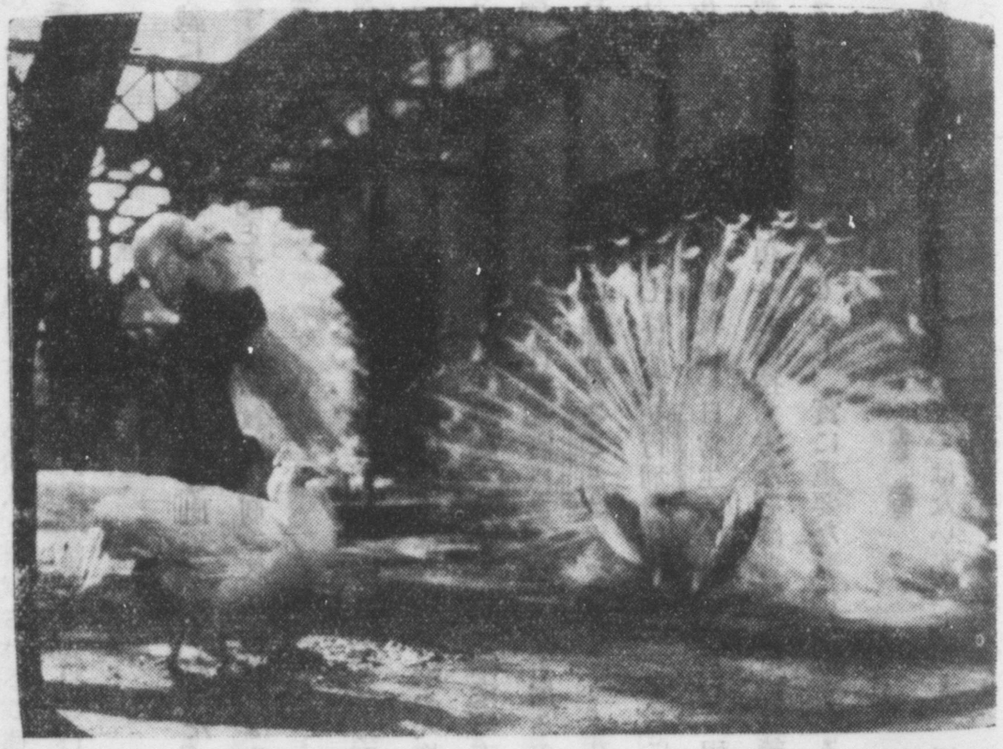
第四十九卷　四月號　第四號

行刑とチヤンスの把握（卷頭言）	正木亮	2
行刑と教育科學	青木誠四郎	5
行刑自足の原則（三・完）	寺光忠	15
刑罰に於ける道德性の基礎概念	龜地繁人	30
少年犯罪者の危險性の規定條件（二）	近藤貞次	45
海外時報		57
新刊紹介		61
大日本帝國獄制沿革徵略（一）		64
雜報		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政



第四十九巻
第四號

行刑とチヤンスの把握

二・二六事件は國家的に誠に悲しむべき、痛憤やるかたなき出來ごとであつた。殊に、行刑は受刑者を合法的、社會的生活に馴致することを目的とするといふ教育行刑のスローガンはこの荒々しき事件によつて全く蹂躙せられたかの感があつた。

然し事件が片付いて、世に一陽來復の春が巡り來るにつれてわれわれは今一度この事件が吾人に何を教へたかを考へ直す餘裕を持つことが出來た。その結果として軍人は肅軍といふ大旆の下に、役人は綱紀の肅正といふ目標に向つて、そして國民は更始一新といふ精神を抱いて互に國家の充實の爲めにいそしみ始めたのである。そこに、我國の海外に誇るべき特異性が如實にあらはされて居るのである。

わたくしはこの事件を政治的に、國家道德的に批判することは之を避けよう。又それを此處に論ずることは本誌卷頭言の役割外でもあるから、わたくしは只之を行刑の上より批判するに止めることとしよう。

惟ふに、行刑に於ける敎化方法は只單に個人的敎化や日常生活に馴致せしめる程度の敎化に滿足すべきものではない。しかし、非常時に際しての心得や心の持ち方なぞは普通の監獄狀態に於ては容易に出來るものではない。容易に出來るものではないが、しかし、實に重要な敎化對象であるといふことを否定することが出來ないのである。

さやうな意味より、行刑敎化方法としては望ましいことではないが、しかし、一度起るに於てはその非常時は逃さずにそのチヤンスをうまくキヤツチする必要があるのである。その非常時に際して世は渦捲いて居る。監獄の中の囚人心裡も甚しく動搖する。その動搖する心裡を捕へて一致協同の實演をすることも出來るし、又祖國愛をあふり立てることも出來るし、秩序の必要を體得せしめ得ることも出來るのである。敎誨師が百萬言を費やさうよりも、所長が涙の訓戒を爲さうよりも遙かに意義の多いチヤンスであるのである。

されば、行刑當局としてはかやうな機會は不幸な出來事ではあるが直ちに之を天の賜物として、我物に消化することを忘れてはならぬのである。

顧みれば、大正十二年九月一日のかの關東大震災。全部殆んど焦土と化したあの悲しむべき天災に際して行刑當局はぬかるところなくその機會をキヤツチした。そして、內には一囚も逃走せしむることなきのみならず、むしろ世の悲嘆事へ同情の涙を送らしむることにまで成功したものであつた。外に對しては破れ落ちた監獄から逃走の出なかつたことに對する感謝の念、行刑當局の趣意に對する同情をかち得たのである。

昭和六年に滿洲事變が始まり續いて上海事變をまで併發するに至つた。當時國民は經濟的に軍事的に非常時に直面したのであつたが、この憂慮すべきチヤンスも亦行刑にとつては見逃すべからざる絕好の機會であつたのである。受刑者達が眞に憂國の赤誠にあふれたのも、墮弱の心を精一杯の懸命の努力に轉換したのも皆行刑當局がぬかるところなくその時機を捕へ、上の憂へを下一囚にまで及ぼし、われも亦赤子であるてふ精神を高調せしめたところに偉業が殘されたものであつたのである。

今日行刑と軍需作業との關係が確立して居るのも、又、世人が非常時に於ける行刑に疑懼の念を抱かないのも皆かやうなチヤンスのキヤツチに根ざして居ることを何人も肯定されるであらうと思ふ。

さやうな點より考察するとき今次の二・二六事件も亦行刑の上に於ては見逃すべからざる好チヤンスであつたのである。聞くところによれば刑務所當局は上下一致、不眠不休、萬一反軍の襲來あるに於ては死を以て備ゆるの決心をなしたさうであるが、その精神こそ囚人に示す最もよき教化材であることを忘るべきでないと思ふ。

追憶すれば過去二つの天災事變に際してわたくしは各所間を馳驅往來してそれらの出來事を行刑進展の好材に利せんとしたことであつたが今や三度目にこの非常時が行刑の爲に利用せられたと聞いて行刑とチヤンスの把握とがいかに重要なる關係にあるものであるかを思ふや切である。

昭和十一年三月十六日

正木亮

行刑と教育科學

青木誠四郎

一 形而上學的刑罰思想と刑罰の實踐
二 事實の認識と行刑
三 教育科學の努力

一

是はともすると一方的な考へ方とも見られよう。しかしカントの刑罰思想を考へて來た人人によつて說かれてゐるところを見ると、カントは、刑罰を「現實的な要求や、必要の產物ではなく法律を尊敬せしめ、その侵害を威嚇する手段」とし「民衆教化の手段」などと考へるやうな現實的乃至は教化的な意味を考へてはゐなかつたと云はれる。それは「正義によつて要求せられる報償の公的行動」だとし「われ等の道德意識が犯罪が苦痛によつて、罰せられることを要求する」から、存してゐるものだとしたのであつた。(一)

これを、わたくし達の言葉で云つて見るならば、法は道德を基としてゐるものだが、併しそれはどこまでも人間生活の外からの結びつきに關するものである。刑罰と云ふのはこの外的な結

びつきの根本を作つてゐる正義の保證だと云ふのである。これを更に換言するならば、人間との外的な生活の結びつきに於て、一方ではどこまでも正義を要求するのであるが、その正義には、これをまもらなければ……と云ふ保證がなければならぬ。この保證が刑罰のもつ役割とされたのである。

こゝに考へられたのは、刑罰の現實な姿ではなかつた。それは正義の意識の論理的な構造を整へるものであつたのである。

かやうな考への故に、カントにあつては、犯罪と刑罰とは、觀念的に取扱はれ、現實な問題としての考想はとられなかつたのである。だから、犯罪が、いかにして生れるのか、と云ふやうな、その歴史性についての認識が省みられなかつた事などは、當然の事であると同時に、刑罰が人々にどんな風に響いてゆくかなどゝ云ふ、いはゆる刑罰の影響性のやうなものもその念頭にはなかつたと見なくてはならないのである。いはゞ、刑罰は、刑罰の科された時にはじまり、しかも科されたときに終つてゐたのである。行刑の實踐をいかにすべきかと云ふやうな問題などについては反省と思慮とが吝しまれてゐたのであつた。

いはゆる新應報主義の思想として說かれるところを見ても、その姿は、略同じものをもつてゐると云はれよう。新應報主義は、上のやうな論理的構造の外に、信仰と直觀とによつて刑罰の意味の理解を要求するやうな、一種の神秘主義的な思想が、織り込まれてゐるもので、いよ〳〵それは觀念的であり、かつ實踐如何などについての反省と思慮とを缺くやうになつてゐるのである。

併し乍ら、犯罪とか、刑罰とかは、かやうに實踐への問題を離れて考へられて、それで肯えるものなのだらうか。行刑の事實に直面してゐるものから見ると、行刑は思想ではない。行刑は、現實に行はれ、現實に人々に影響をもたらしつゝあるものである。即ち刑罰の決定をもつて、われ等の正義意識が滿足したならば、それを以て終りを告げるものと見られるやうなものではないのである。刑罰は、刑罰の決定をもつてはじまり、しかもまた影響的に働くものなのである。この行刑の現實の姿は、單に刑罰觀念の概念的規定の嚴密さを追ふ思索をもつては、處理することのできぬものがあるのである。事象が觀念的に考慮されてゐる間は、その影響についての反省の如きは、慮外の事として放置されるであらう。併し、現實の問題としては、直ちにそこに實踐の問題が考へられ、この實踐の確實な歩みが求められるのである。

こゝに單なる思索による考想と、實踐へ方向づけられた考想との距離があるのであつて、(二)シュワルツエンベルゲルが、思索は實踐を進歩せしめないと云つてゐる意味が理解されるのである。(三)

さて、かやうにしてわたくし達の行刑についての考想に於いて、これを單なる思索から離して現實の問題として考へる場合、その實踐形態については、まづ何よりも注意せられなくてはならないのは、行刑が犯罪を對象としないで、犯罪人を對象としてゐると云ふことである。しかもこの犯罪人は、生きつゝ、影響されつゝ變化しつゝある人間的存在であると云ふことである。(四)

このやうな點は、わたくし達が、普通に教育と云つてゐる企劃に於ても、全く同樣である。教育をいか程概念的に、嚴密に規定しても、それはどこまでも教育の概念であると云ふに止る。それ

は實踐的な教育の歩みに、しかく現實の進歩を與へることは、むづかしいのである。そこには、それ等の上に、影響され乍らたつてゐる人々、即ち教育の對象たる少青年についての認識が誤たれるものがあるのである。そこにはじめて教育は現實化し、具體化して來るのであり、眞の意味に於ての教育がはじまるのである。

一、安倍能成、カントの實踐哲學、第一二六頁以下。

二、これがまた行刑の理論的研究をなすものと、實際の問題の究明をなすものゝ相違をなすものである。勿論必ずしも實際家が、實際の問題についての反省と熱意とを有つものとは云はれないのであるが。

三、Schwarzenberger, S., Die Bedeutung der modernen Erziehungswissenschaft für das Juristischen Strafproblem. 1933, S 19.

四、ロシアの行刑が犯人の問題に注意を拂つてゐることは、この實踐的な問題への注意を示す一例と見られる。

二

刑罰が、現實の問題として、また實際の問題として考へられる場合、わたくし達が、まづ、刑罰の對象たる犯罪人に眼を向けることの自然に就ては、いま述べた通りである。が、この犯罪人に眼を移す場合、まづ注意しなくてはならない事は、彼等犯罪人に對して、いかにあるべきかを要求する前に、それがいかにあるかを認識しなくてはならないと云ふことである。

人の生活は、いはば環境と素質とに、縛られてゐるものである。人々の伸びゆく姿に求められる理想像、また、教育目標は、この束縛を超える事を許されない。また、そこに求めるものは、そのうちにその出發點を求め、その發展の萌芽を求めなければならない。刑罰が何物かを求める場合に於ても、その事情は全くこゝになければならぬ。

この點について、教育學上の考慮として、わたくし達が注意を怠つてならぬものに、ベルゲマンの考想がある。ベルゲマンは、教育の基礎をなすものとして、上に述べたやうな意味の下で、人々の存在を規定するものとして、三つの側面を考へた。それは、人を生物的に、心理的に、社會的に規定されるものとした事である。ベルゲマンはかう云つてゐる。人間は生物的な存在である。だから、人間はまづ生物として理解されなくてはならぬ。けれども人間はまた同時に、生物以上のものをもつてゐる。それは人間の精神である。從つて人間の理解には、この精神の理解、即ち心理學的理解が必要である。人の存在は、そのやうに生物的であり、精神的であるが、それと共に人を社會から切り離して考へる事は、容されないことである。こゝに人間の社會的な存在としての理解が求められると云ふのである。

ベルゲマンのこの考想は、實證的な根據に於ける生物學的な文化主義と云はれてゐるものである。彼は、このやうな教育對象の、云つて見るならば、實證的な認識を求めてゐると共に、教育そのものゝ基礎的な考想に於てもこれを經驗に歸結し得るものとしてゐるのである。

このやうな考へ方のうちにあつたベルゲマンの教育思想は、經驗の尊重に偏つて、理想の定立をもこれに求めようとした過誤は、これを認めなくてはならないのであるけれども、この、教育が對象としてゐるところの人間の認識を深めなくてはならぬ事に人々の注意を求め、教育の現實

に對して、その基礎を固める諸科學に注意を向け、事業の認識を強調し、その認識のさま〴〵な側面を明かにしたと云ふ貢獻は、これを認めるに吝であつてはならないのである。

これをいま當面の問題としてゐる行刑の問題について見る。行刑もこれを現實としてその影響を與へようとしてゐる企劃に於て、通例教育と云はれてゐる企てと、些かの相異もあり得ない。その意味で、その影響しようとしてゐる對象、即ち犯罪人の認識を怠ることのできないのは、教育と同じである。犯罪人もまた生物的な存在であり、心理的存在であり、また社會的な存在である。從つて、これ等全體の側面の關聯としての、換言すれば生物的心理的社會的な存在としての束縛を離れて、その伸びゆく姿を考へる事はできないと云つてよいのである。この犯罪人の存在構造を明かにすること、そこに、この犯罪人に影響することの企て、すなはち行刑の出發點と、その目的への過程とが考へられる根據が見つけ出されなければならないのである。わが國の行刑の一大革新を企圖した累進行刑處遇令(二)が、犯罪人の個性を認識すべきを規定したのも、全くこの趣旨によつてゐると見られるのである。世には、往々にしてかゝる認識の實効を問題にするものがあるのであるけれども、これは、人間への影響の企てられる場合の不可缺な基礎であつて、これを疑ふものは、たゞ疑はんがために疑ふと云ふに止るのである。行刑の實踐に反省と熟意とを缺くことを自ら證してゐるものと云はなくてはならないのである。

一、この事については Schwarzenberger も亦、經驗は何をなすべきかの規範を生むものではないと說いてゐる。(S. Schwarzenberger, a. a. O. S. 22.)

二、行刑累進處遇令はその第二章、「受刑者の分類」に於てまづこの存在構造を明かにする個性審査についての種々なる規定を設けた。

三

以上のやうにして、所謂教育科學たる諸科學は、行刑の對象たる受刑者の存在構造、言葉を換へて云へば、犯罪者の生物的心理的社會的な生活者としての具體的な姿を全體として理解して、そこに行刑が出發し、進行し、到達すべき生活の型を定める基礎を作らなければならないのである。

こゝに、まづ生物的存在としての受刑者を理解するために、いはゆる人類學的測定や、身體的諸生活の機能の觀察がなされなくてはならない。その生活の形態は、受刑者の將來の生活の形態を規定すると共に、行刑の影響の進行の規定條件をも提供するであらう。これを具體的に云へば、將來の生活の場所、職業、作業賦課の程度、戒護方法の如何が、この身體的な生活の諸形態によつて、示唆されるのである。

次に、受刑者が、心理的存在である意味に於ては、いはゆる心理學的な觀察が下されなくてはならない。心的な生活機能の觀察測定、がそれである。これもまた行刑の到達に於てその進行において、これを規定するものとして注意が拂はれなくてはならぬものである。受刑者將來の生活の場所、職業、それに至る作業の賦課、訓育の方法は、この心理的な存在としての受刑者の生活の形態を無視する事は許されないのである。これを例へば智能は、受刑者の生活の形態を規定して

著しいものがある。更にまた性格もこれを規定し、しかも行刑に於ける訓育の方向に考慮を要求するものがあるのである。

受刑者は、過去に於ても、亦將來に於ても必然的に社會的存在である。犯罪は、以上のやうな生物的心理的存在たる人間が、この社會生活をなす關聯に於て、釀されたものである。そして將來期待すべき生活も、また、以上のやうな生物的心理的存在たる受刑者が、一つの形態をもつ社會に於て營まれねばならぬものを考ふるの外ないものである。この意味に於て、社會的生活者としての受刑者の理解は、缺くべからざるものと云はなくてはならない。そのためには、社會のもつ生活の情勢についてまづ認識が要求される。移りゆく社會の一般情勢、その產業情勢、勞働消費の可能性、特にまた刑餘者に對しての勞働消費量の究明等は、缺くことのできない社會生活の認識なのである。しかもこれ等の一般社會の動きのうちに、適應しようとしてゐる受刑者の社會生活が、いかなる形態を要求されるかまた受刑者がいかにその要求に應へられ得るか、等も缺くことのできぬ認識と云はねばならぬ。そこに上述のやうな生物的心理的存在たる受刑者の將來の生活の場所、また職業が考へられ、それに至る教育的影響の形態の規定條件が得られるのである。

言ふまでもなく、これ等の諸側面は、一體をなして、人の生活の場を形作つてゐるものである。從つてこれ等の一つをも無視することは、犯罪人の全生活形態を理解することを得ないやうにすると共に、將來の生活の希望する形態をも無力なものとするのである。たとへば受刑者の心

身の個人的な形態をのみ理解して、それの生活の爲される社會の形態を——即ちその地方、場所、職業の如き——忘れてこれに教育的影響を與へるとすれば、たとへ行刑當事者の意圖のやうに、受刑者を教育することができたとしても、それは結果に於て失敗を招くに至るとせねばならぬのである。こゝに行刑の實踐に基礎を與へるこれ等の教育諸科學が、緊密な協力の要求される所以があるのである。

全體的に見ることゝ同時に、忘れてならないのは、人間の存在が時間的なものであり、歷史的なものである意味に於て、これを歷史的に理解する事である。そこに、犯罪人の生活史が究明されて、その生活の時間的な聯關が理解されなければならぬ理があるわけである。

凡そ行刑が、その現實の實踐に注意を向け、その實踐の進步を求めて、その對象に注意を拂ふ場合には、以上のやうにして、生物學、——こゝに云ふ生物學はその重要なる領域を醫學にもつてゐるが——心理學、社會學が、協力する全體的態度と、歷史的な把握の態度とを以て、その基礎を築くことを求めなくてはならないのである。そして、それは、行刑實踐に於て、必然な要求であると云はなくてはならぬのである。

併し乍ら、以上のやうな諸科學の協力は、これ等の科學の進步によつて、その實效を制約されることを免れない。そこに直ちにこれによつて、定全な企劃を求めることのむつかしい點があるわけである。併し、これは決して教育諸科學の行刑の基礎を構築することの必然性を害ふものではない。(一) むしろ、これに對するより一層の努力を要求すべきものがあるのである。

わたくしは、こゝに、更にこの努力がいかになさるべきかについて、少しく附加したい。行刑の

努力は、從來とも漠然とはしてゐても、また科學的考想と云ふには足りないとしても、更にまたそれを意識してゐないとしても、上述の諸線に沿うてなされて來てゐるのである。しかも、種々な事情のあるにもせよ、その効果に於て著しい進歩をもたらすことのできなかつた所以は、これが經驗を記錄し、記錄によつて反省し、更に試みを新たにする努力が、あまりにも少かつた事にあると云はねばならない。教育諸科學の行刑を中心とした協力もこれがたゞ一つの究明、一つの調査となつて、これ等によつての理解に基づく企劃が、いかなる結果をもたらすかについての、記錄を有つことがないならば、おそらくは、その行刑の實踐への貢獻は、尠少に止るであらう。學說は直ちに實踐の場に適應し難いものをもつてゐる。そこに實踐の場に於ける吟味の怠られてならない理があるのであり、そこにまた、その適用によつて生ずる現象の認識の怠られてならないところがあるのである。わたくし達は、こゝにこれ等諸科學の協力による基礎考想の構築に多くの期待をもつと共に、これ等諸科學は、いつも自らの學說の企劃するところの實踐に於ける結果を窺ふことを怠らず、それと共にこれによつて學說を反省してこれを實踐の場に於ての適用に、より一層確實なものを得ることに、努力を重ねる事を望まなくてはならぬ。

いまもし、かゝる究明と努力とが重ねられることと長きに及べば、將來の行刑は、これ等の教育諸科學の基礎構築によつて、その目的とするところを達するに近い事を疑はないのである。

一、世には、科學の進歩にまつべき、効果の多少と、その科學の必要性とを混同するものがある。効果は進歩に俟つべきであり、進歩の努力と俟つべきであつて、これは、その必要性の如何とは、自ら考想の範疇を異にしてゐるのである。

行刑自足の原則

寺光忠

（三・完）

目次

はしがき
一　懲役刑とその經濟的目的
二　行刑自足原則の展開
(1) 自足主義をめぐる論爭（以上前々號）
(2) 自足行刑の意義
(3) 刑務作業に於ける經營上の制約（以上前號）
(4) 行刑自足の限界
三　わが刑務作業の收益性について
(1) 刑務作業の私經濟化
(2) わが刑務作業の收益性
むすび

四　行刑自足の限界

今日に至るまで論爭せられて來た所謂『自給自足主義』は、理想的觀念であつて絶對的ではない。換言すれば、

『成るべく』自給自足に至らうといふ理想的目標にとどまるのである。(一)

此の問題を討究するが爲に、先づ監獄勞働はその經濟的目的の上に於て一定の限界を有すべきものであるか否かを明にせねばならぬ。

わが國に付いて之を見れば、刑務作業收入が全部國庫に歸屬する(監獄法第二十七條第一項)に對して、行刑費(刑務費)は全部國費支辨である。いま、此の收支關係を一の損益計算として眺めるとき、われわれは三つの方法に於いて自足行刑の思想を理解することが出來ると思ふ。第一には、出づるを制して入るをのみ計ることである。收容費其他一切の支出を現狀以下に切下げて、ひたすらに作業收入の增加を計ること。第二には、收入と關係ある直接間接の資金の增加は、遞增的に、之を認める。卽ち作業收入の增加に努め、その結果としてそれに必要なる就業費、給養費等は之を增加する。しかし之は結局、より以上入るを計る手段に外ならない。第三には、前二者の止揚である。卽ち先づ就業費中作業設備費の增加を認め、技師、技手に關する俸給事務費を增加し、其の他行刑改良の爲めの支出增加を認め、以て、收入增加を間接的に助長することがそれである。此の三者何れもが、收支の均衡をその目標としてゐるといふ點に於いて、自給自足の理想に向つて居ることを認め得る。

しかるに、第一のものは、動もすれば自給自足の理想にのみ囚はれ却つて敎化目的を忘却して受刑者に對するあらゆる敎化施設と福祉施設とを顧みざるに至る弊を伴ひ易い。而して然るときは玆に小野博士の言はれるが如き「搾取的」なる結果が生れるのである。(二)

第二のものは、收入の增加に應じて受刑者處遇に要する支出を增加させるのであるから、實質的には、作業收益の一部を遞增的に受刑者に歸屬させることになり、第一のものに對するが如き非難は起らない。此の見地に基いては、自給自足は次の如く之を段階的に考察し得ることになるであらう。

作業收入がその收容費に足りるに至ることを第一段階の自給自足とする。この場合には、收容費と作業收入との均衡だけがわれわれの課題となるのである。(三) そして、一應、この線がその段階の自給自足の限界とせられる。更に收容費の自給自足より收容費に普通事務費を加へた刑務費の自給自足が考へ得られるが、之を第二段階の自給自足とする。從つて、その事務費まで自給するといふ線がこの段階の自給自足の限界となる。同樣にして、刑務官の俸給費まで自給するに至ることを第三段階の自給自足とすれば、その線がまたその段階の自給自足の限界となる。かくして、刑務費の全部が作業收入によつて賄はれ得るに至つたとき玆に自給自足は最後のゴールに到達したことになるのである。

自給自足といふことが、少くとも、右の如くに解せられるならば、『自給自足主義』といふことの意味も明確となる。而して、受刑者改善のための諸施設を忽せにしない點に於て「搾取的」なる心配もなくなるのである。

(一) 『成るべく』、"nearly as possible" (Gillin, ibid. p. 340.) "zu einem möglichst grossen Teil" (Kriegsmann, a. a. O. S. 208.) と、理想的意味に考へて居るが私は更に自給自足が具體的に出來るや否やにつき進むべきだと考へる。なほ、此の點につき、小野氏前掲「基本問題」(「刑の執行猶豫其他」所收、第二七四頁)には、『此の監獄の自給自足主義なるものは、恐らくひとり作業收入に依り收容費を償ふことを理想とするのであらう』とある。

(二) 小野博士の憂慮は實にこの第一の意味の自給自足の上に立つてゐる。前揭同頁參照。

(三) この第一段階の自給自足は、今日のわが刑務作業の目標としてゐるものの如くである。何となれば、行刑統計年表は特に、刑務所收入と收容費とを比較した一表を作成してゐる。

最近の比率（百分比）は次の如くである。前掲〔表の一〕參照。

	昭和八年度決算	昭和七年度決算	自大正十三年度十年間平均
刑務所收入	四五・四	四六・五	四五・九
收容費	五四・六	五三・五	五四・一

次に第三のものに移らう。そこでは、受刑者の改善或ひは處遇向上のための諸施設が積極的に施さるべきことが提唱せられ、支出の增加が先決問題となる。しかし、その支出の增加は必然的に收入增加をもたらして支出をカバーせねばならなくなるのである。

惟ふに、犯罪鬪爭としての刑事政策は常に積極的でなければならない。刑事政策としての行刑自足の原則も亦そこに出發する。この點より見れば收入增加を離れて先づ、積極的なる施設が必要である。

かくして、先づ作られたる施設に基く自足主義には、算術級數的に增加するその支出に對して作業能率が幾何級數的に增大するものであるといふ前提的な期待がかけられる。而して、諸々の優遇、刑の緩和或は賃金の如き種々の積極的誘導が經濟的生産の增加を齎らす、といふことは第十九世紀の經驗がわれわれに示したるところであり、また、昨夏の第十一回國際刑法及刑務會議が、行刑に於いて犯罪人の敎化のために行ふ處遇の寬大化は希望せられたる効果を擧ぐるに適當なりやといふ趣旨の議題を提出したるに對して、わが司法當局は、積極的に、執行の敎育化乃至わが處遇の寬大化は現に作業能率の向上等を齎らしたと答へてゐるのである。

右第三のものこそ、今日、自足主義の根幹として見なければならぬものであると思ふ。それは、第二のものの止揚でもある。そして斯かる意味の自給自足は「搾取的」なるものから全く無緣となるのである。而して此の意味のもの

には第二のものの如き限界はない。(八)

(四) この事は、第二の意味のものに付いても期待せられてゐるのである。

(五) Gillin, ibid. p. 320.

(六) 第二部第一問。これにつき、牧野氏前揭「敎育刑の矛盾」（警察研究第六卷第十二號第四頁以下）參照。

(七) 刑政第四八卷第一〇號所載「第十一回國際刑法並監獄會議議題ニ對スル司法省ノ意見」參照。

(八) 但し、本稿前段（本誌前號第二五頁及三二頁）參照。

積極的支出として擧げ得べきものを、簡單に敍述すれば、凡そ次の如く（一）生活標準の向上、（二）就業者の慰安と保護、（三）賃金制の採用と家族扶助及被害賠償、（四）釋放者保護、の四項である。

（一） 生活の基本標準への接近は「敎育刑」思想の當然の要求である。受刑者の生活標準を高めて以てその勞働能力を健全に保持することは、受刑者の人たるに値ひする生活を保障する所以であると共に、また、作業能率を增大せしめるものであることは否定出來ないことではあるが、一九三三年のプロシヤ行刑法(九)が、その第十七條に於いて、『受刑者の生活標準は自己の責任によらずして職業より離れたる同胞失業者の誰よりも以下でなければならぬ。從つてそれは最も質素なものとすべきである』としてゐるのに對して、『刑罰に依つて失業に因る貧窮者以下の生活を受刑者に强制することと、受刑者をして人として適當な勞働上の給付を爲さしめるといふこととは、いかにして調和せしめらるべきであらうか。こゝに、プロシヤ行刑法における一種の皮肉と矛盾とが存立するわけではあるまいか。』(一〇)と牧野博士は云はれ、續いて、『應報の道義的意義といふが如き純正に觀念的な境地に安住するに非ざる限り、われわれの國家理論は、かくの如き消極主義に堪へ得るものでない。』(一一)とせられる。しかく問題になる生活標準の向上と

いふことは結局支出の增加といふことに歸著するのである。

(一二) 監獄作業の工場化は、勞働保護のための完全なる施設を求める。勞働保護の思想は、監獄の中にも、最少限度に於いて現行勞働法規の一切が適用せられ、そこに、就業者の休養慰安と保健衞生と災害の防止及び扶助とが確立されることを要請するのであるが、わが就業者の休養については、休憩時間及び食事時間と免業日とに關してそれぞれ既に全國的に統一せられ、慰安については、昭和九年一月以降行刑累進處遇令內容の施行に於いて特に顯著にあらはれてゐる。之に反し、其の就業者の保健衞生については、殆んど論ぜられるところがない。監獄衞生の問題は從來工場衞生に觸るゝところが尠いのである。又、就業者の危險防止と災害扶助とについても、不備なるものがあり、わが國に既に出來上つてゐる勞働法規の適用が殘されてゐるのである。

(一三) 賃金制の問題は、作業賞與金制度の欠陷があきらかにせられると共にますます刻下の緊急の課題となつて來た。自由刑の法律的性質から見ても、受刑者教化の點から見ても、將又、監獄の經濟的顧慮卽ち行刑自足の上から見ても、賃金制を採るべきであると唱へられる。曰く、『作業賞與金といふ美名の下に隱れて、リンコルンの所謂鞭を希望に代へることを欲しない保守的監獄制度の多く現存することを悲しまざるを得ない。何となれば、かゝる制度の行はれる限り、監獄目的たる自立獨行の精神も經濟的復歸も竟に空想に了らねばならぬからである。』と。

賃金制とは、監獄作業に於いて受刑者がその提供したる勞働に相當する報酬を權利として請求し得る制度である。それは二つのことを意味してゐる。一は、相當なる報酬、二はその賃金の請求權である。そしてそれはまた費用の問題となる。

賃金制の採用を前提として、家族の扶助と被害の賠償との問題が重要なるものとなる。家族扶助の問題の解決は、

社會政策のものであると共に、刑事政策に於いても重要のものであるが、從來未だ多く省みられるところがなかつた部面に屬する。被害賠償については古くから論ぜられてゐるのであるが、こゝでは、これを右の家族扶助と共に、受刑者の自力に俟つといふ見地からして、賃金制の後に來るものとするのである。

(四) 刑罰の結論は、釋放者保護である。釋放者の保護は、現在のところ、行刑の組織の外にあり、行刑の教育的組織がそれに關與することは出來ない。之を國家的統制の下に移し從つて之を行刑組織の重點に移植し來るや否やは今後の問題に屬するのであるが、釋放者に對する救助につき、國家が適當に能動的であることは、事の成就のために望ましいことである。而して、之も亦究極に於いて保護資金の問題となるのである。

(九) 刑政第四八卷第九號所載「プロンア自由刑執行法」參照。

(一〇) 牧野氏「行刑における『生活標準』問題」(刑政第四八卷第七號第一九頁)。

(一一) 牧野氏前揭第二四頁。

(一二) 正木氏前揭「諸問題」第一二五頁參照。

(一三) 昭和二年七月行甲第九一九號通牒「收容者ノ動作時限ニ關スル件」參照。

(一四) 監獄法第二五條、及び大正十一年十月行甲第一五〇二號訓令「作業賞與金計算方ノ件」參照。

(一五) 監獄法第二七條、及び大正十一年十月訓令第六號「就業者ノ作業ニ因ル死傷疾病ニ對スル手當金給與規程」參照。

(一六) Gillin, ibid. p. 335-37.

(一七) 正木氏前揭「諸問題」第一四九頁。

(一八) 正木氏前揭書第一四八頁參照。

(一九) 拙稿「行刑に於ける教育的組織」(刑政第四七卷第七號第三八頁)。

（二〇）ソヴイエト勞働改善法のそれにつき、正木氏前掲書第四〇頁及第四五頁參照。

三　わが刑務作業の收益性について

一　刑務作業の私經濟化

官營企業の重要性は、今日の問題として、財政上忽がせに出來難いものとなつてゐるのであるが、一般に、官營企業として擧げられるものは、國有鐵道、專賣局、造幣局・印刷局・千住製絨所・海軍工廠、郵便貯金、通信事業、健康保險・郵便年金等である。(一)わが刑務作業も亦一の官營企業と解し得るであらう。然しながら、從來官營企業について論ぜられたるものは、その中に刑務作業を採り上げてゐないやうである。

こゝに官營企業或は公企業とは純粹に經濟上の意味に於いてであつて行政法に所謂公企業の謂ひではない。(二)刑務所が行政法上の公企業或ひは營造物の觀念に相當るか否かは自ら別の問題に屬する。經濟上に於ける企業 Unternehmung とは營利の爲にする事業をいひ、官營企業とは國家の企業をいふのである。(三)國家又は公共團體の經濟組織には三つの區別があるとせられる。(四)第一に、純支出主義によりその費用の全部が租稅によつて支辨せられるものがある。『公經濟』といはれる。第二に、全體的實費支辨主義が支配的であるもの。そこでは若干の手數料乃至使用料が徵せられる。『公營造物』といはれる。第三に、餘剩主義が支配的であつて收益を期した價格主義がとられるものがある。これを『公企業』といふ。しかるに行刑自足原則の展開は刑務作業の經濟的目的を强調することに歸したのである。そこでは、餘剩主義乃至價格主義が支配的とならねばならない。しからざれば、行刑の自足は不可能であり、他面には、民業への壓迫となる。刑務作業は、國家の行ふ企業として、官營企業たるの性質を具有するものでなければ

ならないのである。

然るに、それが、從來、公企業の一として省みられなかつたのは何故であらうか。惟ふに、第一に、監獄勞働は國家刑罰權の發動に基くものでありそれは租稅權などと等しく一つの國家强制權によるものであるといふ先入觀が、刑務作業の經營といふ方面をまで、契約的なるものであり得ないと考へさせるのである。そこには論理の飛躍と倒錯とがある。第二に、一般の官營企業は專ら財政上、社會政策上の利害の打算に基いて生れて來るとせられるのであるに對し、刑務作業はその發生及び存在が刑罰執行の手段であるところに、一般の官營企業と異るところのものがあると考へられる。それは一切の打算の外にあるのである。(五)然しながら、この點について、私はこれを必要的官營企業であると解したい。卽ち、監獄勞働の經濟的目的が是認せられ且高調せられ、行刑自足の原則が現代刑事政策の要請であるとせられる限り、刑務作業は現在の社會經濟の上より見て必然に企業形態にあるものでなければならず（公企業）、又、監獄に於ける强制勞働が法制の必然として存在するものであるからである（必要的公企業）。

（一）汐見氏前揭「官公業論」第八八頁以下。

（二）行政法上の公企業概念に關する美濃部博士の論說に對して經濟上の公企業概念を鮮明にし、之と對立せられたるものに、福田德三氏「經濟學原理」（經濟學全集第二卷）第八三七——五〇頁參照。

（三）福田氏前揭書第八三六頁參照。

（四）福田氏前揭書第八四一——四四頁。

尙、大內兵衞氏「財政學大綱」中卷第二九五頁に擧げられたる財政收入に關するセリグマン Seligman の表をこゝに示せば、

- 奉謝的 (Gratuitous) ……寄附 (Gifts)
- 契約的 (Contractual) ……官有財産及事業收入 (Public property and Industry Prices)
- 收入 Revenue
  - 強制的 (Compulsory)
    - 國權ノ發動 (Eminent Domain) ……收奪 (Expropriation)
    - 刑罰權 (Penal Power) ……罰金科料 (Fines and Penalties)
    - 租稅權 (Taxing Power) ……
      - 手數料 (Fees)
      - 特別課徵 (Special Assessments)
      - 租稅 (Taxes)

（五） 汐見氏前掲書第三五頁以下。

官營企業の私經濟化は現下の著しい現象である。しかして、官營企業としてのわが刑務作業も亦私經濟化の道を辿るべき必要に迫られて居る。

刑務作業の私經濟化は三つの方面にあらはれる。その一つは、人の方面である。それは、刑務作業當局者の古き官僚主義の放棄である。經濟的合理主義に支配せられる私企業に於いては、『あらゆる問題の解決を生産の能率又は營利におくがため、迅速、機敏、親切、丁寧等の精神が自らにその内にある……官僚主義をかかる新しき合理主義に適應せしむることが各國において問題となつてゐる』(六)のであるが、刑務作業の經營についても特に考慮せねばならぬ問題である。その二は、組織方面に於ける刑務作業の特別會計の問題である(七)(八)。その三は、活動の方面である。それは、刑務作業に於ける經營自由の保障の問題である(九)。この私經濟化に關しては、民業壓迫問題について別に相當の考慮を拂ふべきことはいふまでもない。

（六） 大内氏前掲書上巻第二〇一頁。

（七） 刑務所官廳は、單なる收入官廳でもなく、又、單なる支出官廳でもない。この點からも、特別會計に屬せしめらるべき理由がある。

（八） この點につき、大内氏前掲書上巻第九二頁參照。

（九） ソヴイエト勞働改善法のそれにつき、正木氏前掲「諸問題」第三九頁以下參照。

二 わが刑務作業の收益性について

他の官僚企業に於いてもさうであるやうに、特に刑務作業に於いては他と異る意味に於いて收益の多少のみを以てその可否を論じ難いものがあるのであるが、然しながら、他の一般官營企業に於いて公益主義の美名にかくれてその收益性を無視することが難ぜらるる如く、刑務作業に於いても、現代的意義に於ける行刑自足の原則が持つ教育的目的と制限との下に、その收益性の問題が採り上げられねばならない。その收益性を知ることはとりもなほさず行刑の自足狀態を知ることであるのである。

しかるに、その收益性を知ることは、今日、極めて困難である。何となれば、今日官廳會計に於いては收益性を知ることが全く不可能に近いとせられてゐるのである。主として次の如き事情による。

（1） 總計豫算主義 それは『收入と支出との因果性を明かにし得ない』(一一)。

（2） 官廳簿記 それは私營業の會計組織と全く趣を異にし、『完全なる商業簿記法が採用せられてゐない結果、收益性の計算が困難である』。資本勘定・收益勘定・用品勘定の三勘定制度を採り且つ帳簿を私經濟化することが少くとも必要であるのである。

（3）資本額の不明確　少くとも設備、建物等に對する資本投下額が明確に記帳せられず、又それらに對する原價銷却等が行はれないため、收益性の基礎がもとめられない。(三)(四)

（4）租稅特權　『官業は租稅上の特權を享有してゐる結果、嚴密なる意味の經費を決定することが出來ない』。(五)加ふるに、なほ次の如き事情を參酌すれば、わが刑務作業の收益性の算出はますます困難となるのである。

（1）自足行刑の對象は懲役受刑者に限る。監獄勞働といふことを本質としない刑事被告人、被疑者、勞役場留置者は、刑事政策としての行刑自足原則の圈外にあるのである。しかるに、今日の行刑組織は、便宜上、理論的要求を排して、右の如き者を一體として『監獄』に收容拘禁し、その經濟及び會計を一にしてゐるのである。

（2）懲役受刑者中不就業者の數が相當に多い。かかる不就業者のための費用をすべて健康なる就業者の「連帶責任」とすることに躊躇を覺えるのである。第一にその數が相當に大きいからである。大正十三年度に始まる最近十年間の平均に於いて懲役受刑者百人中一五・三人は不就業者である。(六)第二に、かかる多數の不就業者は入所前既に勞働への不適格性を持つてゐた者が多いからである。いふまでもなく、懲役受刑者とは勞働に適するものであるのではなくして勞働すべきことを言渡されたるものであるにしかすぎない。

（3）經理作業に就く者が多く、同じく最近十年間の平均に於いて就業者の一六・三%を占めてゐる。(七)經理作業とは監獄用作業卽ち監獄の用務たる看護、便捨、炊掃などであるが、その可否は別としてそれは今日囚人の定業となつてゐるのである。(八)しかるに、行刑經濟上から見て、この經理作業の地位といふものには相當に不明確なものが多く、特に、それは、賃金を收支しないため、その收益性は全く抹消されてゐるのである。

（一）汐見氏前揭書第一二頁參照。
（二）汐見氏前揭書第七〇頁。

（三）但し、官廳會計に於ける減價償却といふことの無意味なることを述べたるものに、太田哲三氏「官廳會計と減價償却」（「會計理論」所收）。

（四）（五）汐見氏前揭書第一三四頁。

（六）（七）第三十五行刑統計年報による。

（八）經理作業については、正木氏前揭「諸問題」第一四〇——四二頁參照。

近代的企業の純收入は、總收入の中より變動的費用（流動資本の費用）と固定的費用（固定資本の費用）とを差引いたる殘餘であるのであるが、わが刑務作業について知り得る明確なるものは、その總收入たる刑務所收入だけである。

刑務作業に關する變動的費用には、就業費が當るが、その他に、就業費外の收容費・事務費等も之に包含して考へられる。(九)就業費外の收容費の主なるものは食料費、被服費、作業賞與金などであり、營繕費用には作業工場の外監房等まで含まれてゐるのであるが、刑務所に於ける「生活」と囚人に對する勞務報酬としての作業賞與金の性質とを考へ及ぶとき、これらは營業費に計上することが妥當である。しかして、何れも、現在その算出計上が困難である。

かるが故に、今日では、未だ、わが刑務作業の收益性を明確にすることを得ないのである。かくて、現狀に於いては、第一には、行刑の自足といふことは、收益性といふことから離れて、唯その會計年度に於ける支出と收入との單なるバランスを問題とするに止まることになり、第二には、その收益性については就業費に對する作業收入の割合たる「回收率」(一〇)といふ不明確なる形に於いて之を窺知し得るに止まらねばならぬことになるのである。しかして、前者に於いては、自足といふことと程遠い數字が示され、後者に於いては、十六割に近い數字が擧げられてゐるのである。(一一)

（九）器具機械は就業費支辨である。

（一〇）囘收率算定の基礎たる收入のうちには殆んど就業費を要することのない受負作業や委託作業の收益（即ち主として就業者の賃金）が加へられる。囘收率は、收益性といふことと甚だしく異るわけである。

（一一）前掲〔表ノ一〕と〔表ノ二〕を比照。

むすび

以上、私は、現代行刑の教育的理念に基いて行刑の經濟的自足といふことを論じて來た。それは行刑の負擔を國家の倫理的責任といふことに歸して恬然たるべきでないとするのである。その自足行刑の達成のために採用せられねばならない種々なる組織及び技術に就いては、すでに本稿の各所に於いて之を論じたから重ねて述べることを避ける。

顧みれば、彼の小河博士が、『監獄ノ所得ハ普通勞働ノ所得ト其平衡ヲ期スル能ハサルコト性質上、必然、免カルヘカラサルノ結果ナルヘシト雖モ然カモ成ルヘク之ヲ多カラシムヘキコト蓋シ監獄當局者ノ責任ナリト云フヘシ』と述べられてより玆に四十餘年を閲みしたが、われわれのこの理想への途はなほ遠いものであらうか。(一一)

徒らに形而上の世界を說くに專らにして行刑に於ける經濟的部面を斥けるに於ては敎化の完全は期し難く、行刑敎化の有終の美が懸つて囚人の自立獨行にあることを思ふときは玆に自給自足は實に行刑の核心となり、行刑改良の目標は之に歸一するのである。

さればこそ行刑當局は嘗つて、『刑務作業ハ收容者ノ改善ヲ其ノ一半ノ目的ト爲スコト勿論ナレトモ其ノ經營ニ當リテハ一般民業ト同シク須ク經濟上ノ原理ニ從ヒ科學的經營ノ方法ニ則ルコトヲ要スルヤ論ナク作業經營ニ於ケル機械工具ノ新調補修通信運搬費人件費等ヲ負債トスル收支上ノ關係ニ想到スルトキハ深ク省察ヲ要スヘキモノアリ將來刑務作業ノ經營ニ當リテハ……特ニ就業者ニ對スル督勵製作品ノ檢査納期ノ正確ヲ期シ其ノ聲價ヲ一般ニ確認セシムルト共ニ官用主義ノ實行上違算ナキヲ期セラレタシ』(一二)、といふ意見を發表したのであつた。

（一）小河滋次郎氏「監獄學」第六八八頁。

（二）この點につき、或ひは、『わたくしは、わが國における一派の論者が、如實論といふのを主張して敎育刑論的改革に反對されるのを知つてゐる。それ等の論者に依つてさし當り敎へられてゐるのは、行刑における勞働主義を斥けて宗教家の敎誨の重要視されてゐる點である。われわれは、敎誨を輕視するつもりはないが、勞働の適當な組織に基礎をおかない敎誨主義に多くを期待することを得ない』（牧野氏前掲「敎育刑の矛盾」警研第六卷第十二號第二四頁）といはれ、或ひは、『要するに財政の基礎なくして政治、行政は不可能である。……支配關係そのものには、單なる哲學的商用語に過ぎないところの道德論のみを以てしては、如何ともし難い限界が嚴存する所以である』（大內氏前掲書上卷第一七八頁）ともいはれる。

なほ、敎育刑論の核心的理念につき、『監獄に於て「働かざれば食ふべからず」の原則が確立せられ、監獄が一箇の自給自足的な工場・農園と化せられる時、……その時こそ、今までの「敎育者自身が敎育せられねばならぬ」ことになるであらう』とせられるものに、木村氏前掲「監獄勞働」（法律時報第三卷第四號第二四頁）。

（三）昭和四年七月刑務所長會議注意事項。その論旨につき、一九二七年ドイツ行刑法草案第八三條參照。

（完）

刑政第49巻第4号
矯正図書館

刑罰に於ける道徳性の基礎概念

龜地繁人

序

刑罰と褒賞とは吾々人間の社會生活にとつて最も密接な關係を有つ問題の一つである。而して之が價値問題は國家當事者や教育家によつて論じ古されてはゐるが尚且新しい意味をもつてゐる樣に思はれる。玆に刑罰に於ける道德性の概念を把握するに先立つて基礎經驗の學としての倫理學の成立を討究しつゝ、次に刑罰行使の如何にしてなさるべきか、又如何なる手續を要し如何なる結果を招來するかを系統的に嚴密に、言はゞ學問的に究明しようとするのが本稿の企圖である。

先づ提出せられる倫理的問題、刑罰と褒賞とによつてなされる善とは如何なるものであるか。又刑罰は何時如何にして科せられ、褒賞は何時如何にして附與せらるべきであるか。或行爲が正しいとか、義務が遂行せられなければならないとか云ふことは夫自身がよいことゝして理解せられるのである。乍併之が刑罰や褒賞の問題との聯關に於いて如何なる範圍まで斯る見解が受容せられるであらうか。道德哲學の一機能としての善の問題を究明することが當面の課題となつて來るのである。

學問としての倫理學成立の可能性は正しき智的態度に於いて個々の實踐的問題を決定するところに存するのである。刑罰や褒賞は倫理的實踐的機能の分析、卽ち行爲の結果たる善惡正邪等に關する決定に依存する最高の原理にして、その限りに於いて一般的なる倫理的原理の上に基礎付けられなければならぬ。個々の罪科が罰せられ、個々の功績が稱讃せられるのは如何にしてゞあるかを決定するより前に此の原理こそは必要にして、それは獨り倫理學のみの爲し得る仕事でなければならぬ。乍併倫理學の仕事は單に夫自身を決定するのみではなくて、却つて決定に對する知識の本質的要素を供するものでなくてはならぬ。或行爲の必然的歸結としての善惡は、倫理學が實踐的知識をその對象とする限りに於いて客觀的に妥當なる倫理的判斷の結果である。善惡正邪の何であるかは凡ての合理的なる行爲或は凡ての信念の下に於ける推理や直觀によつて普遍妥當的なる眞理に從ふことを豫想する。此の意味に於いて倫理的知識は或

は任意な主觀的なるものと云はれるかも知れないが既述の如く行爲の善惡は決して無生物の屬性ではなくて、人間の行爲や經驗や精神の作用そのものである。夫故行爲の客觀性が人間の精神を離脫した存在を意味するならば、善惡も亦客觀的ではなくて却つて行爲や經驗の現實の性質であることを否定し得ないであらう。如此簡單なる豫備概念を手掛として刑罰に於ける道德性の概念を討究することゝしよう。

一

吾々が推理や觀察によつてより以外に直觀的知識を得る場合には全く倫理的眞理を許容することがあり得るのであるが、その場合には善や正に關する直觀の確實性が受容せられなければならぬ。罪惡に對する科刑、而もその科刑は不正を爲したといふ理由によつてゞあつて、それは又心的にせよ肉體的にせよ苦痛によつて罪が償はるべきであるといふことは理想上道德的に善又は惡に應じてあるべきものにして夫自身のために求められなければならないものである。

刑罰の本質は無上命法である。刑罰が犯罪者に毀害や苦痛を加へることによつて犯罪者の爲したる毀害に量的に對應するとなす功利主義的見解に對してカントは質的に對應するといふ。卽ち殺人者に對する正當なる刑罰は死刑である。之當に死刑は他の如何なる種類の刑罰とも質的に異るが故である。刑罰に於ける質的と量的とを決定するものは獨り同態復讐法 (lex talionis) あるのみ。於玆カントの「汝嘘言すべからず」なる命題は假令吾々が不幸にして基本的道德原理によつて吾々に刑罰の充分なる意義を授けられてゐないとしても罪に對する適當なる應報的刑罰が科せらるべき原理として一般的に考へられるやうに思はれる。然る時第二の原理として「人道を取扱ふが如くに行爲せよ」なる命題が自己の人格に於いても亦他人の人格に於いても常にそれが目的としてゞあつて決して手段として爲されてならないことを見るのである。而して刑罰が應報的なるものより以外のものによつて決定せらるべきであるとの見解は、惡しき行爲に非ざれば刑を科すべからずといふのではなくして寧ろ惡しき行爲は結局應報主義を辯護する主要點と見なければならないであらう。

ヘーゲルは應報說を犯罪の形而上學的性質に於いて無 (nichts) と見てゐる。犯罪を無と見るは惡の否定であることは云ふまでもない。絕對的存在としての正・善は否定することも抹殺することも出來ない。夫故犯罪の外

的性質は消極的なるもの、否定的なるもの、卽ち無に他ならない。彼に於いては犯罪行爲はそれに對して刑罰が否定として加へられるところの第一次的、積極的なるものではなく、却つて夫自身一の否定的なるものとして、從つて否定の否定として科せられるものである。換言すれば「惡行爲としての犯罪が結局は非現實的なるものであるといふ理由によつてその行爲の非現實性は誤を否定し邪を抹殺するところの刑罰によつて表明さるべきである」。又犯罪行爲は犯罪者の犧牲的意志と彼自身の本然の意志が現實に等しいものであるとの理由によつて結局彼自身の意志と鬪爭するに至る。夫故刑罰は彼自身の意志が彼の本性の上に還歸する時に考慮せらるべきであらう。そこに於いて如何なる犯罪に如何なる刑罰が科せられるかといふ內在的辯證法が成立すると考へられるのである。之に關しては次の如き豫想が許されるであらう、卽ち惡の非現實性は究極は自我卽ち絕對的理性との合致である。蓋し現實的なるものは理性的であり、理性的なるものは現實的であるから。法の主體たる國家はヘーゲルにありては理性の最高の表現である。乍併斯る考方が眞に應報說を辯護するものであるか否かは尙疑問の餘地があるであらう。而してヘーゲルの理論の價値と實際の目的とは論理的證明ではなく、その個有の機能を充たすために刑罰を科する場合の道德的實驗としてそれを見るとき一層明かになるであらう。

斯る論證を要約すれば嚴密なる論理的證明ではなくして寧ろヘーゲルの所謂經驗の內在的辯證法でなければならぬ。如何なる人間にとつても刑罰と褒賞の必要なることは出來ないし、又更に刑罰によつては矯正改善せられ褒賞によつては奬勵促進せられるものである。夫故刑罰によつて好結果に導くか、或は不正行爲が自ら刑罰に癒す傾向を示すことによつて刑罰そのものが究極目的であると斷言することは出來ないであらう。刑罰が何時如何にして科せらるべきか、犯罪と刑罰との間に對應する應報的原理が量的でなくして質的に決定せられることは當然の樣に思はれる。於茲マクタガートはヘーゲル說に反問して曰「刑の判決は犯罪の矯正に重要なる段階であるが夫にも拘はらず人は罪惡を排斥し道德法則を蔑視するといふヘーゲルの說は何を意味するものであるか。」と更に又「刑罰とは惡行爲を敢行したといふ理由によつて科せられた苦痛である。而て科刑の事實によつて再び罪に陷ることを避けしめ、法を絕對正確なるものと認識せしめるやうに强制し、而も實際に自己の罪惡を改悛せしめるやうに力め、唯單に威嚇によつてのみ再犯に陷らないやうにするといふことであつてはならない。刑罰がその事實に依つて感化懲治するといふことは彼等が罰せられてゐる間に犯罪行爲を矯正するやうに他の手段を用ひなければならない」と。されば後に明かになるが如く改善說は犯罪に對する苦痛を出來得る限り輕減して而も最大の改善を望むものである。イウイングに依ればヘーゲルの理論は犯罪者を改悛せしめるところのものは如何なる手段をも厭はないものと云へるであらう。假令それが外見上苦痛を與へることそのことは惡であつても。何者ヘーゲルに於いては犯罪と刑罰とを一方に、苦痛としての刑罰と改善とを他方に、兩者はその內的本質に依つて必然的に結合せられてゐるものであるから。要之刑罰は犯罪者を一層惡化させるものではなくて、たとひそれが長期刑に服してゐるものでも遂にはそれを嫌忌するに至らしめるものでなければならぬ。ヘーゲルに於ける罪惡は本質的には無であり、抽象的觀念論的であつて具體的なる生存の仕方には尙不充分なものである。現實性こそ本質的に善である、道德的惡は究極は自己矛盾であり、自己破滅である。

次にラシュダルの說を概括すると刑罰に依る苦痛は惡く惡であつて決して夫自身究極目的ではないと。刑罰として苦痛を加へることは好結果を招來するものではなくて却つて殘忍である。彼曰く「刑罰の目的が意識的存在（人間）の上に好結果を齎すより以上に他の或物があるとすればそれは全然不德義・不合理なものであらう」と。苦痛のための苦痛といふ處罰ならそれは此の應報說を弄ぶものにして而も殘忍の最惡の典型と斷定し皮肉つてゐる。次にトマス・ムーアが有機的統一の原理と呼んだところのもの、卽ち苦痛は夫自身惡ではあるが或事情の下に於いては苦痛を與へることによつて一層よく改善せしめようとするの努力である。又單なる意識的存在のみにして內面的價値の存しないやうに思はれる場合でも之等の存在（人間）の意識的諸情態以外に何等の內面的價値はあり得ないとは言はれない。刑罰の合理的目的は唯意識的存在の上に好結果を齎すことにあるのであるが併し假令この事が肯定されるにしても尙之等の好結果中には受くべき刑の苦痛の狀態が含まれてゐる場合を豫想しなければならぬ。犯罪者が刑罰の正當なることを意識し得ない（例へば精神病者不具者等）場合があり得るとは云へ、尙意識的存在たり得るのである。乍併人間の精神狀態の價値は意識の有無によつて評價せられるものではなくて

却つて正常なる機能の操作の可能性に依存するのである。かくて吾々は人間の内的價値に注視しなければならぬ。此の點に於いて初めて正しき應報的刑罰に對する充分なる理解が可能であらう。

以之觀是刑罰は犯罪の性質を意味し、それが科せられる限りに於いて過去の犯罪を回顧せしめねばならぬ。之は單に刑罰の偶然的性質ではなくして本質的必然的なるものである。而して刑罰の性質を考慮する場合、たとひ犯罪者であるとは云へ、單なる物或は道具の如くに取扱つて彼等の人間としての人格性を無視してはならぬ。刑罰は犯罪者を道德的存在と見做さなければならぬ特殊な本質を有する。若し然らずんば犯罪者はその罪科を矯正することが出來ないであらう。夫故眞の改善は犯罪者を處罰することを豫想してゐる。而して處罰の過程は苦痛を含む。それは少くとも悔恨の内的苦痛を含むものであつて斯る豫想は惡意志を破滅せしむることに他ならぬのである。

二

刑罰を原始的に見るときそれは汚穢を淨化する（古代の祓又は禊の思想）或は社會的害惡を防衛する單なる手段に過ぎないと考へられるであらう。而して刑罰の本質が應報主義であるか或は嚴密なる功利主義であらうともそこには客觀的なる正義の觀念がなくてはならぬ。斯る正義淸淨の觀念が人間の倫理的道德的良心に還歸せられるとき實踐理性の優位は顯示せられるであらう。ところで刑罰によつて得られる利益若しくは效果を考察するとき、刑の目的はそれが手段として行使せられ、科刑が究極の目的として善であるか否かはそれを賢明に行使することに依つて一層明かになるであらう。

先づ刑罰によつて得られる利益及びその刑罰に對して社會的必然的手段たる阻止或は豫防の可能性が考察の中心となる。阻止としての刑罰は犯罪に對する社會の自己防衛に缺くべからざるものとして他のものより一層基本的なるものである。社會或は國家の存在は法に依存し、法はそれが絕對的に必要であるとは雖も刑罰によつて勵行せられるものではないであらう。それは又吾々の文化に於ける道德的意識の發達の何れの段階に於いても同樣に道德法則には服從しなければならぬといふ理由で拘束される力としての刑罰に依存するものではない。法律は刑罰によつて促進されるものではなくて却つて刑罰なくしても服從せられるが如き理想的國家社會をさへ考へることも出來るのである。然るに動もすれば未開の國家、不完全なる社會の人々は法に服することを好むものである。或は反對に「知らしむべからず據らしむべし」なる政策を主義とする爲政者すらあるのである。更に又威嚇或は脅迫が刑罰の或形式をとることがある。威嚇若しくは脅迫は物的力によつて或事柄を强制或は禁止するのであつて夫自身が刑罰ではない。例へば殺人者の手からピストルを發射することは脅迫ではあるがそれが直に刑罰ではあり得ない。斯る脅迫は强者の弱者に對する强制的行爲、精神病者の幽閉等に見られる事實である。刑罰は併しながら嚴密なる意味に於いて法を守らしめるための脅迫威嚇ではない。眞の脅迫は自ら刑罰の中に含まれ、犯罪の後に來るものである。かくて刑罰の效用の基本精神は必然的に國家社會の自己防衛に導かれなければならぬ。於茲吾々は社會的生存としての人格性を對象とする認識根據を確立するの必要に迫られる。卽ち良心の起源に覺醒せしめることに努めなくてはならぬ。良心の起源は人間性の自覺に於いて之を觀ることが出來る。少くとも正常なる人間にありてはその知識の發達に應じて精神生活の内容を豐富ならしめるものであるから、此の精神生活の内容を自覺するとき自ら人格性は完成されるものである。良心とはとりもなほさず此の人格性の自覺反省の心的作用に他ならない。ソクラテスの「汝自身を知れ」とかカントの「無上命法」は此の具體的現實的なる人間存在の存在性を、卽ち「人間とは何か」ではなくして「如何にして人間たり得るか」を問ふものであつたのである。人間存在の存在理由及び存在根據は具體的なる人間の生存の仕方を理解することに於て明かにせられるであらう。理解は常に人間の行爲的表現に於いてのみ可能である。行爲的表現は人間の生存の仕方の體驗である。之卽ち人間が歷史的・社會的なる具體的・現實的・統一態としての全體性であるが爲である。斯る全體的人間性も時に側面的部分的性格としてはその自己意識の主體の表現たる知的作用、羞恥・悔恨・憐憫等の情的作用及び意志的判斷作用の何れかゞ優勢を示すものである。誘惑に抗し得ないものは情的作用に惹かれ、俯仰天地に恥ぢざる底のものは意志作用旺盛にして良心の命令禁止の指示を仰ぐ。良心にしてその正義と權力とを獲得するならば人間性は既に完成の域に庶幾しといふべきであらう。カントが道德の目的を棄てゝ法則に重きをおいたのも强ち嚴肅主義とのみ評し去るべきではないかも知れない。斯る人間性の側面的部分的傾向の優勢なるものを吾々は具體的なる人間に於ける個性と呼んでゐる。夫故デイルタ

イの謂へる如く個性には量的差異こそあれ質的には絶對的差異を認めることが出來ないのである。

刑罰行使の結果を豫想して社會の統制を期することの危險なるは言ふまでもない。むしろ刑罰の絶對的精神たる法的基礎觀念の培養に努むることが先決問題でなくてはならぬ。

三

豫防としての刑罰の機能は犯罪しない樣に引止め、思ひ止まらせることを直接豫防とし、間接的にはそれによつて國家社會の自己防衞となるのである。併しながら直接豫防は自由といふ點より云へば單なる阻止以上に重大なる制限を含んでゐる樣に思はれる。夫故直接豫防は刑罰の理論的必然性といふよりも寧ろ外的利益を意味するに過ぎない。或種の刑は犯罪を防止するがそれは刑罰である限りの刑罰としての結果ではなくして、却つて監禁或は奪取等としての結果である。監禁は刑罰であり豫防ではあるが併し刑罰であるが故に豫防するのではない。被疑者を審問する前に拘禁するのは彼等を逃亡しないやうに豫防せんとするのであつても、だからと云つて未だ犯罪とは見做されないし、從つて刑罰ではないのである。

豫防的效果に於いては罪惡の恐怖に對して不正行爲を單に愼しむと云ふよりは或異つた意味を有つものの樣に思はれる。刑罰が犯罪に隨伴することの必然なるは既に明かである。ところで如何に嚴刑にせよ結果は比較的輕少な場合があることもある。卽ち犯罪防止を有效にせんとせば刑罰を免れるの機會に正比例して刑罰を嚴にしなければならぬ。而して刑罰は犯罪によつて得られた利得と正確に均衡すべきであると云ふことは當を得た主張ではないであらう。何者彼が捕へられなければ彼は利益を得るだらうし、たとひ捕へられたとしても彼は前と同樣な狀態であるだらうから。刑罰は又罪惡の阻止の要求を充たすためには犯罪の利益を超過しなければならぬ。更に刑罰の增減は犯罪が防止せられる場合に應じて考慮さるべきであらう。

個人を目的としてゞはなく、手段として取扱ふ斯る防止說に對して次の如き異說がある。他人の安寧を維持せんが爲に犯罪者に苦痛を與へんとするは正にその犯罪者を手段として取扱つてゐるのである。如何なる場合と雖も犯罪者は人間として、卽ち夫自身究極目的として取扱はれなければならぬ。ところで此の方法に於いて犯罪者

處遇の必然性は他の方法卽ち個人的行爲に對して社會のそれを犧牲にしてはならない。何者吾々の行爲が意志の薄弱から犯罪に陷る場合には吾々は刑罰をして阻止たらしむることが出來ない。斯る場合の一として苦痛と道德的惡との二者擇一に最も困難を感ずるのである。犯罪が斯々に取扱はるべきであると云ふことは道德的惡ではあるが併し犯罪を默許することも亦道德的惡と云ふべきであらう。

偖、今假りに他の凡ての刑罰行使に就いての考察が不問に附せられるとすれば刑罰は阻止的意志のために科せられ、その結果殘忍性に傾くことを免れない。蓋し阻止的苦痛が一層苦だしければ夫自體が刑罰となるであらうから。更に刑罰の嚴格さは誘惑が强かつたからとて減ぜらるべきものではなくて、却つて增加せらるべきである。此の說は二方面から考察することが出來る。一は論理的に最も殘酷に而も野蠻的なる刑を科することを最有效なるものとする。他は減刑の場合、刑の輕減と、それとは反對に誘惑の强さに正比例して刑の增加との自家撞著である。かくして此の原理の結論として不注意と云ふことが相當嚴罰に處せられるを要するであらう。卽ち偶然の事件に於いて不注意によつてなされた損害は犯罪のそれよりも一層大なるが故に、不注意は故意と同等に見做されなくてはならぬ。而も不注意は犯罪的性癖のものよりも一層社會にとつては危險なものであるから相當に處罰しなければならぬ。又刑罰は犯罪者を人々をして咎めしめるのではなくして、むしろ同情せしめ、刑罰の殘酷さは同情に於いて起るのであつて、それは改善に對しては障碍となるであらう。乍併刑罰は犯罪者をして刑を受けることを恐れて不精不精に罪惡行爲を避けしめるといふのであるならばその科刑こそは正に阻止ではなくて矯正である。而して之が論理的に教育に適用されるならば、兒童をして彼等自身の行動を目的とせしめるのみにして彼等の生長に伴ふ訓練ではなく、彼等の行動そのものが究極目的でなければならぬ。於茲吾々は實際に於いては改善が目的で單なる阻止が目的でないことを一層明瞭に知ることが出來るのである。

吾々の行爲は凡て何等かの目的に向つてなされてゐるのであるが一の目的を達せんが爲に他の凡てのものを犧牲とすることに無雜作に贊成することは出來ない。時には一方を、又時には他方を選ぶことからして其處に矛盾衝突が生ずるのである。とは云へ矛盾撞著或は鬪爭の起るところには常に進步發展があり、潛在的・可能的なるものが實現への運動過程をとるものである。斯る理論は實際目的としては吾々の今當面の問題に當嵌めるには頗

刑政第49巻第4号
矯正図書館

る貧しきものではあるがそれが道徳的學としては特殊なものではなく、行爲の凡ゆる領域に亙つてゐることを看過出來ないであらう。吾吾が道徳哲學から他の諸科學に視點を移し、それが應用を要求するのは特殊な經驗的知識が個々の場合に於ける實踐的洞察と結合するが如き一般的な倫理的原理ではないからである。

以上の概說よりして一般的に言ふならば刑罰は決定的のものにして而も不愉快なるものたるは事實である。玆に於いてか阻止の目的は監禁するのではなくして、却つて制限の內に於いて刑罰をして出來得る限り犯罪者の性格を改善せしめるものでなければならぬ。

× × ×

現下の行刑政策が教育刑をその指導原理として犯罪者の全人間性を理解せんと努むるに至つたものは上述の觀點よりして強ち偶然ではなくて、却つて歷史的社會的なる必然的歸結でなくてはならない。犯罪者が受刑生活に陷れる現在の境遇は彼等の過去の社會環境に順應し得べき精神的肉體的缺如の然らしむるものであつて吾々は之を道徳的缺如態と名づける。然らば如何にして斯る道徳的缺如態を正常態に還歸すべきであらうか。吾々の基礎概念は歷史的社會的現實生存の人間である。人間は單なる個人ではない。個人は人間の一面性・可能性に於いて人間性の性格を具備しはするが而もその全體性・現實性に於いては未だ完全なる人間たり得ないであらう。罪惡が人間に於いて罪惡たる所以のものはその人間性の表現たる行爲に於いてである。夫故惡人・惡行と云はれるものはその人間の一面性・一表現にして、その人全體が惡人であるのではない。否定擯斥せらるべきものは罪惡行爲そのものであつて人間ではない。否定さるべき罪惡は絕對的なる法に對してゞあり、現實的なる社會に受容することの出來ないものである。此の故に罪惡は否定排除さるべきである。然るに斯る罪惡が人間に於ける罪惡である限り、その全體性たる人間を否定排除すべきであらうか。罪を憎んで人を憎まず。惡は否定さるべく、人間は肯定されなければならぬ。於玆否定は肯定との綜合に於いて統一せられ高次の人間性に還歸せしめられる。之即ち辨證法的自覺である。斯る自覺が受刑者をして自己の道徳的缺如態に向けられる時所謂教育刑の目的はその可能性を期待し得るであらう。世には行刑政策を以て生物學的となすものがあると聞く。生物學的見解は結局有機體說に歸せざるを得ないであらう。然るに辨證法的立場は人間學的である。吾々は之を教育的辨證法と名づけて他の機會に讓ることゝする。唯玆にはその方法論上の定位をのみ提示して此貧しき稿を結ぶことにしよう。

少年犯罪者の危險性の規定條件（二）

——經濟的、社會心理的、教育的考察——

近藤貞次

目次

はしがき
一 危險性の規定條件其一——社會環境
二 危險性の規定條件其二——家庭の經濟狀態
三 危險性の規定條件其三——家庭の職業、居住狀態に伴ふ諸問題
四 危險性の規定條件其四——家族素行、其他、躾け上の諸問題（以上前號）
五 危險性の規定條件其五——學校生活
六 危險性の規定條件其六——職業經歷
七 危險性の規定條件其七——交友關係
八 危險性の規定條件其八——精神狀態
1 少年期、青年期の特徴（以上本號）
2 智能狀態、情意傾向 3 特殊の精神作用
九 危險性の主要なる諸徴候
むすび

五 危險性の規定條件其五——學校生活

學校教育そのものが少年の危險性を規定すると云ふわけはない。けれども、少年の學校生活を考察することは、二つの意味に於て、少年の危險性を知る上に重要である。その一つは、學歷の程度は少年の社會生活に對する危險性の程度と關係があると云ふことであり、その二は、危險性の大なる少年は小學校時代に既に非行をあらはして居る場合が多いと云ふことである。先づ學歷の考察から始めようと思ふ。

學校は、言ふ迄も無く、社會生活に必要な知識並びに技術を與へ、性格の陶冶をなす所であるから、學歷の程度は危險性の程度に關係があると見なければならない。

だから、學歴の不充分なものは危險性も大きいのではないかと云ふことが想像される。勿論、學歴のみから危險性を論ずることが出來ないのではある。當該少年の精神狀態、家庭條件の如何によつて、たとひ學校教育を受けたにしてもその教育効果が阻却されてしまふからである。又、家庭によつては、その經濟上の原因などから學校教育を充分に授け得ない場合もあるからである。けれども、大體から言つて、學歴の不充分と云ふことは少年の危險性の規定條件の一つと見なければならないかと思ふのである。

第十四表　學歴

學歴	再犯者		非再犯者	
	實數	%	實數	%
不就學	1	7	0	0
尋常小學半途	8	57	4	50
尋常小學卒業	3	21	0	0
高等小學半途	0	0	0	0
高等小學卒業	1	7	4	50
中等學校半途	1	7	0	0
計	14	99	8	100

そこで、前から再犯調査に使用して居る二二名のものについて、再犯者と非再犯者の學歴を比較して見ると第十四表の様になる。此の表によると、非再犯者では尋常小學半途退學者が五〇%であるのに對し、再犯者では、不就學者が一名あつて、尋常小學半途退學者の八名を加へると、六五%の者が學歴皆無乃至不充分と云ふことになる。

第五表　學歴

學歴	實數	%
不就學	8	3
尋常小學半途	122	43
尋常小學卒業	77	27
高等小學半途	37	13
高等小學卒業	24	9
中等學校半途	13	5
計	281	100

更に、初犯者の二八一名に就いて學歴を調べて見る。それを示して居るのが第十五表である。第十五表によると、不就學者が八名、尋常小學半途退學者が一二二名で、合計一三〇名、四六%である。卽ち半數に近い少年が不就學者か或は教育不充分の者であるのである。次に注意すべき事柄は、半途退學者が多いと云ふことである。尋常小學半途退學者が今述べた通り一二二名、高等小學半途退學者が三七名、中等學校半途退學者が一三名、合計一七二名で、六一%である。

所で、これらの半途退學者の退學の理由を調べて見ると第十六表の様になる。尋常小學半途退學者、高等小學半途退學者、中等學校半途退學者に共通して多く見られるのは、非行が退學の原因になつて居る場合である。而もその數字が、尋常小學半途退學者では五四%、高等小學半途退學者でも同じく五四%、中等學校半途退學者では七七%となつて居るのを見れば、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。殊に、中でも、中等學校半途退學者の七七%と云ふ壓倒的の數字はこれを見逃すことが出來ないのである。それから、表中、就職のため退學して居るものは、家族經濟の破綻が直接原因になつて居る者である。表で其他としてある中にも、家庭が貧困で退學して家庭で働くとか、やがて奉公に出て居ると云ふ者が若干ある。併し、こゝに其他としてまとめてあるものは多く、養育者が轉々と變つてあちらこちらと移つて居る間に學校の方がうやむやになつてしまつたとか、病氣とか、兩親共に居なくなつたとか、等々である。

第十六表　退學理由

理由	尋常小半途		高小半途		中等學校	
	實數	%	實數	%	實數	%
就職のため	25	21	8	22	0	0
非行のため	66	54	20	54	10	77
其他	31	25	9	24	3	23
計	122	100	37	100	13	100

以上は少年の學歴の考察であるが、次に、在學中の非行を調査して見よう。右に述べた通り、退學の理由として

第七表　在學中の非行

非行	再犯者	非再犯者
休みがち	4	1
金ごまかす	2	1
仲間喧嘩、いぢめる	2	0
掻頭から店拂ふ	2	0
計	10	2

第十八表　在學中の非行

非行の種類	摘要	實數		%
かくれ休み	學校嫌ひ	30	121	36.8
	叱られて憤慨、叱られるのが嫌で	4		
	がき大將になつて遊び	11		
	彷徨、其他の遊びで	38		
	活動寫眞見たりなどして	19		
	教室に落付いて居るのが嫌で	2		
	繼母と折合はず家出	2		
	仲間にいぢめられ、馬鹿にされ	5		
	遲刻多く（撞球屋、藝者屋）	2		
	子守しながら出席するのが嫌で	8		
喧嘩、仲間いぢめる			35	10.6
仲間に惡い事强要			4	1.2
家の金ごまかす	買喰ひ	31	88	26.8
	活動寫眞	36		
	仲間におごる	8		
	カフエー、喫茶店	10		
	講談本	2		
	釣道具	1		
使用人の金盜る	買喰ひ、活動寫眞		1	0.3
學校で、仲間の金、先生の金盜る	買喰ひ	16	26	7.9
	活動寫眞	8		
	仲間におごる	2		
學校で學用品盜る	珍しく美しく、ほしくて	3	13	3.9
	家で買つてくれず	10		
店頭から掻拂ふ	食べたく	14	20	6.0
	活動寫眞の入場料にするため	4		
	玩具	1		
	家で學用品買つて與れず	1		
畑をあらす			7	2.1
其他の非行	近所の家へ遊びに行つて居て盜る子供を欺いて盜る、賽錢掻拂ひ、板間稼ぎ、奉公中使ひ込み、空巢、すり、恐喝、		13	3.9
計		328		99.5

て非行が最も大きい數字を示して居るのであるが、かゝる非行の早期發現は、少年の危險性の大なることを示すものである。例の二二名の者について、再犯者と非再犯者の尋常小學在學中の非行を調べて、これをまとめたのが第十七表であるが、これによつて再犯者の方に在學中既に非行をあらはして居る者の多いことが知られるのである。卽ち、再犯者には一〇件の非行が見られるのに對して、非再犯者には僅かに二件の非行が見られるに過ぎないのである。これによつてもわたくしどもは、非行の早期發現と云ふことは、學歷の不充分と共に、少年の危險性を知る上に見落してはならないことを知るのである。

この少年の在學中の非行を、二八一名の者について調べて見ると第十八表の樣になる。

非行の種類としては、かくれ休み、仲間をいぢめるとか喧嘩、仲間に掻拂ひをさせたりすること、家の金をごまかすこと、使用人の金を盜つたりすること、學用品を盜つたり學校で仲間や先生の金、學用品を盜つたりすること、掻拂ひをすることなどの非行である。かゝる非行の原因の主なるものを述べて見ると次の樣である。

第十八表に、かくれ休みの原因として、學校嫌ひと云ふのが大きい數字に於て見られて居る。學校嫌ひと云ふのを細かく分けると三つ位になる。一つは成績が惡くて學業に對する興味が湧かず、今一つは成績の惡い所から仲間に馬鹿にされたりいぢめられたり、先生に叱られたりして、學校が面白くなくて行かないのである。叱られるのが嫌でかくれ休みをしたとか、仲間に馬鹿にされてかくれ休みをしたと云ふ者の中には此の種の者も居るのである。尤も、叱られて憤慨してかくれ休みをして居る者のうちには、抗爭性の者の居ることを見逃してはならない。喧嘩したり亂暴をして叱られて憤慨して登校しない樣になるのである。又、仲間に馬鹿にされてかくれ休みをして居る者の中には、不潔な服裝をして通學するとか、家が町端れの小屋であつたりして馬鹿にされてかくれ休みをして居る者がある。これと類似して居るのは子守しながら出席するのが嫌でかくれ休みをして居る場合である。學校嫌ひと云ふ中の第三の場合は、衝動的で遊び好き、倦き易くて落付き無く、浮浪傾向が著くて屋内にとぢまつて居られない場合である。卽ち、活動寫眞を見たり、教室に落付いて居るのが嫌だつたり、川へ魚をとりに行つたり、練兵を見て終日野原に居たり、などしてかくれ休みをして居る場合と種類を同じうするのである。

又、繼母と折合はないで家出をしたとか、家庭の職業が夜の商賣で、朝、遲刻することが多くて、仲間に馬鹿にされたり學校に對する興味を失ひ、缺席して居る例は、事例の數は少いが、家庭條件と學校生活の關係を示す事例として、注目に値するものである。

更に、十八表を見ると、仲間に馬鹿にされたりいぢめられて居るものゝある一方、仲間をいぢめたり、仲間に惡い事を强要して居る者がある。

最後に、家の金をごまかしたり、學校で盜つたり、搔拂ひをして居る場合を見るに、買喰ひをし度いとか活動寫眞を見度いとか、珍しくてほしくてとか、衝動性に基くものが大部分である。又、仲間におごつたりすることが好きで、その金がほしくて家や學校で金をごまかして居る者がある。最後に、特に、家庭條件と關係ある場合として、家で買つて呉れないので、學校や店頭から學用品を盜つて居る例が出て居る。而も學校で學用品を盜つて居る場合にさう云ふ場合が多いのである。

六　危險性の規定條件其六—職業經歷

第十九表は、再犯者調査のために今迄屢使用した二一五名の者とは別の再犯者、二一五名について、彼等の再犯

第十九表

再犯時生活狀態		實數	%
就職中	家具、指物工(5)　塗工(2)　左官(4)　鳶職(1) 酒屋奉公(2)　魚行商(3)　料理人、コック見習(5) 青物行商(1)　農業(4) 洋裁職人(3)　靴屋(2) 人夫、土方(9)　馬丁(1)　日雇(農業其他)(6) 露店商(3)　運轉手、助手(2)　染物職人(1) 鍛冶屋(3)　機關手(1)　時計修繕工(1)　新聞配達(3) 印刷職工(4)　事務員(1)　人形師見習(1)　按摩 見習(1)　牛乳配達(1)　揮毫業(1)　葬儀人夫(1) 外交員(2)　製糸職工(1)　屑屋(1)　洗濯職人(2) 掃除夫(1)	79	37
無職	家に徒食	93	43
無職	浮浪、住所不定	40	19
無職	不良集團に加入	3	1
計		215	100

時の生活狀態を調べたものである。わたくしどもは此の表によつて、職業について居ることは必ずしも少年をして再犯をなさしめないことを保證するとは限らないけれども、他方、離職或は不就職の結果、無職で居る者が就職中の者に比べて如何に多いかを知ることが出來る。そこで、それならば何故離職する樣になつたかと云ふことを調査することが必要になつて來る。さうしてそのことを調べて見ると、大體次の樣なことが知られるのである。

職業に對する認識、これはわたくしどもが社會生活を營んでゆく上に最も必要なる認識の一つである。生產無くしては消費が出來ないに拘らず、生產系統と消費系統が分離し、一般經濟組織と家族經濟組織が分離してゐる所から、稍もすれば此の兩者の關係の認識が失はれ勝ちである。少年犯罪者の中には、此の職業に對する認識の缺けて居る者が非常に多いのである。

職業そのものに對する認識に次いで大切なのは、職業生活は社會關係を離れては營み得ないものであると云ふ認識である。卽ち、職業活動を營むためには、少くともその職業生活を通して生ずる社會關係に適應してゆかなければならないと云ふことの認識である。

此の社會適應の認識に關聯して必要なのは、社會適應のためには、個人的の感情を殺さなければならないことも往々あり、慾望も節制しなければならないことがあり、規則生活に從はなければならないと云ふことに對する認識である。少年犯罪者の中にはこれらの認識に缺けて居る者も亦非常に多いのである。

かゝる認識缺如の源には色々ある。家庭條件が前述の通りである。學校教育も不充分である。年頃は未だ少年期乃至青年期である。それに加へて、問題の精神構造を持つて居る者が大部分である。そこで、多少、職業生活に對する教育が爲されたにしても、その教育が効果をあらはさないことが多い。

かやうな次第で、少年犯罪者達の職業經歷を調べることは、少年が如何なる技術を習得して居るかと云ふことを知るとゝもに、少年の失敗の歷史を知るのに役立つ場合が多く、從つて、少年の危險性を知るのに大切である。

そこで、この邊の事情を、更に、初犯者の二八一名について調査して見る。先づ、第二十表を御覽願ひ度い。不就職と云ふものが二三名ある。これは、中等學校に進んで、在學中に失敗をなし、就職の機會の無かつた者と、小學校在學中から非行が連續して、就職する暇の無

かつた者とである。

他に、家業に従事して、奉公に出なかつた者が一一名居る。二八一名の中から、此の一一名と、不就職の二三名を除いた残りの二四七名が奉公に出て居るのである。これらのうち、一回就職したのみで轉職をして居ない者が三七名ある。此の三七名のうち、若干の者を除けば、非行に忙しくて二回以上就職の機會の無かつた者で、無轉職と云ふことは決して、直ちにその者の職業に對する永續性を意味しては居ないのである。只、例外的の若干の者では一つの職業に數年就いて居る。これらの者は放火や殺人をして居る者に多く見られる例である。

第二十表　就職率轉職回數

		實數	%
不就職		23	8.2
家業手傳ひ		11	3.9
一回の就職		37	13.1
轉職回數	1	42	14.9
	2	62	22.1
	3	42	14.9
	4	28	9.6
	5	13	4.6
	6	9	3.2
	7	6	2.1
	8	2	0.7
	9	0	0
	10	3	1.0
	11	0	0
	12	1	0.3
	13	2	0.7
計		281	99.3
平均轉職回數：3 回強			

二四七名から無轉職の三七名を除いた二一〇名の轉職の回數を調べてみると第二十表の下の欄の通りである。二一〇名を平均すると一人が三回強の轉職をして居ることになる。即ち、平均四回就職して居ることになる。所で、これらの者の就職し始めて居る年齢は平均して凡そ一三年、離職年齢は平均にして凡そ一五年六月になる。即ち、平均して約二年半の間働いて居ることになる。此の二年半の間少しも休むことなしに働いたとすると一つの職業に七月程就いて居たことになる。併し、少しも休むことなしに働くと云ふ様なことは無いから、實際はもつと短い期間になる。即ち、一つの職業に在ることが大體短いと言はなければならない。シンプソンも受刑者と普通の者との在職期間を調査されて、受刑者の在職期間の方が短いと言はれて居る。(註)

次に、かく、七月程で轉職したり離職する時の理由はどうかと見ると、第二十一表の様になる。

第二十一表を見ると色々の理由のあることが分るが、その中には、主人側の都合とか、疾病とか、已むを得ない場合もある。併し、轉職する者の側にも問題の見られる場合もある。寧ろ、斯ふ云ふ場合の方が多い。第二十一表を上の欄から順次に見て來ると、最初に、喧嘩、抗

第二十一表　轉職或は離職理由

轉職或は離職理由			實數		%
喧嘩抗爭等		主人（主婦）と爭つて	27	146	21
		主人に虐待され、やかましく	16		
		主人の家族との關係圓滿を欠き	21		
		叱られて	26		
		濡れ衣きせられて憤慨	3		
		仲間、監督と折合はず	51		
		近所の子供と喧嘩して	2		
慾望		遊び度くなり 活動寫眞	43	73	11
		遊び度くなり カフエー、喫茶店	13		
		遊び度くなり 遊廓等	10		
		遊び度くなり 祭を見度く	3		
		服裝を整ひ度く	4		
浮浪等		定休日に遊びに出たまゝ	7	124	18
		東京に憧憬、東京へ出て遊ばうと	10		
		浮浪し度くなり、使ひに出たまゝ浮浪	23		
		倦きて嫌になり、仕事嫌になり	68		
		怠けて休みそのまゝ	2		
		休日に家へ歸りそのまゝ	3		
		家へ歸り度く	11		
雇傭關係の性質等		給料拂はないので	10	88	13
		給料をあげて呉れず	5		
		給料やす過ぎ、小遣錢不足	13		
		約束がちがひ	3		
		年期で働くのが嫌になり	2		
		仕事を教へず他の仕事をさせるので	9		
		花見をさせて呉れないので	1		
		年期があけ	23		
		仕事が一時的のもので	6		
		仕事はげしく、つらく	16		
主人の側の都合		仕事がひまになり、店縮少のため	5	23	3
		主家がつぶれ、引越し、火事に焼け	18		
不適性		客の應待下手、御用聞き下手、無口で嫌はれ、仕事の間違ひ多く		11	2
不良交友		不良仲間に誘はれ		8	1
轉業		轉業しようと		27	4
疾病		病氣、負傷、夜尿、等々		18	3
其他		きうくつで、舊惡仲間にばれ、等々		28	4
惡事		使込み 活動寫眞、カフエー、女、等々	73	109	16
		持逃げ 上京し度く、旅行し度く、等々	20		
		其他 叱られた復讐に	16		
		仲間の金、物等盜る		13	2
		其他の惡事		24	3
計				692	101

争、等の見出しで、その中に、主人と争つてとか、主人の家族との關係圓滿を缺き、叱られて、と云ふ様な理由がある。これは、喧嘩や抗争に對して刺戟を與へる主人側にも問題はある。濡れ衣を着せられて憤慨して飛出して居る場合など、必ずしも飛出して居る者の方をのみ責めるわけにもゆかない。併し、少年側に於て、社會に適應してゆかなければならないことの認識の缺けて居ることも、かゝる理由で離職或は轉職して居る者の數の大きいことを說明するものであらう。仲間、監督と喧嘩して離職或は轉職して居る者についても同樣のことが言はれる。此の少年の側に問題のあることは又、慾望、浮浪、怠惰、等で失敗して居る者が非常に多いことを見ても知られる。使込み、持逃げ、等々の惡い事をして居る者の原因が、慾望、浮浪などであることを見れば、尙更此の點が明瞭になる。

更に、第二十一表を見ると、雇傭關係、仕事の性質、等が原因で轉職或は離職して居る者がある。年期があけて轉職して居る者や、仕事が一時的のもので轉職して居る者は、轉職すべくして轉職した者で、少くとも少年自身の側には問題は無い。併し、給料を拂はないでとか約束がちがひ、と云ふ様な理由になると問題がある。而も、主人側にある。給料が安過ぎるとか小遣か不足とかと云ふ理由になると（第二十二表、雇傭關係參照）、問題は、雇人側と被雇人側とにまたがつて存在して居る。此の場合もさうであるが、とかく兩者の利害關係は相反し勝ちであり、兩者の思想は相違し勝ちである。そこで又、年期で働くのが嫌になつたり、仕事を教へずに炊事や子守などばかりさせるので嫌になつたりして飛出す様になる。所で、此の飛出す所に考へなければならない所がある。飛出すのは、要するに、利害、思想の相違にうまく適應出來なかつたからである。少年は斯う言ふ場合只飛出る一手あるのみである。可愛さうなことである。

少年の職業に對する無知は、彼等の雇傭關係を調べて見ると更に明瞭になる。それを調べたのが第二十二表である。

第二十二表　雇傭關係

雇傭關係	實數	%
年期、前借	49	5
(無休)無給	27	3
日給 0.4－1.0円	25	2
月に、0.2－1.9円 (休み、1－2回)	62	7
月に、2.0－5.0円 (休み、1－2回)	51	6
月に6.0－10.0円 (休み、1－2回)	40	4
月に、11.0円－ (休み、1－2回	19	2
不明	623	70
計	896	99

第二十二表を見ると、雇傭關係不明のものが、全就職回數八九六のうち、六二三ある。此の大きい數字は、三つの原因から生じて居る様である。一つは就職期間が短くて雇傭關係の定まらないうちに離職して居るのである。第二は雇傭關係を忘れてしまつて居ることである。第三は、彼等は父や柱庵などの言ふ通りに就職して、就職條件はそれらの人は知つて居るが、本人は知らないのである。人が就職させるから就職したまでゞあるのである。少年の職業に對する認識が如何に缺如して居るかが知られるであらう。

再び第二十一表にもどる。以上述べた色々の轉職或は離職の理由の外に、客の應待下手、御用聞きが下手、無口で嫌はれ、仕事の間違ひ多く、と云ふ理由がある。これは職業に對する不適性の結果である。少年が自己の適性を知らないのは、少年に少年の適性を教へる者が無く、又、彼等の就職を世話する者も、さやうなことを殆んど念頭に置かないで居るからである。

最後に、不良仲間に誘はれて離職して居る者がある。奉公先に於て不良の者と交はると云ふことは、主人側の監督不行屆もあり、抑、不良の者が其處に居合はしたのが運が惡かつたのであるが、それにつかまつた本人にも不良の者につけ込まれる様な點が存在することもあるのである。この不良交友のことは次の節に詳しく述べる筈である。

要するに、少年が職業そのものに對する認識が缺けて居ること、職業の規則的活動、職業を通して生ずる社會關係に對する適應性に缺けて居ること、欲望の節制が出來ないこと、根本的には働かうと云ふ心構への無いこと、これは少年の危險性の規定條件として重要なものである。併し又、職業生活に於ても、主人側に於ける問題、不良交友の問題に見られる如く、環境條件も危險性の規定條件として考へなければならないことは、上來の考察によつて明瞭であらう。

註 Simpson, R. M., Occupational Instability of Penitentiary Inmates, Jour. of Abn. and Soci. Psychol., vol. 29 (1934). No. 1.

七　危險性の規定條件其七—交友關係

前節の第十九表に見られる通り、再犯の少年の中には、再犯時、不良集團に加入して居る者がある。又、第二十一表に見られる通り、離職の原因として不良交友による場合がある。これらの事から不良交友なるものが少

年の危險性を規定する一つの條件として重要なものであることの一端を知ることが出來る。例へばバートなども、犯罪原因の一つとして交友關係を重要視して居る（註一）。

不良交友が少年の犯罪に對して持つ意味は色々ある。分り易いために箇條書きにして見ると次の樣である。

一、第一は、當該少年の犯罪性そのものを形成する上に持つ不良交友の意味である。卽ち、不良の友と交はり、或は不良集團に加入した爲に、たまたま金の工面に困つて居た者が、御目見得竊盜とはどうするものであるか、空巢ねらひはどう云ふ方法でやるか、等々の事を覺え、犯罪をなす樣になることがある。言換へれば少年に對して犯罪の手ほどきをしてやる役割をなして居るのである。

二、惡友と交つたり不良集團にはいることが、其者の不正規な生活が一步進んだことを意味する場合がある。卽ち、不良交友を始める前に非行經歷を有する者は、不良交友を始めることによつて、犯罪性の强化を來す。言はゞ、不良集團によつて一人の犯罪者を守る外廓が構成されるのである。

三、不良集團は社會にそむいた人々の集りである。社會にそむいて居る故に彼等は彼等だけで獨立してゆかなければならない。だから彼等の間には深い人情關係が存在し、仲間に對する責任感が强い。併し、飽迄社會にそむいて居る人々であるから、社會に對する責任感と云ふ樣なものは極めて稀薄である。さうして、此の社會に對する稀薄な責任感は、集團をなすことそのことによつて益稀薄にされて居る。それは集團內に於て群集心理なるものが作用するからである。心理學者は群集內に於て責任感が減少すると教へて居る（註二）。此の事が今の場合にもあてはまるのである。

彼等は不良集團の內部にある時は非行をなして平然として居る。而も他方、衆を恃んで得意然とさへして居る。斯うなると精神の作用方向の轉換は中々困難になる。

四、三人寄れば文珠の智慧が出ると言ふ諺がある。例へば空巢ねらひをやり忍込みをやるにしても、不良集團にある者は、各人が夫々の經驗を持寄つて、空巢ねらひ、忍込み竊盜の技術を工夫する。積極的に研究し合はなくても、ひまにまかせて語り合つて居る內に技術に習熟する。

五、又、例へば、空巢ねらひや忍込み竊盜をしても必ずしも現金のみが手にはいるとは限らない。他の品物も持出して來る。供し、品物は、年少の者が自分の使用に供するために食料品を盜るとか、青年が洋服を着度いために洋服を盜ると云ふ樣な場合の外は、これを賣捌いて金にしなければならない。所が此の品物を捌くことは中々容易なものでない。うまく質屋にいれたり、時計屋に賣込んだり出來る場合もあるが、それがうまくゆかない場合がある。で、他に方法が無ければ品物を持出しても仕方が無いわけであるが、多勢で手廣く活動する所から何とかしてうまく捌けるものらしい。これが集團の有難さである。併し、これが却て、少年を犯罪の淵に沈ませることになるのである。

少年の犯罪に對してかく色々の意味を持つ不良なる交友關係は、然らば、如何なる經路を通して結ばれるであらうか、次にそのことを調べて見度いと思ふ。それを初犯者の二八一名についてまとめたのが第二十三表である。

第二十三表　　不良交友の經路

經路		實數		%
兄が不良で、その手づるで		1	6	5
祭の夜遊んで居て		3		
兩親と木賃宿に居て		1		
家から淺草へ屢遊びに行くうち		1		
飮食店にて		1	9	8
活動寫眞見物中		1		
喫茶店にて		5		
カフエーにて		2		
奉公中	擦拂ひ見張中逆に引入れらる	1	15	13
	御用聞きして歩いて居る間に	2		
	近所の惡友と	1		
	客に來た男が不良であつた	8		
	同じ所に不良が奉公して居た	1		
	夜遊びして居る間に			
家出	淺草浮浪中	11	21	19
	淺草以外の所浮浪中	3		
	上京、淺草浮浪中	7		
離職	家にぶらぶらして居る間に	2	46	41
	淺草浮浪中	33		
	淺草以外の所浮浪中	9		
	上京、淺草浮浪中	2		
留置場にて知合ふ		2	16	14
保護所にて知合ふ		12		
保護所逃走、淺草浮浪中		2		
計			113	100

此の第二十三表を上から順に見てゆくことにする。始めの數例は少年が家庭にあつて而も不良の者と交はる様になつて居る場合である。先づ、少年の兄が不良でその手づるで交はつて居るのがある。家族の不行跡が不良交友への手引きをして居る例である。次に、祭の夜に遊んで居て不良と交はる様になつて居るのは、當の少年に少し變つた服裝か行動が見られたからである。此の様に、不良交友が始められる時、本人の服裝なり行動なりが變つて居た爲に不良の者が眼をつける様になつて居る場合が非常に多い。又、たまたま、身體の構造なり容貌に何となく不良らしい色彩を帶びて居るものがあつて、別に他には變つた所が無くても不幸にして不良の者から見込まれることもある。併し斯う云ふ場合は稀で、多くの場合は本人の服裝や行動が不良調を持つて居る。だから、服裝や行動で不良と見込んでたかつた所、それは單に外見不良の善良者であつたと云ふ様な告白を、犯罪者からよく聞かされることがある。扨又、兩親と木賃宿に居て不良と交はつて居る者がある。先に家庭の居住狀態の問題として、木賃宿などに居ることが不良交友の機會をつくることがあると述べたのはかゝる事例があるからである。又、家が淺草などの盛り場の近くにあつて其處へ屢遊びに行くうちに不良の仲間にはいつて居る者がある。孟母三遷の古事が思出されることである。環境はこれを選ばなければならないことが痛感される。次に、家庭にあつて不良交友を始めて居る中に、飲食店とか喫茶店とかカフエーで不良の者と知合つて居る者がある。此の種の者で最も多いのは中學校在學者である。此の場合にも、當人自身が不良調を帶びて居ることが特に問題なのである。

奉公中に不良の者と交はる様になつて居る者の最も多い經路は、同じ奉公先に不良の居た場合である。これは先に轉職或は離職の理由を調べた時に見られた例である。其他、御用聞きして居る間に知合つて居る者、近所に惡友が居てそれと交はつて居る者が夫々二例ある。それから、主人の命令で不良の者の搔拂ひを見張つて居る間に逆にその不良の者の仲間になつて居る者がある。尤も、これは當の少年が非常に衝動的で輕噪で變つた例ではある。其他夜遊びをして居る間に交はつて居る者、奉公先の客と交はつた所それが不良であつた者、夫々一つ宛の例がある。

家出や離職して浮浪中不良の者と交はつたり不良の集團に加はつて居るのは、飛んで火に入る夏の虫の如きものである。どうして離職して居るかは既に前節に於て考察した所である。で、此處では家出の理由を考察し度いと思ふ。これらの家出をして居る者の家出の理由を調べて見ると第二十四表の様になる。

第二十四表　家出の理由

理由	實數	%
叱られて（遊んで 6／仕事せず 2／奉公つとまらず 1／商賣下手で 1）	10	48
東京へあこがれ	5	24
浮浪し度くなり	5	24
繼母と折合はず	1	5
計	21	101

第二十四表によると叱られて家出をして居る場合が最も多くて、家出の半數はさうである。叱られた理由は何かと見ると、遊んだり、仕事をしなかつたりして居る場合が最も多い。即ち、勞動嫌惡の傾向が家出の最大原因であることが知られる。奉公がつとまらないで叱られて居る者が一人、商賣が下手で叱られて居る者が一人あ

る。それから、東京へあこがれたり、浮浪し度くなつて家出をして居る者が夫々五名居る。合計すると叱られて家出をして居る者と同數になる。最後に一人、繼母と折合はないで家出をして居る例が出て居る。繼母と折合はないで家出をする例は非常に多くあるのであるが、それが不良交友の機會を提供して居ることがあるのである。

第二十三表に、それから、留置場や保護所に於て知合つたり、保護所を逃走して浮浪中不良交友を始めて居る者が居る。さやうな場所であるから不良の者が居る。又、さやうな所へはいる者達であるから既に非行をなして居るである。相寄り相求めて交はる様になるのは寧ろ當然である。此の當然を當然ならしめない所に保護所の任務があるのであるが、當然を當然たらしめて居る點、問題は却て保護所そのものにあるかと思はれる。

以上不良交友の經路の考察によつて、不良の者と交はつたり不良集團に加入する少年は、少年の側に既に不良交友を始むべき素地を持つて居る場合が非常に多いことが知られる。よく不良化の經路を惡友のみに歸することがあるが、さうしてこの事は常識的には納得し易いことではあるが、詳しく調べて見ると、必ずしもさうでないことが知られるのである。少年の危險性を惡友に歸する

ことは、要するに、その少年をかばふと云ふ様な氣持から發出することが多いのであるが、これは少年を正しく見て居ない證據であり、そのために少年の危險性を增大させる場合すらある、かばひながら次第に惡くすると言つた形である。

註一 Burt, C, The Young Delinquent, P. 128 — 39.

註二 Gustav le Bon, Psychologie der Massen, Übersetzung von Rudolf Eisler, Leipzig. 1911. McDougall, W., Group Mind. 2ed. 1927. P. 40.

八　危險性の規定條件其八—精神狀態

1　少年期、青年期の特徴

少年期や青年期は少くとも二つの意味に於て犯罪に關係を持つて居る。

一つは、少年期から青年期にかけては、人々が漸く社會にはいり込み始める時期であつて而も社會生活に對する經驗の極めて淺い時期であると云ふ點で、往々社會への適應を誤ることがあると云ふことである。

今一つは、青年期の精神的特徵が犯罪に對して持つ意味である。青年期は一般に問題を起し易い時期とされて居る。次に、危險性の規定條件として犯罪に關係のある青年期の特徵について述べて見度いと思ふ。言ふ迄も無いことであるが、少年犯罪者と云ふ場合の少年なる言葉は法律學上の用例に從つたもので、年齡から云ふと滿十四歲を通り越して滿十八歲迄の者である。さうして滿十四歲前後から青年期にはいるとされて居るから、こゝに青年期の特徵のことも問題になるのである。

扨、少年犯罪者の生活經歷を調べて見ると、家庭にあつては兩親其他の家族に對し、學校にあつては教師に對し、職業については主人や同僚に對し、反抗をしたり喧嘩をしたりして失敗して居る者が多い。先に少年の職業經歷を調べた時、此の種の理由で失敗して居る例が見られたのであつた。此の反抗性は當該少年の情意傾向にもよることであるが、一つには、青年期の特徵をなすものなのである。卽ち、青年期は壓迫に對する反撥の非常に强い時期であるのである（**註一**）。かく、反抗性は普通に青年期の特性の一つとして數へられて居るけれども、少年期の後半にも見られる特性であることがシャーロッテ・ビューラーの研究によつて明かになつた。卽ち、女史は、十一歲から十三歲迄の兒童は男女共反撥性を示す。その結果、女兒は孤獨をもとめ、男兒は反撥をなす、と言はれて居る（**註二**）。

この反抗性に多少似た所があるのであるが、青年は又感情が激し易い、さめ易くもあるけれども熱し易いのである（**註三**）。此の青年期に於ける感情の特異性が少年を失敗させるのに一つの役割をなして居ることがある。卽ち、激し始めると停止する所を知らず、どこ迄も夢中にやつてしまふとか、或る慾望にはいり込むとそれに凝つてしまふと云ふ様なことから、失敗する場合がある。つまり、青年期は感情が激しいと云ふか非常に衝動的の所があるのである。

それから、青年期は考へ方や感情が不安定の時期である。犯罪と浮浪とは極めて密接な關係があるのであるが、この浮浪の根本に青年期の不安定と云ふことが隱されて居ることがある。勿論、當該少年の浮浪傾向に基いて浮浪のなされて居る場合も多いのであるが、青年期の不安定によることもあるのである。そこで、ヒーリーも『當該少年の浮浪的性格は、その者の青年期の不安定なる時代に迄さかのぼつて把握する時、正しく有り得るであらう……』と述べて居られる（**註四**）。

又、青年期は色々の慾望の發現する時期である。慾望の不節制が原因で失敗して居る少年の多いことを見る時、少年が、色々の慾望の發現の時期である青年期にあることを見逃すことは出來ないのである。先づ、青年期は性的機能並びにそれに附隨した機能が發達し、それに伴ふて性的興味の發展する時期である（**註五**）。事實、少年の中には性的興味のために失敗して居る者があり、多くの學者達も性慾と犯罪との關係に留意して居るのである（**註六**）。此の性の發達と關聯あることであるが、青年期は又見榮を張り度がる時期である（**註七**）。そこで服裝など整ひ度くて就職先の主人の金を盜つたり、仲間の金をごまかしたり、店から詐取したりする少年があるのである。又、仲間におだてられたりすると直ちに一緒になつて金のある振りをして遊びに深入りしたりして失敗する様なこともあるのである。斯う云ふ風に青年期は慾望發現の時期であるのに、その上、先に述べた様に青年期は又衝動的の時期でもあるので、益々慾望に凝つて失敗することが多くなるのである。

最後に一寸つけ加へて置き度いのは、青年期の以上述べた様な特徵も、特殊の條件があれば、青年期の入りとされる滿十四歲以前にもあらはれることがあると云ふことである。卽ち、早熟と云ふ現象である。バートはこれを早熟青年期 Premature adolescence と言はれて居る（**註八**）。例へば、家庭にある數人の同胞中當の少年のみ

が男で他は全部女であると云ふ様な環境、又、紡績工場などの多い地方に生れて育つたと云ふ様な環境で、而も身體の發育よく、小學校時代から年齢を暦年より多く言ひふらしてカフェーなどに出入して居た少年がある。これらの早熟な少年に殆んど共通に見られる精神的特徴は、性に對する異常なる興味と共に、空想的で倦き易く、忍耐心に乏しく、何か仕事を始めても直ちにぼんやり考へ込んでしまふと云ふことである。

註一 青年の反抗性に就いては、青木誠四郎氏『青年の精神』(岩波教育科學講座、第八冊、四五頁)。同氏『叱責とその反應について』(應用心理學會第一回合同大會、昭和九年四月、報告)。尚、Bühler, Ch., Das Seelenleben des Jugendlichen. 3 Aufl. 1925. S. 56. Bühler, Ch., Kindheit und Jugend. 1931. S. 317. Hall, S., Adolescence, 1908. ii. p. 114. Hoffmann, H., Das Problem des Charakteraufbaus. 1926. S. 67. 青年の反抗性と犯罪との關係については、Burt, C., op. cit. p. 15, 51, 434. Healy, W., op. cit. p. 719, 753.

註二 Bühler, Ch., Das Kind und Jugend. S. 269.

註三 青木誠四郎氏『青年の心理』(昭和一一年、三一一頁以下)參照。

註四 Healy, W. op. cit. p. 776 — 778. 尚、Hall, S., op. cit. i. p. 275. Burt, C., op. cit. p. 172 and 455

註五 青年の性生活に就いては、青木誠四郎氏『青年の精神』(岩波教育科學講座、第八冊、一一七頁)。尚、Bühler, Ch., Kindheit und Jugend, 1931. S. 190. Brooks, T. D., The Psychology of Adolescence, p. 210. Jones, E., Some Problems of Adolescence, Frit. Jour. Psychol., XIII(1922)、McDougall, W., An Introduction to Social Psychology, 22rd ed. 1931 p. 331.

註六 寺田精一氏『犯罪心理學』一六〇頁。Burt, C., op. ct., p. 222. Healy, W., op. cit., Book Two, chap. IV and XXIV.

註七 Hall, S., op. cit. ii. p. 104 and 364.

註八 Burt, C., op. cit., p. 226 — 227. ユーリーも早熟と犯罪との關係を述べて居られる。Healy, W., op. cit., p. 248.

海外時報

ベルリン會議の不評

去年(一九三五年)八月十八日——二十四日までベルリンで開催せられた第十一回國際かんごく會議については、同年十二月號「刑政」にベルリン大學教授グライスパツハの同會議に關する簡略な報告を紹介してをいたが、一讀せられた方は、いかにこの會議の議事の進行に於ける主人側たるドイツ(ナチス)の態度振舞の馬鹿々々しい位に驕慢を極めてゐたかを推察し得られたことゝ思ふ。獨りよがりで、攻撃的で、いやに威張りちらした所は、御大のヒツトラーの外交態度そつくりで、むしろ却て人をしてドイツ人の現在抱いてゐるインフエリオリテイ・コムプレツキス(劣等感)を反映したものではないかとまで疑はしむるものがあるのである。果然、アメリカでもこの會議は極めて不評で、プレシデント・ルーズベルトに指命されてアメリカン・デレゲーツ(委員)の長としてベルリン會議に臨んだ合衆國政府司法省行刑局長サンホード・ベーツ (Sanford Bates, Director, Bureau of Prisons, Dept. of Justice) は、去年年末大統領に提出した會議の報告書の結尾で、次のように述べてゐるのである。

「ベルリンで開催されたような國際會議の價値を估價するのは全く困難だといつても可いのである。アメリカ人にとつては切實に感ぜらるゝ國語上の困難があるし、且つ、此等の會議の會同には、我等アメリカ人の理解するに苦しむ國際的な外交工作が斷えず行はれてゐるのである。實際、同じ一つの觀念を三つの異つた國語(英、佛、獨)で言ひ表はすのは眞に至難な事で、それといふのも、會議に集つた幾多の國々の文化、傳統並びに慣習に根本的の差異が存してゐるからである。決議採擇の場合でも、凡ての列席の國々が一致して同意し得るような決議を案出せんと試むるのは、むしろ無益ぢやないかとまで思はれることが度々あつたのであつて、其度毎に、進歩的な行刑政策のステートメント(宣言)としての決議の力を全く破壊してしまつた譲歩が行はれたのであつた。で、自分の信ずる所によれば、此度の會議の主たる價値は、可決されたレソリユウシヨン(決議)には存せずして、他外

國の多くの行刑施設を見學し、且つ、他諸國民の代表者と親しく面晤して、暗默の間、いかに受刑者に處すべきかの問題は、決して一國の狹きに拘はるゝものではなく、世界的の大きな問題であることを、お互に理解し合ふの機會を與へられたことに存するものと思ふのである。」

ベーツ氏の筆は、さすがに委員長らしく控へ目であるが、會議の空氣は路傍人たる我々にもはつきりと感ぜらるゝのである。之に反して、ロンドンのハワード・リーグ (Howard League for Penal Reform) の機關誌たる「行刑改良」("Penal Reformer") の言ふ所は極めて露骨で、明かにベルリンの國際會議を非難してゐるのである。其一節を引いてみると、

「ベルリンで開催せられた國際刑法行刑會議の議事を見ると、我がハワード・リーグがこの會議に參加することを拒んだ理由の正當であつたのが分明かるのである。會議は、始めから終りまで、參列の諸外國委員をして刑法並びに行刑問題に關してナチスの御手盛り案に贊成せしめんとする計畫のために、主催者たるドイツによつて利用されたものとしか見えないのである。議事目錄の性質は、これまでの會議の慣例によつて、主催者たるドイツが大部分定めたものである。この機會が巧みに利用されたものであつて、會議に於ける主要なる討論はナチスの提案を中心として鬪はさるゝことになつたのである。

會議中での最も重要なる討論の一つとも云ふべきは、壓抑政策を刑罰執行の唯一の中樞的目的なりとして認めた報告に關するものであつたが、ドイツ側では、御手盛りのこの報告に會議全體としての贊同を獲得せんがために、非常な努力を費したもので、一國となつて贊成の投票をすることになつてゐるドイツ委員で會議をうづめたものである（なんと、諸外國の委員の總數二百七十人に對して、ドイツ委員は四百五十人）。そこで、委員の頭別投票で、この報告は大多數で可決されたのである。しかし、この結果には異論沸騰して、國別で投票することになり、九ケ國の贊成に對する十ケ國の反對で、終にこの報告は拒否さるゝに至つたのである。すると、今度は、この問題は未決定に留めてをくべきものだといふことに會議の意見が一致してしまつたのである。凡てがかういふ風であるから、會議の議事がたわいのない無益のものになつてしまつたのは敢て驚くに足らないのである。かゝる困難な事情の下に在つて、英國委員たる行刑局長Ｔ(內務省) アレキサンダー・ペーターズン (Alexander Paterson, Prison Commissioner, Home Office) 其他の諸氏が、かゝる亂暴なナチスの提案に對抗して、道理と仁愛とのために終始健鬪したことは、特に推賛するに値するものといふべきである。」

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1936

ハムブルヒの少年犯罪

最近公にされたハムブルヒ（ドイツの自由市）の少年裁判所のレコードによると、一九三四年度に取扱つた少年の總數は僅かに五百六十六人で、一九二五年の八百十人、一九二九年の六百二十五人、一九三〇年の七百十一人、一九三一年の七百三十二人、一九三二年の九百八十九人、及び、一九三三年の六百五十八人に比較すると、非常な減少を示してゐるのである。此等の數字をハムブルヒに於ける少年人口の總數に比べると、一九二五年の少年犯人は其の一・三パーセントに相當し、一九三一年は一・四パーセント、一九三二年は一・九パーセント、一九三三年は一・八パーセントに相當し、而して、一九三四年は降つて一・三パーセントとなつてゐるのである。一九三二年のパーセンテージの急に高くなつた原因は、當時の社會的並びに經濟上の危機に歸せなければならないのである。

此等の少年犯罪の中で、十四歳から十六歳までの少年によつて行はるゝもの〻大部分は主として些細な違警罪に屬するのであるが、十六歳より十八歳までの少年によつて行はるゝものは已に立派な犯罪の傾向を示してゐるのである。前揭の統計は、一九三四年に於ける少年犯罪は一九三二年に比べて二八パーセントの減少を示してゐるのであるが、この喜ぶべき進歩は特志の社會事業家（ソーシアルワーカー）のサービスとヒツトラー少年團 (Hitler Youth Organization) への加入とに在りとせられてゐる。少年犯人の約十二パーセントは女子である。更らに他の喜ぶべき現象は、累犯の減少で、一九三〇年に於ける一三・三パーセントから一九三四年の三・九パーセントに低減したのである。

少年犯人のかなり大きなパーセンテージは「不完全」("incomplete"-unvollkommene) な家庭から生じてゐるのである。卽ち、此等の少年犯人は、私生兒である

か、父を失つたものであるか、母を失つたものであるか、孤兒であるか、又は、兩親の離婚し或は別居せるものであるか、其いづれかの部類に屬してゐるのである。此等の不幸な少年は、一九三一年には、ハムブルヒに於ける凡ての少年犯人の四七パーセント、一九三二年には四三・八パーセント、一九三四年には四〇・九パーセントを示してゐるのである。興味の惹かれる事實は、父を失つた少年犯人が大多數を占めてゐることで、特に、思春期に於て父を失つたものが多いことである。

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1936

ニユーヨーク州の未成年者死刑廢止法案

今年に入つて僅かに九日だといふのに、ニユーヨークのシン・シン・プリズンでは、法律の眼にはまだ小供である二十一歳未滿のボーイが四人、電氣椅子で死刑を執行されたのである。死刑廢止全米聯盟（American League to Abolish Capital Punishment）の手元に在る現在までの報告によると、一九三二年以來合衆國では少くも四十三人の少年が死刑を執行されてゐるのである。四ヶ年と少しの間に合衆國で死刑を執行された少年の內で、六人が十七歳、十二人が十八歳、十四人が十九歳、十一人が二十歳であつたのである。このレコードを面りにして、今度、ニユーヨーク州下院には、二十一歳以下の犯人の死刑執行廢止法案が提出された。

Literary Digest, March 7, 1936

新刊紹介

□シモン・ヴアン・デル・アー編纂『刑法並行刑事情彙報』一九三五年第五卷』(Recuéil de documents en matière pénale et pénitentiare, 1935, Volume V; publié par J. Simon Van Der Aa)

ベルンに於ける國際刑法並刑務委員會事務當局に依つて續々編纂せられつゝある本報は、學界にとつても又實際界にとつても貴重な材料を供給するものである。一九三五年は卷を重ねること五回、恐らくは之が昨年中に於ける最後のものであらうか（發行十一月）。先づ最初に、同年八月に七十七歳を以て活動の生涯を終へたラッグルス・ブライズ Sir Evelyn Ruggles-Brise に對し、編者自らがベンを取つて之にネクロロジーを書いて居る。蓋し其の死は、獨り英國のみならず本委員會に依りても大いに惜しまる可き理由があるからである。各國の報告としては、デンマークの、斷種法（一九三五年）、エジプトの、土人刑法改正法（一九三三年）、ポーランドの、常習犯人に對する保安處分拘禁所規定（一九三四年）、スエーデンの、斷種關係法規三箇（何れも一九三四年）、チエコ・スロヴアキヤの、大統領並びに官吏の刑事責任を規定した法律、死刑並びに無期刑の統一法（共に一九三四年）の說明があり、保安處分斷種の部分は參考とす可きものがあり、特に前者を推稱し度い。之を讀むと何處に刑と保安處分との區別ありやと問ひ度く成る。雜報中特に重要なるは八月のベルリン會議に於ける決議である。之は、議題・其の說明・決議の全部を英獨佛三箇國語を以て採錄せる極めて親切なものであつて、我々は之に依りベルリン會議の筋道を概觀し得るであらう。尚卷末に添へられた一九三四年に於ける各國刑法行刑法關係諸法規の一覽表も一部の人には價値の少からざるものと言ふ可きである。　百五十六頁。（N）

□『ベルリン司法保護協會一九三四年度報告書』(Bericht des Vereins zur Besserung der Strafgefangenen Berlin, 1935)

ベルリン司法保護協會（正確には囚人改善協會 Verein zur Besserung der Strafgefangenen）は遠く一八二八年ウイルヘルム三世時代に創設せられたものであり、既に百年以上に亙る古い歴史を持つのである。其の事業の內容は全然我國のそれ

と同じであるが、此の間自らの發展に伴つて次第に其の中から多數の保護會を獨立分離せしめつゝ其の地域を縮少し、現在はベルリン市・ブランデンブルグ州及び廻廊 Korridor 以西の地方に跨つて三十八の地方保護會(支部)を持つて居る。本書は其の保護會發行に係る一九三四年度分の報告書である。報告と言つても數字的統計的なものは無く、一九三五年三月に開かれた總會の報告が根幹を爲して居る。各委員の演說中、ブラウネ Pastor P. Braune が觸れた「釋放者保護の爲には特設過渡的收容保護所 besondere Übergangsheim を作るべきであるか或は混合收容保護所 gemischte Heim を選ぶ可きか」の問題とアルトハウス Hermann Althaus が述べた「國家社會主義と司法保護」のそれとが注目に値する。一般にナチスに於ける反動的色彩が強いのは勿論であるが司法保護には最早や殆ど實行以外には開拓せらる可きものが無いことは各國共通であることを痛感する。卷末には本協會の歷史、會則が載つて居る。

(N)

□ルーイス・イー・ローエス著『シンシン監獄
——第二百二房』

(Lewis E. Lawes: Cell 202— Sing Sing, Far rar & Rinehart, New York, 1935)

著者はアメリカ合衆國シンシン監獄の典獄であり、前著『シンシン監獄二萬年』(20,000 Years In Sing Sing) によつて既に其文名を大衆的に謳はれてゐる。シンシン監獄の第二百二房に、嘗つて一八二六年から一九一一年までの間に次々に四人の長期受刑者が收容せられた。すでに死亡し、世に忘れられてしまつてゐる其四人のことどもを回想し、その收容中は勿論收容前及び釋放後に亙つて、生々と四人の人生歷史を叙述したのが本書である。きはめて高い洞察力ときはめて深い知識とによつて、且つ、藝術的文筆を以て、全六九三頁が戲曲的に埋められてゐる。『全く違つた道を歩いて來た四人の男が、最後には、シンシン監獄の一房に彼等自身を發見した。同時にではなく順次に。一人が出ると一人が入つて來た。その間凡そ百年。各人は全く異るサークルの中に生活して來たのである。社會的にも政治的にも宗教的にも條件は同一でない。しかもすべて同じ終局へ導かれた。(P.7)』といつた暗示的なプロローグに始まり、エピローグに於いて『勿論普遍的な萬能藥などは有り得ない。われわれの國民意識に染み込んでゐるものを改め直すとか簡單にあらゆる欠陷をたゞすとかは困難である。より簡略なる法典、より單純なる思想と生活、滿足を得ることの機會均等もいいであらう。然し、

就中、個人としても國民としてもわれわれの素質を强くするの目的を以て教育的、社會的、經濟的機關が改組されねばならない。……それが、四人が刻んだメッセージに對する私の解釋である。われわれはすべて四人が遺した遺產を分配されてゐるのである。(P.339)』といふ結びの言葉は本書の價値を大にするものである。因みに、本書は「堅實に聰明に且つ仁愛の念を以て日夜その困難な職務を執行してゐるわが職員諸君へ」と献辭されてゐる。

(T)

□ジョージ・キッチン著『ゲーペーウーの囚人』

(George Kitchin: Prisoner of the OGPU, Longhams, Green and Co., London, 1935)

ソヴエート・ロシヤは其五箇年計畫の遂行の爲囚人を北歐露西亞地方に送つて同地方開拓の仕事に從はしめた。プリズン・キャンプ (Prison Camp, or Penal Labour Camp) と呼ばれる。近代的な一種の流刑制度 (excile system) である。一九三二年二月現在に於て斯かるキャンプの數は十三、其收容人員は實に四十五萬。作業の種類は各キャンプによつて異るが漁撈、道路工事、採鑛、運河開鑿、ダム建設、伐木がその主たるものである。

著者は新經濟政策 (NEP)に誘はれて一九二一年商業のためロシヤに赴き、一九二八年スパイの嫌疑によつてゲーペーウー (聯邦政治行政廳) に捕へられたフインランド人である。間もなくキャンプの一つ Northern Penal Camps of the OGPU に送られ、釋放せられたのは一九三二年であつた。釋放後イタリーに於て靜養中、その體驗に基き、ロシヤの實狀殊にキャンプ制度の實際について「客觀的に」且つ「率直に」記述したのが、本書である。やゝ興味本位に書かれてあり、また、無辜を主張する被拘禁者の著述が嚴密に客觀的ではないであらうことも想はれるのであるが、ともかく、われわれは本書によつてキャンプ制度の實際をその收容者の口から聞き得るのである。キャンプ入所時の訓示の一節に次の如き言葉がある (P.43)『ここでは軍紀軍律に從はねばならない。…… ここはおばさんに招かれた集ひではなく强役キャンプである (not auntie's house party but a penal camp)』。

著者は本書の追錄に於て現在のロシヤのキャンプ制度に對し著者の所感を述べて、『私がロシヤを去つてから若干の改善がなされた……しかし、それは單に狼が羊の衣を着てあらはれてゐるに過ぎない』といひ (P.334)、之に對して「奴隷制度」なる語を當てゝゐる。興味本位の讀物としては好箇のものであらう。三三六頁。尙、類書として Irene Doubassoff; Ten Months in Bolshevik Prisons, Edinburgh, 1926 があること を、參考的に、擧げて置く。

(T)

大日本帝國獄制沿革徽略

（一）

本文は西紀一八七八年（明治十一年）瑞典に於ける第二回國際監獄會議の委員長ワインスよりの要求により、司法省に於て編纂せられたものである。明治九年に至る迄の我國獄制の沿革を敍述し簡潔にして而も甚だ要領を得たものである。現今では本文を入手する機會が殆んど絶無であり、又本文の喪失せられん事を恐れ茲に載錄して刑政に志す人々の參考に供する。

第一篇　第一卷

緒論

吾國囹圄ヲ設クル厥始得テ知ル可カラス惟紀元以來刑ヲ用ユル事史ニ見ルモノ神武天皇卽位ノ年（卽紀元一年）罪名若干條ヲ定メ其輕重ニ從ヒ贖物ヲ徵シ其ヲシテ神明ニ誓テ拔除シ惡ヲ去リ善ニ遷ラシム若其元惡大憝怙終悛ムルナキモノハ物部氏ニ命シ之ヲ戮セシム（物部氏世々甲兵ヲ掌ル）崇神天皇卽位ノ十年（卽紀元五百七十三年）武埴安彥出雲振根ヲ誅シ履中天皇卽位ノ元年（卽紀元千〇六十年）仲皇子ノ謀反ヲ平ケ其黨阿曇連、濱子等ヲ捕フ其罪死ニ當ス特ニ詔シテ死ヲ宥メ之ヲ黥シ從タルモノハ役使ニ供スト之レ有リ既ニ犯罪者アルトキハ之ヲ禁圍スルノ處ナカル可カラサルハ事理ノ當ニ從ルヘキトコロナリ然ラハ卽チ囹圄ノ事史ニ明文ナシト雖モ必ス其設ケアル事推シテ知ル可シ其明文アルハ淸寧天皇卽位ノ四年（卽紀元千百四十三年）天皇親カラ囚徒ヲ錄スト云ニ始リ厥後仁賢天皇卽位ノ四年（卽紀元千百五十一年）的臣蚊島穗瓮君罪アリ皆獄ニ下リテ死ス孝德天皇大化二年（卽紀元千三百〇六年）大赦ヲ行ヒ諸國ノ流人及獄中ノ囚皆放捨ス等歷々史書ニ見ヘタリ文武天皇大寶元年（卽紀元千三百六十一年）律例ヲ撰定スルニ迨テ囚獄ノ方法漸ク備ル故ニ今獄制沿革徽略ヲ作ル大寶元年ヲ以テ始トス

文武天皇大寶元年（卽紀元千三百六十一年）律例ヲ撰定シ囚獄司ヲ置キ刑部省ノ管轄スルトコロトナス其ヲシテ罪人ヲ禁囚シ徒役功程及配決ノ事ヲ掌ラシム

正一員（正ハ司ノ長官ヲ云）

佑一人（佑ハ次官ヲ云）

大令史一員　小令史一員

物部四十員（物部氏世々兵刑ヲ掌リシカ本宗已ニ衰ヘ其部屬僅ニ囚獄斷罪ノ事ヲ主當スル者ヲ云）

物部丁二十員（囚獄ヲ守ル者ヲ云）

凡禁囚死罪ハ枷杻（械ノ頸ニ在ルヲ枷ト云足ニ在ルヲ杻ト云）及流罪以下ハ杻ヲ去ル杖罪ハ散禁（唯其出入ヲ禁スルノミ）年八十以上十歲以下及廢疾懷孕侏儒ノ類ハ死罪ヲ犯スト雖モ亦散禁議請シテ減等スヘキ者重キハ肱禁（械ノ肱ニ在ルヲ云）輕キハ責保ス初位以上及先位ノ贖スヘキ者重キハ梏禁（械ノ手ニ在ルヲ云）輕キハ散禁

疾病ノ者醫藥ヲ給ス病重キ者ハ枷杻ヲ脫シ去リ其家一人獄ニ入テ侍養スル事ヲ聽ス囚死シテ親戚ナキモノハ皆閑地ニ殯埋シ榜ヲ其上ニ立テ姓名ヲ記シ仍ホ本屬ニ下ス（仍ホ本屬ニ下ストアレハ親戚アルモノハ親戚ニ下ス知ルヘシ）

婦人ノ獄ニ在ル男夫ト其所ヲ異ニス產月ニ臨ムモノハ責保出スルヲ聽ルス死罪ハ產後滿二十日流罪以下ハ產後滿三十日幷ニ卽チ追禁ス死罪ヲ犯ス者ニシテ子ヲ產シ家口ノ付スヘキナケレハ近親ニ付シテ收用セシム近親ナキモノハ四隣ニ付ス若シ養テ子ト爲ント欲スルモノアレハ異姓ト雖トモ之レヲ聽ルス

凡死罪ヲ犯シテ禁ニ在ル者惡逆以上ニ非サレハ（惡逆ハ八虐ノ一ニシテ祖父母父母ヲ毆シ及謀殺シ伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫ノ父母ヲ殺スモノヲ云）父母ノ喪ニ遭ヒ婦人ハ夫ノ喪及祖父母ノ喪ニ重ヲ承ル者（孫ニシテ祖父母ノ後ヲ承クルモノヲ云）ハ皆七日ノ休暇ヲ給フテ哀ヲ發セシム流徒ノ罪ハ二十日

凡獄皆席薦ヲ給ス紙筆及兵杖棒ノ類ハ並ニ入ル事ヲ得ス長官（囚獄司ノ正ヲ云）十五日每ニ一タヒ獄囚ヲ檢ス長官ナキトキハ次官（佑ヲ云）之ヲ檢ス

凡獄囚ニ衣裉薦席醫藥ヲ給シ及獄舍ヲ修理スルノ類皆贓贖等ノ物ヲ以テ共用ニ充ツ無キトキハ官物ヲ用ユ諸國亦タ囚獄アリ其國司ノ管轄スルトコロトス一ニ囚獄司ノ法ノ如シ凡疑獄ハ皆刑部省ニ讞ス刑部省決スル能ハサルモノハ太政官ニ申ス太政官特ニ法律ニ明カナル者ヲ差シテ之ヲ巡覆セシム其使者ノ至ルトコロ獄囚ノ枷杻鋪席及疾病糧餉ノ法ノ如クナラサル者ヲ檢閱

ス

以上囚獄ノ事載籍ニ見ユルモノ僅ニ此ニ止ル

凡流移ノ人妻妾アルハ必ス相隨ハシム

流移人路ニ在レハ皆程糧ヲ遞給ス糧ヲ請フ毎ト ニ停留スル事二日ヲ過ルヲ得ス其配所ニ至リ居作スル者並ニ糧ヲ給ス流移人路ニ在テ婦人子ヲ産スルモノアレハ休暇二十日ヲ給フ家女及婢ハ七日

流移人配所ニ至リ六年以後ハ仕官スルヲ聽ルス唯反逆緣坐流ヲ犯シ及反逆特ニ死ヲ免シテ配流セシ者ハ此限ニ在ラス流徒居作ノ者ハ畿内ハ京師ニ送リ在外ハ本處ノ役ニ供ス

婦人ハ縫作及舂ニ配セシム皆鈦若クハ盤枷ヲ着ケシム（鈦ハ鎖ヲ以テ足ニ加ルヲ云）病アレハ脫スルヲ聽ルス

流移人ノ祖父母父母從テ路ニ在テ喪亡スルトキハ休暇ヲ給フ事十日家口ノ死スアレハ三日家人奴婢ハ一日

流移人未タ配所ニ達セス而シテ祖父母父母鄉ニ在テ喪スルモノハ（配所ニ從ハサル者ヲ云）其喪ヲ聞クノ地ニ於テ休暇三日ヲ給ヒ哀ヲ發セシム其役ニ在テ而シテ父母ヲ喪スル者（父母ノ從フト從ハサルトヲ問ハス）ハ休暇ヲ給ヒ五十日哀ヲ擧ケシム二等親ハ七日

以上流使人ノ事ヲ記ス其詳細ノ事ハ得テ知ル可カラス

淳和天皇天長元年（卽紀元千八百四十四年）檢非違使ノ廳ヲ置キ衞府ノ人ヲ以テ之ニ補シ（衞府ノ人ハ左右兵衞左右衞門ノ督佐尉ナリ）刑獄ノ事ヲ掌ラシム是ヨリ以後刑部省ハ唯空衙ヲ持スルノミニシテ其權ナシ故ニ囚獄司亦檢非違使ノ隷屬ノ如シ

大寶元年囚獄ノ法ヲ定メテヨリ以來後鳥羽天皇文治二年ニ至ル迄凡四百八十五年間時ニ沿革スルトコロ有リト雖トモ大率ネ大寶ノ制ヲ以テ憑準トナス其間聖武天皇天平三年（卽紀元千三百九十一年）車駕京中ヲ巡幸シ獄前ヲ經過シ囚人ノ悲吟叫呼ヲ聞キ意之ヲ愍傷シ使ヲ遣シ犯狀ノ輕重ヲ覈シ恩ヲ降シテ悉ク死罪以下ヲ免シ且衣服ヲ賜ヒ其レヲシテ自新セシムル事アリ又仁明天皇嘉祥二年（卽紀元十五百〇九年）京師ヲ巡幸シ一舍ノ前ニ至ル問テ其囚獄司タル事ヲ知リ卽恩詔ヲ下シ悉ク獄中ノ囚人ヲ免スルノ事アリト雖モ皆一時ノ特旨ニ出ルモノニシテ固ヨリ定準トナス者ニ非ス

後鳥羽天皇文治二年（卽紀元千八百四十六年）源頼朝ヲシテ征夷大將軍ヲ以テ總追捕使ヲ兼シム是ヨリ厥後朝廷政刑ノ權ヲ擧テ征夷大將軍ニ

委ス故ニ檢非違使モ亦遂ニ有名無實ニ歸ス

源頼朝府ヲ鎌倉ニ開キシヨリ北條氏其臣屬ヲ以テ朝廷ノ官爵ヲ受ケ世々其政權ヲ執ル後堀川天皇貞永元年（卽紀元千八百九十二年）北條泰時式目四十八條ヲ定メ（式目ハ條例ノ類ナリ）鎌倉ノ外別ニ廳ヲ京師ノ六波羅ニ設ケ並ニ刑獄ノ事ヲ掌ラシム此ニ至テ海内ノ形勢一變シテ刑獄ノ方法復タ大寶ノ制ノ如キ能タハス後醍醐天皇建武元年（卽紀元千九百九十四年）既ニ北條高時ヲ誅シ鴻與悉ク平ク是ニ於テ政刑ノ權再ヒ朝廷ニ復ス決斷所ヲ皇城ノ郁芳門外ニ置キ訟獄ヲ聽理セシメ大事ハ天皇親カラ記錄所ニ臨テ之ヲ裁決ス殆ント將サニ大寶ノ舊典ニ復セントス而シテ未タ幾ハクナラスシテ復タ政權ヲ足利氏ニ委ス是ヨリ以來封建ノ勢漸ク成リ兵亂相踵ク織田氏ハ足利氏ニ代リ豐臣氏ハ織田氏ニ代ハリ延ヒテ德川氏ニ及ヒ後陽成天皇慶長八年（卽紀元二千二百六十三年）德川家康征夷大將軍トナリ豐臣氏ニ代リテ政刑ノ權ヲ握ル源頼朝ヨリ德川家康ニ至ルマテ凡ソ四百十年囚獄ノ事載籍ニ存セス故ニ得テ考フ可カラス

第二篇　第一卷

後陽成天皇慶長八年（卽紀元二千二百六十三年）德川家康征夷大將軍ニ任セシヨリ以來囚獄ノ事ヲ記セル書籍屢々火災ニ罹ルヲ以テ詳細得テ知ル可カラスト雖トモ其僅カニ存スルモノニ就テ獄舍（獄舍ハ石出帶刀ナル者看守ノ職ヲ世々ニス之ニ隷屬スル者同心七十八人（卽大寶ノ制ニ所謂物部ノ類）獄丁四十六人（卽大寶ノ制ニ所謂物部丁ノ類）南北町奉行其隷屬（卽與力）二人ヲシテ獄署ニ直シ一切囚獄ノ事ヲ檢察セシム

舍内方法其職員ノ事之ニ附記ス）

獄舍

家康ノ將軍ニ任セラレシ始メ江戸ニ獄舍ヲ設クルノ地今ノ常盤橋門外ノ水濱ニ在リ厥後靈元天皇延寶年間（其幾年ナルヲ詳カニセス然レトモ延寶ヲ以テ年ヲ記スル凡ソ八年ニシテ元年ハ紀元二千三百三十三年ニ當ル）第四世將軍德川家綱ノ時ナリ）小傳馬街ニ移ル獄舍凡ソ五ツ曰ク揚座敷（將軍ニ謁見スル者ノ犯罪ヲ禁スル處）曰ク揚屋（士人僧侶ノ犯罪ヲ禁スル處）曰ク大牢曰ク百姓牢（二ノモノハ平民有籍無籍ニ拘ラス其犯罪ヲ禁スル處）曰ク女牢（婦人ノ犯罪ヲ禁スル處）

右ノ獄舍ハ石出帶刀ナル者看守ノ職ヲ世々ニス之ニ隷屬スル者同心七十八人（卽大寶ノ制ニ所謂物部ノ類）獄丁四十六人（卽大寶ノ制ニ所謂物部丁ノ類）南北町奉行其隷屬（卽與力）二人ヲシテ獄署ニ直シ一切囚獄ノ事ヲ檢察セシム

其他病監二ツ（俗ニ之ヲ稱シテ溜メト云）一ハ淺草千束村ニ在リ善七郎ナル者世々之ヲ守ル一ハ品川驛ニ在リ松右衞門ナル者世々之ヲ守ル中御門天皇享保七年（即紀元二千三百八十二年第八世將軍德川吉宗ノ時）始テ之ヲ置ク（其審カナル事ハ疾病門ニ記ス）又本所松坂街ニ獄舍アリ（代官ノ管轄スル部民ノ死罪ヲ禁スル處）馬喰町代官署ノ管轄スル處ニ係ル（代官ハ當時地方官ノ稱ニシテ馬喰町代官ハ江戸近郊ノ地ヲ支配スル者）代官其隷屬（即手附）ヲシテ之ヲ監守セシム（其始テ置クノ年月ヲ失ス）

法廳凡ソ五曰ク評定所曰ク町奉行曰ク寺社奉行曰ク勘定奉行曰ク火附盜賊改役所（將軍ノ先鋒隊長ニシテ放火若クハ盜賊ニ係ル犯人ヲ追捕スル事ヲ兼ヌル者世之ヲ加役ト云）右ノ五法廳ヨリ罪囚ヲ小傳馬街獄舍ニ押送スルトキハ鎖鑰ヲ管スル獄吏（即同心）入監證書ニ照シ其囚人ヲ獄舍內ノ內欞ト（俗ニ內鞘ト云）外欞ト（俗ニ外鞘ト云）ノ間ニ在ル通路ノ所口ニ立タシメ獄丁ヲシテ其衣服ヲ脫セシメ金錢及類發火具筆墨ヲ隱藏スルヤ否ヤヲ檢査ス其解禁ノ時モ亦タ押送セシ法廳ヨリノ出監證書ヲ照ラシ之ヲ出ス

囚中才幹アルモノヲ選ミ一房每ニ名主一名ヲ置キ又同房中ヨリ十一名ヲ選ミ之ヲ役付ト稱シ名主ニ副スル事ヲ兼ヌル者世之ヲ加役ト云）右ノ內名主ハ獄舍內ノ取締ヲ爲シ其房中罪囚ノ暴行ヲ戒ム（俗之ヲ牢名主ト云）

輕重罪ノ囚人ヲ一房內ニ雜禁シ輕罪囚ヲシテ重罪囚ノ情狀ヲ察知セシム

揚坐敷若クハ揚屋ニ禁スル罪囚ヲ法廷ニ引出ストキハ之ヲ轎子ニ乘セテ押送ス

獄舍近傍ニ火ヲ失シ將サニ獄舍ニ延燒セントスルトキハ揚坐敷ニ禁スル者逆罪ヲ犯ス者（逆罪ハ其主若クハ父母及子ヲ殺シ婦其夫ヲ殺スノ類）疾病アル者皆轎子若クハ草蓙ニ舁キ便宜ノ地ニ避ケシム自餘禁囚ハ火獄ニ及フニ至テ卽時解放シテ之ヲ本所回向院ニ避ケシム（回向院ニ火ヲ避ケシムルハ中御門天皇享保七年卽紀元二千三百八十二年第八世將軍德川吉宗ノ時ニ始ル）三日以內ニ投歸スルヲ命ス其投歸スル者ハ獄署ヨリ當初之ヲ押送セシ法廳ニ具申シ其法廳本罪ヲ寬宥ス逆罪ヲ犯ス者ハ此限ニ在ラス

反獄越獄脫監或ハ相殺傷スルヲ除ク外禁囚ノ暴行若クハ犯則ハ獄署ニ於テ之ヲ懲治ス其懲治ノ方獄丁ヲシテ其囚ヲ圄房ノ欞子ニ縛シ若クハ之ヲ庭席ノ上ニ匍匐セシメ看守ノ吏之ヲ打撲ス（打撲ノ具ハ箠尻ト稱スル物ナリ）打撲畢テ背梏シ（背梏ハ反手セシメテ梏ヲ施スヲ云）他ノ房舍ニ移ス本罪處斷ノ日ニ至ル迄脫梏セシメス但疾病ニ罹リ若クハ悔悟ノ徵顯然ナル者ハ此限ニ在ラス

毎日初更ノ時ニ至レハ鎭靜ヲ主トシ房中ニ於テ說話シ若クハ聲ヲ發シ或ハ濫リニ起歩スル事ヲ聽ルサス若響音ノ欞外ニ聞ユル事アレハ看守ノ吏直ニ其事狀ヲ名主又ハ役付ノ者ニ問糺ス

毎月一日（八月ハ二日ヲ以ス）獄司（卽石出帶刀）ト當直ノ町奉行與力ト相蒞ミ每房ノ囚人ヲ內欞ト外欞トノ通路ノ地ニ出シ獄吏獄丁ヲシテ房內ニ人リ囚人ノ衣服ヲ始メ衾褥其他ノ器具ヲ點檢セシメ脫監等ノ諸惡行ナカラン事ヲ豫防ス

看守ノ吏夜中一時間每トニ獄丁二人ヲシテ燭ヲ持セシメ內欞ト外欞トノ間ニ在ル通路ヲ巡察ス

毎月一次町奉行禁囚ヲ檢察ス又監察若クハ徒監察小監察臨時ニ禁囚ヲ檢察ス

揚坐敷若クハ揚屋ニ禁スル罪囚ヲ法庭ニ押送スル時ノ轎子ノ扛夫ハ小傳馬上ノ街ヨリ通塩街ニ至ル迄ノ地主ニ每歲一千人ヲ課シ之ヲ充ツ其數滿ツルトキハ官之ヲ雇フ囚人ノ糧米等ヲ搬運ノ費ハ小傳馬第一街ヨリ第二街ニ至ル迄ノ地主ニ課シ獄舍塀墻外ノ堰埒（卽土手）塹溝行柵（卽矢來）等ハ本銀第一街ヨリ第四街迄ノ地主ニ課シ之ヲ修繕セシム犯由牌若クハ梟首臺ノ費用ハ材木第一街ヨリ第八街ニ至ル迄ノ地主ニ課ス其他獄舍等ハ官費ヲ以テ建築若クハ修繕ス

獄舍周圍內ノ掃除及平民ノ囚人ヲ押送スル丁夫ハ獄署ニ屬スル非人（非人トハ平民ヲ以テ齒セサル者）ヲ以テ之ニ充ツ一日雇錢三百文刑屍若クハ病屍ハ屠人團頭（卽穢多頭ナリ）彈左衞門ナル者ニ命シ其部下ノ者ヲシテ小塚原刑場內ニ瘞埋セシム

過待

罪囚ノ糧餉ヲ分テ四等トス

飯

壹汁三菜

汁ハ豉ヲ以蔬ヲ煮テ羹トナス平皿ニ豆腐若クハ蔬菜ヲ盛リ坪ニ煮豆若クハ蔬菜ヲ盛リ小皿ニ鹽菜ヲ盛ル合テ一汁三菜トス

右ハ一人ニ付一日ニ玄米六合（精白ニシテ五合四勺トナル）豉三十目雜費料錢二百文（德川氏ノ始ハ三十文後之ヲ改ム）ヲ以テ之ニ充ツ

右揚坐敷ノ罪囚ニ給ス

飯
汁　鹽菜
右ハ一人ニ付一日ニ玄米五合（精白ニシテ四合五勺トナル）豉三十目
雜費料錢百文（德川氏ノ始ハ十五文後之ヲ改ム）ヲ以テ之ニ充ツ
右揚屋及平民ノ罪囚ニ給ス

飯
汁　鹽菜
右ハ一人ニ付一日玄米六合（精白ニシテ五合五勺トナル）豉三十目雜費料錢百文（德川氏ノ始ハ十五文後之ヲ改ム）ヲ以テ之ニ充ツ
右房中名主及役付ノ囚ニ給ス

飯
汁　鹽菜
右ハ一人ニ付一日ニ玄米三合（精白ニシテ二合七勺トナス）豉三十目雜費料錢百文（德川氏ノ始ハ十五文後之ヲ改ム）ヲ以テ之ニ充ツ
右女囚名主以下ニ給ス
以上雜費料ノ內ヲ以テ薪箸並ニ米揚費ヲ辨スルノミナラス一日給スルトコロノ豉モ亦其雜費料中ヨリ之ヲ辨シ別ニ現品ヲ給セス
凡囚人ニ糧餉ヲ給スル朝夜二回トス若シ病アル者（未タ病監ニ移ラサル者ヲ云）麥飯稠粥（俗ニネバカイト云）赤小豆粥ヲ喫セント乞フアレハ之ヲ聽ス
每歲七月十五日南北町奉行ノ廳ヨリ禁囚一般ニ鯖魚索麵ヲ給與ス
有籍ノ囚ハ官ヨリ衣服衾褥ヲ給セス其親戚ヨリ之ヲ送致セン事ヲ乞フアレハ之ヲ聽ルス然ルトキハ獄署ヨリ夏時ハ帷子（粗麻ヲ以テ製ス）一領冬時ハ綿衣一領（淺葱色ノ木綿ヲ以テ製ス）ヲ給ス
但シ入禁ノ時着用セシ衣服襤縷スルニ至ラサレハ之ヲ給セス
囚人ノ親戚故舊ヨリ時服褌帶若クハ食物紙手巾錢（錢ハ一月六百文ヲ以額トシ之ヲ三次ニ致サシム）ヲ送致セントスル者ハ當初其罪囚ヲ押送セシ法廳ニ願出其許可ノ證書ヲ得テ之ヲ獄署ニ送致セシム
每月一日ニ禁囚一人ヘ一箇月間受用ノ紙百葉ヲ給ス（紙質粗惡俗ニ云フ塵紙ナル者ナリ若シ親戚ヨリ送致ノ紙アレハ其數ヲ照シメ給與ノ紙數ヲ省減ス）
一房每ニ白板（巾曲尺三寸强長二尺厚三步俗之ヲキメ板ト云）鐵筆（木柄三寸鐵針三分其形錐ノ如ク俗ニ之ヲキメ棒ト云）各一箇ヲ給ス牢名主之ヲ管シ囚人情ヲ陳スルコトアラントスルトキハ其旨ヲ名主ニ副スル役付ノ者卽鐵筆ヲ以テ白版ニ書シ

之ヲ看守ノ吏ニ致ス看守ノ吏之ヲ改寫シテ獄署ニ致ス
禁囚ニ浴湯ヲ聽ス正月二月十一月十二月ハ月ニ三次三月四月九月十月ハ四次五月六月七月八月ハ月ニ六次トス（其費用囚一人ニ付銀一分六厘ト定ム）
每歲七月十三日病囚ヲ除クノ外衆囚ヲ圍庭ニ出サシメ（腰繩ニテ莚上ニ坐セシム）獄吏蒞テ剃工ヲシテ之ヲ梳剃セシム凡剃工ハ四囚ニ一名トス
盛暑ハ各房ニ團扇ヲ給ス且囚人ヲシテ每日順次ヲ以テ外櫺ト內櫺トノ間ニ出テ凉ヲ納レシム（但地上ニ席ヲ設ク）沍寒ハ紅蘿蔔ノ乾葉ヲ煎テ其液汁ヲ給ス凡一日ニ三次トス夜ハ湯婆ヲ給ス（湯婆製ノ熱湯五合ヲ瓦瓶ニ盛リ布囊ヲ以テ包ム）

疾病

囚人急病アレハ晝夜ヲ問ハス看守者直ニ當直ノ醫員ニ報シ藥液ヲ給ス
每日一次醫員病囚ノ房ニ至リ之ヲ診察ス急病重症ハ此限ニ在ラス
凡藥液ヲ給スル每日三次トス重症ニ非レハ三次ノ內一次ハ再煎液ヲ給ス其病重キニ至ル者アレハ醫員必ス其徵候書ヲ作リ當初其囚人ヲ押送セシ法廳ニ申報ス（煎藥若クハ散丹圓膏藥ノ類一貼ノ價銀二分五厘ト定ム）
病囚若シ死亡スルトキハ醫員檢診シテ獄署ニ申報ス署吏ト當直ノ町奉行與力ト相蒞テ死屍ヲ檢視シ醫員其病候書ヲ作リ獄署ヲ經由シテ當初其囚人ヲ押送セシ法廳ニ申告ス獄署ハ其法廳ノ指示ニ從ヒ死屍ヲ其親戚ニ下附シ或ハ刑場內ニ瘞埋ス（刑場內ニ瘞埋ノ手續ハ獄舍ノ門ニ掲ケリ）
但シ病囚ヲ遇スルノ法其病檻ニ移ス者ト未タ移ラサル者トヲ問ハス皆同シ
江戶小傳馬街ニ在ル囚獄ノ制是ノ如シ其他京都大阪及長崎奈良等奉行若クハ代官ノ治スルトコロ皆囚獄アリ大率ネ小傳馬街ノ獄制ヲ以テ定準トス大小藩亦タ囚獄ヲ設ク當時各自政ヲ爲スヲ以テ小異同アリト雖トモ其大綱ヲ提スルトキハ德川氏ノ制ニ外ナラス

囚員

每月一日獄署ニ於テ前月ノ囚員ヲ照算シ責保ノ者若干人行刑若クハ出圄ノ者若干人前月ヨリ禁ニ在ル者若干人新タニ入禁スル者若干人ト部分シテ帳簿ニ作リ之ヲ町奉行ノ廳ニ申報ス
囚人入禁ノ月ヨリ六箇月ヲ經過シタル翌月ノ一日其囚人身分族籍等ノ明細書ヲ作リ町奉行ノ廳ニ申報ス町奉行之ヲ閣老ニ致ス
小傳馬街獄舍及淺草品川病檻ノ罪囚ヲ合算シ大凡其數ヲ平均シテ一月

ニ六百五十員内外トス

囚員ヲ記スル帳簿未タ具備スルモノヲ得ス故ニ其數ヲ詳悉シカタシ小傳馬街ノ獄舍尙然リ況ヤ地方ノ奉行代官及大小藩ノ管スルトコロノ囚員ヲ擧ルニオイテヲヤ但小傳馬街老獄吏ノ私記ニ存スル者ニ據テ其大數ヲ擧ル事如斯

寄場

石川島人足寄場（俗ニ役夫ヲ稱シテ人足ト云フ寄場トハ其役夫ヲ聚合スル地ト云フ意ナリ）ハ徒刑ニ類似スルモノニシテ徵治ノ意ヲ寓スルモノナリ其方法左ノ如シ

光格天皇寬政二年（卽紀元二千四百四十一年第十世將軍德川家齊ノ時ナリ）江戸海灣中ノ石川島ニ於テ人足寄場ヲ設ケ無籍無類ノ笞刑ニ處セラレ卽時放釋シ難キ者ヲ此ニ移シ官ヨリ衣食ヲ給シ搾油等ノ役ニ服セシム厥後同天皇享和文化ノ際（卽紀元二千四百五十八年ノ頃ナリ今其年月ヲ審カニセス）ニ至テ有籍ノ者ト雖トモ笞刑ニ處セラレタル後其親戚故舊ノ下付スヘキ無キトキハ亦タ此ニ移シテ作業セシメ之ヲ懲治スルヲ旨トス若シ役場ヲ遁逃スルトキハ罰スルニ墨黥ヲ以テス（墨刑ハ其左腕ニ十字ヲ黥ス）

寄場奉行一員ヲ置キ之ヲ管守セシム其隷屬スル者元締アリ勘定役アリ下勘定役アリ醫員アリ署丁アリ水夫アリ

服役ノ人足ニ衣食ヲ給スル左ノ如シ

衣服（卽上衣股衣）緒黃色ノ木綿ヲ以テ製シ（上衣ノ背ニ波紋ヲ染出ス）

平民ト別異ス

糧餉分テ三等トス

玄米ト麥ヲ等分ニシテ一日ニ付六合

雜費料錢二十四文

玄米ト麥ヲ等分ニシテ一日ニ付五合

雜費料錢二十四文

及醬油ニ充ツ（以下同シ）

右役付ノ者ニ給ス（每房ニ役夫中ヨリ一人ヲ撰ミ保長トス俗之ヲ世話人ト云フ又薪水ノ事ニ供ス俗之ヲ卯時ト云フ皆之レヲ總稱シテ役付トナス）

玄米ト麥ヲ等分シテ一日ニ付八合

雜費料錢二十四文

右搾油ノ役ニ服スル者ニ給ス

玄米ト麥ヲ等分シテ一日ニ付五合

雜費料錢二十四文

右平人足（平人足トハ尋常ノ役ニ供スル者ヲ云）ノ者ニ給ス

遁逃セン事ヲ謀リ若クハ竊盜シ賭博スル者アレハ房外ノ外欞ニ縛シテ之ヲ懲ラス

列藩亦タ往々徒場ヲ設クル者アリ其役使ノ方法等固ヨリ異同ナキ能ハス今之ヲ略ス

流移

流移人ヲ江戸ヨリ發遣スル地ハ韮山代官ノ管轄スル大島八丈島三宅島新島神津島御藏島利島ノ七箇所トス而シテ流移人ヲ送ルハ大率ネ春秋二期ト定ム

流移ニ處スヘキ囚人アレハ其發遣

ノ時期ニ先チ其事ヲ町奉行ヨリ韮山代官ニ報告ス韮山代官ハ其時已ニ至レハ屬吏ヲシテ其船ヲ艤シテ之ヲ町奉行ニ申報セシム其發遣ノ日決スレハ約ネ其十日前ニ之ヲ獄署ニ告ク

流移人已ニ刑名ノ宣告ヲ受ケ仍ホ禁圍ニ在ルノ日親戚ヨリ贈資ヲ要求スルトキハ之ヲ聽ルス獄署其要求スルトコロノ物品ヲ書シ町奉行ヲ經由シテ其親戚ニ報ス親戚ヨリ贈致スレハ其親戚ノ姓名ト物品ノ名數トヲ其囚人ニ通知ス

凡親戚ノ贈資ハ白米ハ二十苞（一苞ニ四斗ヲ入ルヲ定メトス雜穀ヲ混スルモ妨ケナシ）金ハ二十兩ヲ踰ルヲ得ス其他雨傘木履煙筒（木竹ノ管ハ除去ス）ノ類モ亦タ聽ス刀器發火具筆墨ハ聽ルサス僧侶ハ之ニ加フルニ法衣ヲ聽ルサス

發遣ノ前日獄吏其囚人ヲ悉ク庭ニ出シ（梏手若クハ腰繩ニス）剃工ニ命シ之ヲ梳剃セシメ畢レハ之ヲ獄署ノ札問所ニ（札問所ハ札問役ノ者臨時獄署ニ派出シテ鞫問シ若クハ死刑ヲ宣告スル所ナリ）拘引シテ其廷上ニ列跪セシム獄司（卽石出帶刀）當直ノ町奉行與力連班シテ其發遣スルトコロノ島名ヲ宣告ス（凡流刑ニ處スルモノハ當初其罪決スレハ唯流刑ニ處スル旨ヲ宣告セス至此始テ島名ヲ宣告ス俗ニ之ヲ島分ケト云フ）島名宣告畢テ仍ホ入禁セシム

官ヨリ流移人ニ給與スル資ヲ分テ三等トス

金二兩（時價ヲ以テ錢貨ニ兌換ス以下同シ）

用紙（一囚每トニ半紙二帖）

船中豫防藥（丸散丹圓ノ類）

右揚坐敷ニ禁スル者

金一兩

用紙（同上）

船中豫防藥（同上）

右揚屋ニ禁スル者

金二分

時服一領

用紙（同上）

船中豫防藥（同上）

右有籍若クハ無籍ノ平民發遣ノ日ニ至レハ獄司（卽石出帶刀）當直ノ町奉行與力並ニ管鑰ヲ掌ル獄吏相涖テ當初其囚人ヲ押送セシ法廳ヨリノ出監證書ニ照ラシ之ヲ出監セシメ町奉行ヨリ派出ノ與力同心ニ交付ス其與力同心之ヲ海口ニ護送シ（其船艤シテ龜嶋橋側東湊町ノ船手屋敷ノ南岸ニ在リ）韮山代官ノ屬吏（卽手附）ニ交付スル凡一船ニ韮山代官ノ屬吏一名若クハ二名船司（卽船奉行）隷屬ノ水手同心二名若クハ三名共囚人ノ宣告ヲ受ケタル海島ニ解送ス

江戸ヨリ流移人ヲ發遣スル順序大率ネ此ノ如シ京都大阪中國西國ヨリ發遣スル地ハ薩摩五島隱岐壹岐天草等トス其給資押解ノ方法ハ皆江戸ヲ以テ定準トス其他沿海ノ藩モ亦流移ノ刑ヲ行フ者アリ其管轄ノ海島ニ發遣ス沿海ニ非ル藩ハ流移ニ該ル罪囚ヲ其管轄內僻遠ノ山中ニ移從シ適應ノ業ニ就カシムル者モ亦タ之レ有リ

（未完）

訓令通牒

☒藥劑師採用內議ノ件

（司法省　行秘甲第二〇號
行刑局　昭和十一年二月三日）

標記ノ件ニ關シ昭和四年十一月行甲第一、九一三號ノ二ヲ以テ通牒致置候處爾今五級俸以下ト雖採用ノ場合ニ於テハ大正十一年一月監秘甲第六號（刑務所職員ノ身分進退ニ關スル件）ノ通牒ニ準シ內議相成樣致度候

☒未決拘禁者ニ看讀セシムベキ雜誌ノ種類追加ノ件

（司法省　行甲第一二〇號ノ一
行刑局　昭和十一年二月一日）

標記ノ件ニ付左記雜誌ヲ追加指定相成候條前指定ノ分ト同樣發行毎ニ其內容ヲ審査ノ上看讀許可相成差支無之候

記

（一）男子用
一、日本少年
（二）女子用
一、少女倶樂部

☒指紋原紙其ノ他作成處理方ノ件

（司法省　行甲第一一八號
行刑局　昭和十一年二月四日）

新ニ入所シタル受刑者ニ付テハ指紋原紙取扱規程ニ依リ指紋原紙若クハ指紋原紙受刑追加小票ヲ作成提出可相成義ニ有之候處既往ノ實績ニ就テ見ルニ往々之ガ提出ヲ脫漏シ或ハ甚シク遲延シ若クハ既ニ提出濟ノモノニ對シテ重複ニ提出セラルヽ等ノモノ有之之ガ爲メ當局事務處理上ニ支障ヲ及ボスコト尠カラズ候就テハ將來之等書類ノ作成上ニ關シテハ左記各項ニ據リ處理ノ上專ラ其ノ取扱ノ確實ヲ期シ遺憾ナカラシムル樣可然御配意相成度

記

一　新ニ受刑入所シタル者ニ就テ指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票ヲ作成シタルトキ、若クハ之ガ作成未濟ノ儘他ニ移送スルトキハ當該受刑者身分帳簿表面欄外左方上部並ニ受刑者入所簿中當該受刑者欄適當ノ個所ニ左ノ記號印ヲ押捺スルコト

指紋原紙ヲ作成シタルトキ　原紙濟

指紋原紙受刑追加小票ヲ作成シタルトキ　小票濟

指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票作成未濟ノ儘他ニ移送スルトキ　指紋未濟移送

二　他刑務所ヨリ移送ヲ受ケタル受刑者ニ付テハ指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票作成濟ナルヤ否ヤヲ調査シ（前記記號並ニ身分帳簿ニ編綴ノ指紋原紙ヲ根據トシテ調査シ猶不明ナルトキハ照會ノ上之ヲ確ムルコト）其ノ既濟ノモノニ付テハ受刑者入所簿當該受刑者欄適當ノ箇所ニ　指紋濟轉入　ノ記號印ヲ押捺シ其ノ未濟ノモノニ付テハ前第一號ノ例ニ準ジテ處理シタル上當該受刑者身分帳簿表面欄外ニ押捺セラレタル　指紋未濟移送　ノ記號ハ之ヲ抹消スルコト

三、假釋放又ハ刑執行停止ノ取消逃走者ノ逮捕等ニヨリ復歸シタル受刑者ニ付テハ曩ニ其ノ刑執行ノ際指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票作成濟ナルヤ否ヤヲ調査シ若シ未濟ノモノアルトキハ前第一號ノ例ニ準ジテ處理シ既濟ノモノニ付テハ指紋押捺者復歸調書ヲ作成シ受刑者入所簿中當該受刑者欄適當ノ箇所ニ　復歸調書濟　ノ記號ヲ押捺スルコト

四、指紋ノ押捺ヲ延期シタル者ニ付テハ每月指紋ニ關スル各種調書作成ノ際左記樣式ノ指紋押捺未濟者書留簿ニ記載シ刑務所長（支所ニ在リテハ支所長）ニ提出スルコト

指紋押捺未濟者書留簿

檢印	庶務文書課長主任	受刑者入所年月日	押捺未濟事由	押捺濟年月日	刑名刑期	受刑者ノ稱呼番號氏名	備考

記載例

一、本簿ニハ受刑者入所簿ニヨリテ指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票ノ作成未濟者ヲ記載スルモノトス

二、押捺未濟ノ儘他ニ移送シタルトキハ備考欄ニ其旨記載スルモノトス

三、本簿ニ於ケル現在押捺未濟者ハ指紋原紙及指紋原紙受刑追加小票作成調書ノ附表ト一致スベキモノトス

尙左記各項ニ付テハ取扱上特ニ御注意相成度

（イ）收容者中裁判ニ於テ言渡サレタル刑確定シタルモ未決勾留日數算入ノ爲現實ニ其刑ニ付テ執行スベキ期間ナク確定ト同時ニ釋放セラルヽ者ナシトセズ斯ル者ニ付テモ指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票ノ作成洩ナキ樣適當ニ處置スルコト

（ロ）昭和五年十一月行甲第一、五九二號指紋原紙作成上ニ關スル件通牒中年齡七十歲以上トアルハ滿七十歲以上ノ者ヲ指稱スル義ニ付誤解ナキヲ要ス

（ハ）指紋原紙取扱規程第七條第二項ニ該當スル刑期三月未滿ノ受刑者殊ニ實際執行スベキ期間一月ニ滿タザル者ノ如キニ對スル指紋原紙ハ特ニ敏速ニ發送スルコト

（ニ）新受刑者中陸海軍刑務所ニ於テ執行ヲ受ケタル前科ヲ有スル者ニ付其ノ前科身分帳簿取寄不能ノ場合指紋處理上ニ關シ指紋原紙取扱規程第一條ノ取扱ヲ爲スベキカ或ハ同第八

條第一項第一號ノ取扱ヲ爲スベキカ將又同第九條ノ取扱ヲ爲スベキカニ付疑義アルトキハ同規程第十二條ニ準ジ指紋原紙ヲ作成シ裏面受刑事項欄ニハ最近前科一犯ノミヲ記載「要對照㊐原紙要否」ト朱書シテ本省ニ對照ヲ求メラルヽコト、而シテ此ノ場合該當者不發見ノ回答ニ接シタルトキハ指紋原紙取扱規程第一條ニ依リテ取扱ヒ該當者發見ノ回答ニ接シタルトキハ同規程第八條第一項第一號ニ依リ取扱フベク又同規程第九條ニ依リ㊐指紋原紙作成ヲ要スルトキハ其旨通知ス

（ホ）引續キ執行スベキ二個以上ノ刑ニ付其ノ執行順位ヲ變更シタルモノアルトキハ指紋押捺者受刑者事項異動調書ニ各刑ヲ執行順位別ニ記載シ「變更事由」ニハ「執行順位異動」ト記載シ各備考欄ニ刑ノ始期及執行濟期間等ヲ附記スルコト

（ヘ）指紋ニ關スル書類提出ニ際シテハ各記載事項ヲ檢査シテ誤記遺脫等ナカラシメ特ニ指紋原紙、指紋原紙受刑追加小票、指紋押捺者復歸調書ニ付テハ受刑者入所簿並ニ指紋押捺未濟者書留簿ニ照合シテ提出漏ナキヲ期スルコト

☒累進處遇ニ關スル調査每月提出方ノ件

（司法省 行甲第一二四號 行刑局 昭和十一年二月一日）

調査上必要有之左記調査報告ハ昭和十一年一月分以降ニ付爾今每月報告相成度候

記

一、昭和十年十月九日行甲第一三六七號「累進處遇ニ關シ調査方ノ件」ノ内第一表、第二表、第八表、第九表、

但 第八表及第九表ハ半年每ヲ每月ニ改ム

附記

昭和十年七月ヨリ十二月マデノ分ニ付別ニ二月末日迄ニ提出相成度候

本會々則第八條第一項五號退職者ニ對スル銀杯贈與並ニ死亡贈金者

二月三日附

一、銀杯一組　宮地次八

一、銀杯一箇宛　荻島和令外貳拾名

一、金壹百參圓也　故飯田忠直外三名

司法官の聲

以下は札幌地方裁判所の金子正則判事が、主として刑事被告人(男)の雜居並びに勞役場留置の狀況につき、一月二十九日及び二月五日の兩日大通刑務支所に於て視察の上、三宅札幌控訴院長の下に提出された刑務所巡視報告書中の一部を再錄したものであります。

イ

未決勾留ハ證據保全及逃亡防止ノ目的上被告人ノ自由ヲ剝奪スル强制處分デアッテ、其ノ目的ノ爲ニ必要ナリトシテ刑事訴訟法上規定セラレ居ルモノト思ヒマスガ、然シ私ハ一面未決勾留ノ目的ハ被告人ト社會トノ交通ヲ斷チ寂莫ノ中ニ靜ニ自己ヲ反省シ、被告人ヲシテ眞ニ懺悔ノ生活ニ入ラシメ以テ正道ニ就カシメントスルニ在ルト思ヒマス。後者ノ目的ヲ達シマスコトハ被告人其ノ者ノ爲此ノ上ナキノミナラズ、訴訟手續ノ進行ハヨリ一層圓滿迅速ニナルカト存ジマス。而シテ雜居制度ハ後者ノ目的ノ爲ニモ前者ノ目的ノ爲ニモ甚ダ支障多ク思ハレ、刑事被告人ノミハ既決囚ト異ナリ、餘程ノ例外ヲ除キ雜居ヲ許サズ獨居セシムルヲ可ナリト信ジ居リマシタトコロ、今回視察ノ結果特ニ其ノ念ヲ强クシマシタ。

本刑務支所ハ先般伊藤判事ノ報告ノ如ク、其ノ設立古ク且狹クシテ刑事被告人ヲ原則トシテ雜居セシメザルガ如キ事ハ到底爲シ得ナイ現狀ニアリマス。

刑事被告人ノミハ獨居房ニ拘禁シ得ラルル樣速ニ改築增築アランコトヲ切望致シマス——總選擧ヲ前ニシテ現在獨居房又ハ雜居房ノ空房少ク、若シ選擧法違反被告事件多數起ランカ、益々雜居房ヲ利用セザルヲ得ザル現狀ヲ見、深ク其ノ改築增築ノ必要ヲ感ジマシタ——

ロ

軍隊生活等團體生活ニ多少ノ經驗ヲ持ツ私トシテ、各團體生活ニ特有ノ臭味ノアルコトハ知リ居リマスガ、本刑務所視察ノ際監房廊下ニ於テ一種不健康ナルガ如キ臭味ヲ感ジマシタ。當日ハ曇天ニシテ且例年ニナキ積雪ノ爲モアリマセウガ各監房甚ダ暗ク、監房内ニテ讀書セル被告人ヲ見、眼ヲ惡クシヤシナイカト案ジマシタ。其ノ他監房ノ構造等ガ既決囚ノソレト同一ナルヲ見受ケマシタ。未決勾留ハ前叙(イ)ノ如キ目的ニ於テノミ行ハルベキモノニシテ、其ノ限度ヲ越エテ被告人ノ自由等ヲ制限スベキモノニアラズト思ヒマスガ、未決勾留ノ現狀ヲ見ルトキ其ノ目的ニ適合スル如ク特別ニ未決拘禁所ノ設立セラレンコトヲ念ジマシタ。

ハ

監獄法上刑事被告人ハ作業ヲ强制セラレナイ、唯請願ア

ル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得ルコトニナリ居リ、又作業時間ハ既決囚ノソレニ比シ二時間以内短縮スルコトヲ得ルコトニナリ居リマスガ、此レハ未決勾留ガ刑ニアラザル爲、其ノ差違アルモノト思ヒマス。然シ私ハ特別ノ事情ナキ限リ刑事被告人ヲシテ作業ヲ爲サシムルコトハ、拘禁ニ依ル精神錯亂ヲ防止シ健康保持上有益ニシテ、且作業ヲ行フコトニ依リ不知無識ノ間ニ自己ヲ省ミ被告人ノ精神的改善ニ與ツテ力アルト思ハレマスノデ、被告人ト雖既決囚ト同樣作業ヲ强制シ、唯正當ノ事由等（成ルベク廣義ニ解ス）存シ被告人ノ請願アル場合作業ヲ廢シ、被告人ノ爲サント欲スルコトヲ爲サシムルコトヲ得ルガ如ク規定ヲ改正スルガ可ナラント思ヒマス。雜居房内ニテ軍手ノ作業ヲ爲セルモノアリ、雜誌ヲ講讀セルモノアリ、又何事モナサズ沒念トシテ坐セルモノアルヲ見、右ノ感ヲ深クシマシタ。

係官ノ言ニ依レバ、刑事被告人ニシテ相當長ク未決ニ勾留セラレ居ルモ請願ニ依ル作業ヲ知ラザルモノニ對シテハ其ノ旨ヲ告ゲ、請願ニ依ル作業ヲ爲スベク慫慂シ作業ヲ爲サシメ居ルトノコトデ、現行規定ノ運用上實ニ適當ノ處置ト思ハレマシタ。勞働者又ハ之ニ類スル階級ノ刑事被告人ニ對シテハ、未決勾留ノ長カラザル場合ニ於テモ特ニ支障ナキ限リ請願ニ依ル作業ヲ爲シ得ル旨ヲ告ゲ、作業ヲ爲サシムルノ處置ニ出ヅルノモ亦可ナラントカト感ジマシタ。

ニ　被告人ガ如何ナル犯罪事實ニ付テ起訴セラレ居ルヤヲ知ルコトハ、未決拘禁所ノ係員トシテ被告人ノ處遇上必要ナリト思ヒマス。殊ニ監房ノ設備上刑事被告人ヲ雜居セシムルノ已ムヲ得ザル現狀ニ於テハ、特ニ其ノ必要ヲ感ジマス。然ルトコロ係官ノ言ニ依レバ、起訴事實ノ内容ハ被告人ノ身分調査ノ際被告人ヨリ聽取スルカ（大體適合セルモ正確ナラズ）又ハ豫審廷公判廷ニ出頭ノ被告人ヲ看視スル係員ニ於テ豫審廷又ハ公判廷ノ訊問等ヨリ聽取シ之ヲ知ルノ外、檢事局等ヨリ起訴事實ノ内容ニ付テハ何等ノ通知ナシトノコトデス。檢事局等ニ於テ少クトモ其ノ要旨ニテモ通知スルヲ可トスルト思ヒマス。檢事局等ニ於テ其ノ勞ヲ執ラレンコトヲ望ムモノデス。

ホ　係官ノ話ニ依レバ、刑事被告人ニシテ宗教書、修養書ヲ自ラ求メテ講讀スルモノ割合少シトノコトデ、私ノ期待ニ反シ居リ少カラズ失望ヲ感ジマシタ。刑事被告人ヨリノ求メナクトモ、其ノ教育程度其ノ宗派等ニ應ジ、夫々適當ナル宗教書又ハ修養書ノ閱讀ヲ進メ、之等ニ依リ佛祕、救ノ手ヲ多ク與ヘレバト思ヒ、且斯クアランコトヲ願フモノデス

以　上

我國體の本義と憲法第五十七條（上）

東京控訴院檢事長　金山季逸

本文は金山檢事長が二月刑務官練習生に對し講演された ものの筆記である。文責はすべて記者にある。

（一）

私がこれから御話ししやうとすることを、便宜上一つの表題で示すならば「我國體の本義と憲法第五十七條」といふやうなことにならう。或は、かやうな表題の下に、我國體の本義に基いて、司法權の本質、延いては近頃八ヶ間しかつた天皇機關說といふやうな憲法上の問題に對し聊か檢討を加へて見たいといふのが私の意圖であるといつた方が一層適切であるかもしれない。諸君も御承知のやうに憲法第五十七條に「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」と規定されるとあつて、司法權の行使に限り特に「天皇の名に於て」と明記してあることが目立つ。憲法の他のいかなる條文に於ても、この條文の如く「天皇の名に於て」と斷つてある箇所はない。ひとり司法權についてのみこれあるのはいかなる仔細であらうか。無論これには大に意味がある。そしてそれは、我國體に關する觀念と密接な關係があることから御話ししたいと思ふ。

憲法第五十七條の條文は、普通には司法權の獨立を規定したものとして解釋されてゐる。無論それに相違ないのであるが、しかしそればかりでない、更にもう一つの意味があるのである。即ちこの條文は、司法權はやはり、統治權の作用の一つであつて、從つて他の立法權及び行政權とひとしく統治權の主體たる天皇にその源を發するものであるといふことを明にしてゐるのである。最近國體明徵といふことが、議會その他朝野に亙つて八ヶ間しい問題となつたが、統治權は天皇に屬するものであるか、それとも國家に屬するものであるか、といふのが議論の分岐點であつて、日本に在つては飽くまでも前者の意味に解釋しなければならぬといふのが國體明徵を主張する人々の意見である。これに反して後者の見解に立つものがいはゆる天皇機關說であるが、若し統治權が國家に屬するものであるならば司法權についても、司法權は國家の名に於て裁判所これを行ふ、と規定して

もよいわけであり、むしろさう規定すべきものであらう。しかし我憲法は國家の名に於てとはせずに特に「天皇の名に於て」と明記してゐる。その點に重大な意義の存してゐることを私共は見逃していけない。卽ち我國體に關する觀念がこゝに強く表示されてゐるのである。元來統治權といふものゝ性質からいへば、必ずしもその所在を君主に置かなければならぬものとは限つてゐない。國家に屬するものもあるし又君主と國家との双方から出發してゐるものもある。統治權だとて必ずしも唯不可分の權力作用であるときまつたわけではない。統治權の所在はその國の憲法の規定によつてきまるのである。例へば英國の憲法ではキングと議會詳しくいへばキングと上院及び下院、この三つが結合して統治權を行使することになつてゐるし、又北米合衆國の憲法に從へば、いはゆる三權分立の思想を明白に認めて、立法權は議會に行政權は大統領に、司法權は裁判所に、といふ工合に三權を鼎立の形に於て對立させる立前をとつてゐる。かやうに同じ統治權でも、國の歷史なり國情なりによつてそれ〴〵その所在を異にする。しかし我國に在つては統治權は天皇に屬する。天皇は統治權の主體であり、源泉なのである。國內の權力といふも實は天皇から發生してゐるのである。立法、行政、司法と、統治權發動の形式はそれ〴〵異るにしてもは出來上らない。卽ち天皇の御裁可がなければ法律源を天皇に發してゐることに變りはない。國家に屬するい。立法權で云へば、憲法第五條に「天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ」と規定されてゐて法律案は議會の協贊を經て天皇の御裁可を得て始めて法律となる。　天皇の御裁可がなければ法律ふその行爲が法律をつくるのである。又行政は內閣で行ふのであるが、內閣は天皇に屬し、天皇の御裁可になつた勅令で法律を執行するのである。卽ち內閣で行使する行政權も　天皇の統治權の一つの作用にすぎない。官吏の任命の如きも同樣、勅令に基くのである。中でも親任官となると　天皇御親ら任命遊ばすのである。かやうに一切の行政は大なり小なり直接なり間接なり　天皇の御行爲に歸着する。しかるに、司法權についてのみは　天皇は直接には御關係遊ばさない。司法權は裁判所がこれを行ふのであつて　天皇の御力は直接には加はつてゐない。しかし裁判所がこれを行ふとはいふものゝ、それは、天皇の御行爲として裁判するのである。これ憲法第五十七條に於て特に「天皇の名に於て」と明記してゐる所以である。伊藤博文の「憲法義解」を見ると「君主は正義の源泉にして司法の權亦主權の發動する光線の一たるに外ならず、裁判所は天皇の名に於てこれを宣告し、　天皇を代表して裁判す」と書いてある。卽ち裁判には天皇は直接には御關係がないが、天皇を代表して爲す行爲であるから、裁判はやはり天皇の御行爲に外ならぬのである。憲法第五十七條の規定は、その意味を明にしてゐる

のである。

（二）

古來の法制に在つては、司法と、行政との區別が判然としてゐない。殊に古代に在つては兩者とも天皇の御事務であつたのである。或る場合には、天皇御親ら大きな裁判を遊ばされたこともある。聖德太子は攝政卽ち天皇の御代理として親しく訴訟を聽き又裁かれてゐる。武門時代に在つても、司法と行政との限界ははつきりせず、同一人が行政もやれば司法も行ふといふ有樣であつた。ところが明治五年に大審院が出來、司法權を行政權から分離して、これを大審院に歸屬せしむることなりいはゆる司法權獨立の形はこの時に出來たのである。それが明治二十三年に憲法の發布となり、司法權の獨立といふことがこゝに憲法上の規定として確定さるゝに至つたのである。元來司法權といふも、行政權といふも、共に國民に對して行使さるゝ統治權の一つの作用たるに相違ないのであるが、行政權の方は司法權に比べて自由裁量の範圍が非常に廣い。それといふのは、行政權の目的とする所は社會公共の安寧秩序を維持し、人民の幸福を增進するといふ點に在るので、從つて、時と場合に應じて、伸縮その宜しきに適ふやうに十分のユトリを取つて置かなければならない。法令の適用が餘りに杓子定規では、行政本來の目的を逸脫するの處がある。社會も人間生活も、八ヶ間しくいへば時々刻々に變化して流動止む時がないのであるが、それらの變化に應じてそれ〴〵宜しきを制して行かなければならない行政としては正しくさうなければならぬことである。これに反して司法權は、自由裁量の範圍が非常に狹い。裁判官は自分の料見一つであゝもなる、かうもなるといふわけには行かない。裁判をするにはチヤンと法律といふ規準があつて、その解釋の範圍に於て、裁判を爲し得るにすぎない。

行政の祿に手心を加へる餘地が甚だ少いのである。成程裁判官は刑事々件を裁判するに際し、その適用量定には或程度自由裁量の餘地がある。例へば、情狀に應じて、一年の刑を宣告することも出來るし、二年の刑を適當と見ることも出來る。しかしそれが有罪か無罪かを決するに當つては、飽くまでも法律の規定に則らなければならない。

司法權の行使は純然たる法の適用である。法律からいへば無罪であるが、あいつ憎い奴だから有罪にしてやらうとか、その反對に、法律上は有罪としなければならぬが自分の知人だから無罪にしてやらうといふやうなことは許されない。司法權と行政權とはこの點に於て嚴格に區別される。區別しなければならぬ必要もこの點に存するのである。昔のやうに行政權が司法權に關與したり、若くはこれに壓迫を加へるやうなことがあつては、司法權の獨立は到底期し難く、弊害は百出する。司法權の完全なる獨立によつてのみ裁判は公平を期し得るのである。

前に述べた様に、司法權の行使については、天皇は直接には御關係にならない。成程檢事が某々を起訴するといふ場合に、もしそれが身分のある人なれば、天皇に上奏して御裁可の形のものを得なければならぬことになつてゐる。これは一見、天皇が司法權に御力を加へ遊ばすものであるかのやうに見えるかも知れぬが、しかし檢事の起訴は嚴密にいへば司法行政の一つの作用であつて狹義の意味に於ての司法權の行使ではない。即ち行政なるが故に天皇の御許しを乞ふのである。從つて狹義の意味に於ての司法權即ち裁判所の判決については、天皇に上奏することもしなければ、又御裁可を仰ぐこともしない。全く裁判所一個の判斷で、刑を宣告するのである。さういふ次第であるから、動もすれば司法權は天皇の統治權の外に在つて、天皇は立法、行政の權を有せらるゝも、司法權だけは天皇と離れて裁判所に於いて獨占してゐるかの如き感を與ふることなしとしない。

前にもいふやうに、統治權の所在が何れに在りやといふ問題は、各國の憲法の規定によつて決ることで、國によつてそれ〴〵立前がちがつてゐる。國には國柄といふものがあり、各自特殊の事情も存するので、從つて統治權の所在も一樣には行かないのである。即ち統治權は、不可分的に君主の一身に專屬してゐるといふ立前をもつてゐる國もあれば、反對に統治權の所在を國民全體に置いてゐる國もある。又統治權は君主にも國民にも存せずして、永久的團體としての國家にあるのだといふ風に見てゐる國もある。統治權の所在如何によつて各國の國體が決まるのであるが、それらは歷史上の事實と國民の信念、つまり國の成り立ちや國柄によつて決定さるべき問題である。從つて國體は國によつてちがふのが當然である。一つの國がさうだからとて、他の國もさうでなければならぬといふ理由はない。我國は立憲君主國であつて、君主即ち天皇が統治權を綜攬されてゐることは憲法の規定に見ても、些の疑ひがない。その點に何の疑問もないのであるが、私共は更に遡つて、では何故に天皇に統治權が存するのであるか、といふその點に對する認識を深めておくことが必要である。統治權は君主に在るといふ中にも、それは君主御一身の權利として君主に屬してゐるのであるか、又君主が國民全體から委托されて、これを有つてゐるのであるか、それとも統治權は本來君主になくして國家に在るのであるが、君主は國家の代表者として卽ち國家の機關としてこれを行使してゐるのであるか、といふ風にいろ〳〵の場合が想像され、そこからいろ〳〵と議論が岐れて來る。學者の見るところに從つていろんな說が出て來るのである。從來我國に行はれてゐる憲法學說をかりに大別して見ると、(一)天皇機關說 (二)二元說 (三)國家は法人に非ずと主張する說等がある。

第一の天皇機關說、これは我國に於て從來最も廣く行はれてゐた學說である。この學說を奉ずる學者は必ずしも一二に限らなかつたのであるが、中でも今度問題となつた美濃部博士は、その代表者として知られてゐる。この學說の要點をいふと、國家の本質はこれを法律的に解釋すると、國家は一つの有機體であるといふことが出來る。有機體といふのは生命ある團體といふ意味である。生命あるものはすべて有機體である。人間に限らず犬で猫でも、又草木でも生命のある限り有機體である。これに反して石塊は生命がないから有機體ではない、無機體である。國家も生命があるから法律的にいへば有機體である。それ故、この學說に於ては、國家を法律上の人格者卽ち法人と見る。すでに法律上の人格者である以上その發露としての統治權は當然國家になければならない。從つて君主卽ち天皇は國家の統治權を運用するための國家の一機關たるにすぎない、と、かやうに說明する。天皇は國家の機關であるといふのでそこでこの學說は天皇機關說の名で呼ばれも天皇に屬するのである。前にもいふやうに、獨立の形に見ゆる裁判所の如きも實は、天皇に隷屬する一つの機關であつて國家の直接の機關ではない。憲法第五十七條がこれを表示してゐる。ところで問題の天皇機關說といふのは、統治權は天皇に屬せずして、國家に屬し、天皇は唯統治權の主體たるその國家の一機關たるにすぎないといふのである。この說が不都合だといふので、さてこそ國體明徵の問題が八ヶ間しくなつたわけであるがしかし天皇機關說とてもすでに學說として唱へられてゐる以上、そこには何等かの論據がなければならぬ筈である。ではその論據は何處にあるか、又この論據の何處に間違ひが存してゐるのであるか、これらを知ることは、我國體の本義を明にする上に大に必要のことゝ信ずるから私は以下少しくそれらの問題について所見を述べて見たいと思ふ、

(三)

れてゐるのである。

此說によれば、天皇の地位は恰も會社の重役の地位に似てゐる。(會社は法律上の人格者即ち法人であつて、重役はその機關であり代表者である)尤も天皇は會社の重役に似てゐるとまでは或は、天皇機關論者といへども考へてはゐないかもしれぬが、理窟はさういふことになる。我國體の本義並に天皇に對する國民的信念といふやうな點からは誠にへんなものになる。非難が出るのもその點だらうがしかしこの學說は、從來一番汎く行はれてゐたのである。第二は二元說とも稱すべき學說である。これは國家を有機體即ち法人と見る點に於ては機關說とかはりはなく、從つて統治權の主體たり得るけれども、しかし國家に意志があるとは思へない。法律的には人格者であるとしても、國家そのものに、法律を作つたり、裁判をしたりする意志があるものとは考へられない。この點は自然人とは自ら異つてゐる。意志を有つてゐるのは自然人である。それ故に法人である國家の意志とても、實はある自然人が國家を代表して、その意志を決定しなくてはならない。その代表者たる自然人は、君主國に在つては君主であり、我國に於ては天皇である。即ち我國に於ては國家も法人として統治權の主體たり得るが、同時に天皇も、國家の代表者として、又實際上に國家の意志を決定する自然人として統治權の主體たるにすぎないのである。團體といふ一つの形態に外ならぬのであるから、勿論法人としての意志があらう筈がない。從つてこの團體の行動は天皇の意志によつて決定され天皇は國家に對して統治權を行使さるゝのである。即ち統治權の主體は天皇であると、かやうに說明する。だからこの學說は第一の學說たる天皇機關說とは全然反對の立場にある。故上杉愼吉博士がこの學說の代表者である。この說は機關說の如くに我國體觀念と喰ひ違つてゐるやうな點はないが、しかし多少無理な點がないでもない。それは後に述べよう。

も、二元說を唱へてゐる學者がないでもない。第三は國家は法人に非ずと主張する學說である。第一の說も第二の說も國家を法人と解釋して、その前提の下に統治權の所在を指してゐるのであるが、この第三の說は國家を法人と見ない、法律上の人格者とも有機體とも見ないのである。この學說によれば、國家は唯人間が共同生活を營んでゐる一團體たるにすぎないのである。團體といふ一つの形態に外ならぬのであるから、勿論法人としての意志があらう筈がない。從つてこの團體の行動は天皇の意志によつて決定され天皇は國家に對して統治權を行使さるゝのである。即ち統治權の主體は天皇であると、かやうに說明する。だからこの學說は第一の學說たる天皇機關說とは全然反對の立場にある。故上杉愼吉博士がこの學說の代表者である。この說は機關說の如くに我國體觀念と喰ひ違つてゐるやうな點はないが、しかし多少無理な點がないでもない。それは後に述べよう。

(四)

國家は果して法人であるかどうか、先づこの前提の當否を檢討して見る必要がある。國家を法人なりと見る學說は洪學上の說明としては大に理由のあることである。國家を法人と見なければ、今日の法律制度の說明がつきかねる場合が多い。國家を法人でないとすると、解釋に困る場合がある。例へば國有財產は疑ひもなく國家の財產であつて、天皇の御料ではない。天皇の御料は、皇室の財產として別にある。國家の財產を天皇御自身の御所有物と見ることは出來ない。現に國家の財產は大藏省で管理し、天皇の御料は宮內省で管理してゐる。ところで苟も財產の持主である以上、それは法律上の人格者でなければならない。漠然と、人間の團體が財產を所有するといふのでは、說明がつきかねる。それ故國家が國有財產の持主である以上、國家は法人でなければならないといふことになる。國家を法人と見ない限り、少くも財產關係については常に說明に困るのである。國家が借金する場合にも同樣である。國家は必要に應じて公債を發行するが、これは國家の借金であつて、天皇の借金ではない。日本帝國の公債は國家の公債であつて、國家が法律上の人格者でないとすると、その借金は一體何人が負擔するのであるか、まるで責任者がないといふことになる。單なる人間の團體がその責任者であるなどとは、觀念上成立しない。會社の例でいへば、會社が法人であればこそ、社債を發行して、借金が出來るのである。この借金は、會社を構成する各社員や、重役その人の借金ではない。法人としての會社の借金である。法人の觀念を前提とすることなしには、會社の借金といふことは到底考へられないことである。國家としてもそれと同じく、國家を法人と見ない限り、借金關係の說明がうまくつきかねるのである。又國家は外國と條約を締結する。支那や歐米各國との間に通商條約その他の條約がある。これは勿論日本の皇室と外國例へば英國の皇室との間の私的の約束とはちがふ。又單に團體と團體との約束でもない。この場合、國家を一つの纏つた形あるもの、即ち一個の人格者として見なければ、何とも說明のいたし方がない。國家が非人格的の無意志なものであつては外國と條約を結ばうにも結びやうがないのである。

以上の如く國家は財產を有つたり借金をしたり、外國と條約を結んだりするがこれは國家を法人と見ることを前提として始めて說明がつくのである。この見地からいへば、國家を一つの有機體と見、永久的生命あるものと見、法律上の人格者と見ることは、法律上正しいことである。國家法人說は立派に成り立つのである。この論理を推し弘めて行くと、美濃部博士のいふやうに、國家は統治權の主體であるともいふ結論にまで到達するかもしれない。國家は自然人としての 天

皇の御意志と離れ、又その構成員である國民各自の意志とも離れ、永久的生命を有するものとして自己の意志を有し自己の目的のために統治權を行使してゐるのであると、或は言へないこともないであらう。こゝに於てか、國家を以て統治權の主體と見るいはゆる天皇機關説の如き學説が現れて來るのである。凡そ權利といふのは、自己の目的のために認められてゐる法律上の力である。例へば所有權とは、所有者が自己の目的のためにその所有物を支配し得る法律上の力である。統治權も一つの權利である以上、それは自己の目的のために行使さるべきものでなければならない。國家は一つの有機體として自己の目的を有し、そのために國民を支配する權利を有つてゐる。それが統治權である。それ故に國家は統治權の主體でなければならない、と機關説はかう説明して來るのであるが、論理的にはいかにもその通りで、よく筋が立つてゐる。この筋道の通つた點が、機關説の一の強味となつてゐる。從來他の學説を凌いで、機關説が持てはやされた理由の一つはその點にある。かやうに天皇機關説の根本をなすものは、その前提として國家法人説を採用してゐることである。國家法人説といふ土臺の上に、天皇機關説が築き上げられたのである。今もいふやうにその點、法律學的には一應尤もなことであるが、しかし飜つて思ふに、かうした考へ方はわれ〳〵日本人の信念、天皇によつて統治されてゐる國體觀念とは相容れないものがある。日本人としての國民意識は論理を超えて、機關説の如き學説を反撥する。日本人としての信念に從へば、天皇は飽くまでも統治權の主體でなければならぬ。建國以來、日本國は公債やら、條約やらの説明がよくつく。國家が統治權の主體であつてゐる。これは歴史上の事實であり、國民の信念である。憲法はこの歴史上の事實と國民の信念とを成文に表してゐる。國家が統治權の主體であつて、天皇は唯國家の一機關たるにすぎないといふやうなことは、日本人としては祖先以來未だかつて考へ及ばなかつたことである。それにも拘らず、天皇機關説といふやうな學説が、日本の學界に唱へられ、しかもそれが一番勢力を有つてゐた、といふのはいかなる仔細によるのであらうか。何かそこにかやうな學説が出て來なければならぬ理由があつたのであらうか。憲法はその第一條に於て明白に「大日本帝國は萬世一系の天子之を統治す」と規定してゐる。まことに明々白々の規定で何等議論の餘地はない筈であるのに、天皇には統治權がないといふやうな學説が主張されるのはどうしたわけか。天皇機關説は前にいふやうに論理的にはよく筋が通つてゐる。國家を法人と見ることによつて、國有財産やら

さういつた論理の運びをよくすることがこの學説の唱へられ出した一つの理由ともなつてゐるのであらうが、しかし我國體の本義からいへば、どうしても感心しない。

（未完）

第二十七回刑務官練習所卒業式

第二十七回刑務官練習生卒業式は、二月二十九日午前十時半から市谷刑務所に於て擧行來賓として光行檢事總長、金山檢事長、岩松刑事局長、大森民事局長、岡、清原、中尾の各司法書記官並に吉田、谷内、椎名の各刑務所長、大原刑務協會主事等列席、開會の挨拶に次いで岩松練習所長より夫々卒業證書及び賞狀、賞品を授與し、更に左の訓示を與へた。

局長訓辭

本日玆に第二十七回刑務官練習生の卒業式を擧行するに當りまして（刑務官）練習所長として各位に對し所懷の一端を開陳する機會を得ましたることは私の衷心より欣快とするところであります。

名位は過去五ヶ年間に亘り何れも學業に精勵せられ概ね優秀なる成績を以て所定の課業を修了せられましたことは私の洵に慶賀に堪へないところであります。各位は既に實務に就て相當の經驗を有するのみならず成績優秀の故を以て多數の希望者中より特に簡拔せられ行刑方面に於ける登龍門とも謂ふべき當練習所に入所せられ更に入所後夫夫專門の講師の方々より懇切且丁寧なる御講義を受けられたのでありますから行刑の各部門の研鑽に於て一段の進境を示され、將來有爲なる刑務官たるの準備は今日に於て築かれたるものと謂ふべく從つて夫夫任地に歸られた後の成績に就きましても私共に於て正に刮目してみるべきもののあるであらうことを深く期待して已まない次第であります。

申す迄もなく行刑の目的は犯罪の防遏でありますと共に收容者の改過遷善に努め之をして社會適應性を得しむるに在るのであります。收容者は活社會に於ける落伍者であり其通有性として意思薄弱にして猜疑嫉妬心に富み容易に人言に聽かず他人に信賴しない傾向を有して居るのでありますから其取扱は極めて困難であると謂ふべきであります。

刑務官たる者は宜しく先づ自己の修養に努め人格の向上と德性の陶冶を圖り躬を以て收容者に範を垂れるの決心と覺悟を有すべきであります、萬一刑務官にして其人格の點に於て缺くるところありとしますれば如何に口に善行を說き或は犯則者に對する懲罰を嚴重に致しましても徒らに收容者の侮蔑を招くのみで何等の實効なき事は言を俟たないところであります。此の事は行刑の第一線に立ち直接收容者に接觸する各位に就き特に其感を深く致す次第であります各位の一擧手一投足は直ちに收容者の心裡に反映し敎化上重大なる影響を及ぼすものであります

仍て各位は特に深く此點に御留意の上人格第一主義を信奉し至誠事に衝り以て行刑百年の目的の爲に邁進努力せられむことを切望するものであります。

然るに從來の例に據りますると當練習所の卒業生中には歸任後一種の慢心を生じ恰も行刑百般の事に就き其蘊奥を極めたるものの如く過信し爲に直に幹部たるの地位に就くべきであるとの自負心を懷き稍もすれば先輩同僚を侮蔑載視するのみならず自己の現在の職務に對し最善の努力を拂はざる者が無いではなかつたのでありますが之洵に想はざるの甚だしきものであります。既に申上げましたる如く各位は當練習所に於て修習せられたる結果大いに其の見聞を廣められ一段の向上進歩を示されたことは私の信じて疑はないところではありますが之を以て行刑諸般の事務につき其の眞髓を體得したとするが如きは甚だしき認識不足でありまして、諸君は未だ單に其の大綱を把握せられたるに過ぎず眞の修養研鑽は懸つて今後に在るのでありますから萬一今後の自重精進を怠るに於ては宵に濟輩を拔いて榮達し得ないのみならず却つて顚落の一路を辿り遂には落伍者たらざるを得ないのであります。又、從來、他の反面に於て稍もすれば自己の昇進に汲々として上司に阿諛迎合し或は之に身分不相應の贈物を爲し或は濫りに其の私宅に出入して歡心を佔はむとし以て徒らに情實に依つて自己の榮達を圖らむとする者もあるやを耳にして居りますが若し事實斯る者がありとしますれば洵に痛嘆に堪へざる次第であります。素より一身の榮達を求むるは人情の常であり又此の希望を懷けばこそ其處に向上發展せむが爲の奮闘努力が生れるのでありますから決してそれを非議するのではありませんが其方法は飽くまでも堂々正道を歩むべきでありまして幽じて權道に奔つてはならぬのであります。

各位は何よりも丸づ自己の修養に努むると共に自己に與へられたる地位職分に對し良心の命ずるところに從ひ最善の努力を爲すべきであり然らば榮譽も地位も求めずして自ら之を得るに至るのであります。彼の後年天下を睥睨するに至つた太閤秀吉も嘗ては一草履取りに過ぎなかつた時代もありましたが彼は多の寒い夜は常に主君信長の草履を懷中にして之を暖ためて居たと傳へられるのでありますが秀吉は草履取りとしても實に日本一であつたのであり此の心掛があつたればこそ後年天下を平定するに至つたのであります。各位は深く思を茲に致されて、假令與へられたる現在の地位は如何なるものであらうとも何等の不平不滿の念を懷くことなく日日其最善を盡すやう心掛けられたいのであります。近來世相の進運に伴ひ刑務所も其の物的設備に於て昔日の面目を一新し、世人の想像するが如き陰鬱なる感じは其影を潜めまして著しく明朗化せられた事は慶賀に堪へないところでありますが、同時に此の機會に於て、各位に於かれましても層一層正しく明く行動せられ、以て其外觀に劣らざるやう內部の空氣の明朗化に努力せられる樣希ふ次第であります。

要するに各位は其素質に於て、其の人格識見に於て所謂『選ばれたる人人』でありますから以上の趣旨を御理解の上之を實踐に移し、絶えざる精進努力を盡されるときは其前途洵に洋々たるものあるべきは私の斷言して憚らざるところであります。古歌に曰く『綠なる一つ草とぞ春は見し秋は色々の花にぞありける』と、私は各位が近き將來に於て夫夫百花撩亂として行刑の野に華々しく咲き亂れ其時を競はれむ事を固く信じ且深く期待して已まないものであります。

次に滿洲國の刑務官各位に對しまして一言御挨拶申上げます。各位は氣候風土を異にする內地に御出でになり且言語の御不自由なるに拘らず日夜御精勵の結果茲に芽出度く御卒業の榮冠を獲得せられました事は當に各位の爲のみならず盟邦滿洲國の爲に御同慶に堪へざる次第であります。各位は御歸國後新進の幹部として貴國の行刑界の基礎の確立並に其向上發展の爲に御奮勵せらるるでありませうが其時に當り此度の講習が何等かの寄與貢獻を爲し得るとせば私共の本懷之に過ぎるものなき次第であります。

最後に特に一言附加して置きます。去る二十六日拂曉突發したる事變に付ては諸君が自ら親しく體驗されるところであります。彼の事變が如何なる目的を以て爲されたか、又其の是非如何と云ふが如きことに付ては今日之が論議を差控へますが、近來我國上下を通じ各方面に亘り日本精神を忘れ乃至之に弛緩を生じたことが其の原因の一をなして居るのではないかと思ふ。我が行刑界に於ても先輩の方々の努力に依り諸外國のそれにも劣らぬ立派な制度が打建てられ、各般に亘り大略完備致しまして、今や是等の制度の運用に工夫を凝し誤なきを期さなければならぬ大切な時期に遭遇して居るのであります。而して此の先輩の努力に依り完備したる制度に精神を吹込んで形式內容共に充實したる立派なものに仕上ぐると云ふ重大なる責任は實に我々の双肩にかゝつて居るのである。我々は此の責任の重且大なるを思ふとき深く今回の事變の因て來る所以を究め再考三思するところがなければならぬ。幸にして諸君は此の事變の渦中に在りて業を終へられ、日本精神を忘れ乃至之に弛緩を來したるとき如何なる事態に立至るかと云ふことを眼のあたり見られた、願はくば此の體驗を絶生の羅針盤として行刑界の爲精進されたいのであります。

最後に御來臨の各位に對し一言御挨拶申上げます。各位は公務御多用中特に本日は戒嚴令下に於て市內の交通遮斷せられ各自の身廻の危險さへ感ずると云ふ際に此卒業式に御臨席下さつたことは一同にとりて此上もなき教訓を賜り感激であります謹んで御禮申上げます。且大臣閣下次官閣下より卒業生に對し有益にして御懇篤なる御訓辭を賜はりましたことは卒業生並に私共職員の感激に堪へざる次第で、茲に私より深く御禮申上げる次第であります。

之を以て訓辭と致します。

次いで尾立千代吉氏は卒業生一同を代表して左の答辞を述べ、午前十一時閉式した。

答辞

本日茲ニ第二十七回刑務官練習所卒業式ヲ擧行セラルヽニ當リ閣下並ニ諸先生ノ御臨場ヲ辱ウシ御懇篤ナル御訓諭ヲ賜リ生等一同光榮トシ感激惜ク能ハザル所デアリマス顧ミマスレバ昨年十月一日入所ヲ許サレテ以來五ヶ月其ノ間諸先生ノ御薫陶ニ依リ生等從來ノ行刑觀念ノ上ニ確固タル信念ヲ培植セラルヽト共ニ行刑ニ對スル指導精神ヲ把握スルヲ得タルハ是レ偏ニ諸先生ノ熱心ナル御敎導ノ賜ニ外ナラズ衷心感謝ノ誠ヲ致ス次第デアリマス生等茲ニ榮アル卒業式ニ列シ刑務官トシテ無上ノ歡ビヲ享ル一面ニ於テ刑罰目的ノ認識ヲ深ムルニ從ヒ其ノ職務ノ重大性ヲ痛感スルモノデアリマス然シナガラ閣下並ニ諸先生ノ御薫陶ヲ體シ啓發セラレタル諸知識ヲ基礎トシ尚多クヲ學ビ多クヲ養ヒ陋習ニ拘泥スルコトナク斬新ヲ衒ハズ深ク行刑ノ神髄ヲ理解シ以テ熱ト力トアル行刑ニ心身ヲ賭スルコトコソ過去五月間貴重ナル月日ト多大ノ經費ヲ費シ以テ生等ヲ御訓導サレシ御趣旨ニ御應ヘスル所以ナリト信ズルモノデアリマス彼ヲ思ヒ此ヲ考ヘルトキ生等其ノ力ノ餘リニ及バザルヲ惧ルヽモノデアリマスガ任地ニ歸リマシタ上ハ幸ニシテ今日ノ感激ヲ日ニ新ニシ内省自重其ノ人格ノ陶冶ニ意ヲ致シ以テ行刑ノ目的達成ニ努メ誓テ其ノ御期待ニ反カザランコトヲ期スルモノデアリマス僭越ナガラ卒業生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ述ベテ答辭ト致シマス

昭和十一年二月二十九日

第二十七回刑務官練習所卒業生總代

德島刑務所看守　尾立千代吉

尚卒業生の名簿は左の通り。

（○印は優等生）

小菅　高野恭藏
豊多摩　長崎義一
府中　池谷政男
府中○山口英三
横濱　遠藤正保
前橋　中島政雄
甲府　辻　安造
長野　木村正歳
新潟　清水英夫
京都　山東賀壽雄
大阪　丸尾稔
神戸　三代尚一
市谷　錦織譽富
浦和支　高山他吉
府中　中里見龍造
西巣鴨仲里宗士
事務所水戸　城戸時登
濱松支　山田寅次郎
甲府　藤原總之助
長野　中澤忠雄
新潟　小泉精治
大阪　金城行雄
橘通支　南直市
神戸　松隈獅郎
奈良　木下喜太郎
滋賀　杉本梅吉
名古屋　梅村重義
金澤　上坂三郎
山口　藤田新一
米子支　倉敷峰吉
佐賀支　原田高
福岡　桑原文哉
飯塚支　荒木悟
仙臺支　庄子慶藏
吉田吉雄
川越少年　藤本宗利
岩國少年　菱田正一
大邱　李善玉
鞍山　金顯泰
森行春
滋賀　丸山幸太郎
○尾立千代吉
今井比佐義
北村增男
土谷豐
宮廻久次郎
井戸口邦利
古賀和夫
廣渡恒緒
堤一行
山川鷹次郎
鈴木武智
榊原了
丸川佐治郎
金一龍
金瑞洛
木村政俊
緒方虎彦
藤原健司
中○伊集院賢
東清水長貫
東田士和
新京　金祥
拜泉　張桂林
徐洪民
李文英
承德　龐鴻恩
洮南・王錫濤
營口　彭書麟
司法部　金明德
聽講生
北島寅之助
太田金顯泰
森行春



刑務所だより

雪中の集團散歩實施

北海少年刑務所

當刑務所では、三月一日寒風膚をつく嚴寒をものともせず、第一級受刑者の雪中の集團散歩を敢行して、大いに北海健兒の意氣を示すと共に、教化上數々の貴重な體驗をえた。以下施行の要目を列記すれば

一、施行年月　三月一日(第一日曜日)午前十一時より約六時間。

二、參加受刑者　一級者六名。

三、引率者　所長、看守長一名、教師一名、看守部長一名、教練擔當看守二名。

四、施行の目的及場所並に行程　札幌市外藻岩村圓山にある札幌神社參拜並に同神社外苑宮の杜山野に於て、スキー教練をかね、耐寒行軍をなす。當所を距る七粁の地なり。

この日は北國名物の小雪模様で、氣溫は零下六度前後であつたが、一同元氣潑溂、午前十時當所玄關前に整列した。まず行先、スキー教練に對する注意、集團散歩の趣旨等につき所長の懇切な訓示があり、十一時肅々として隊伍を整へ出發を開始したのである。受刑者にはカーキ色の作業服、同色の帽子に長靴を穿き、書食とスキーを携行せしめ、引率者は背廣服、或ひはスキー服を着用、途中人家拂なき間道を選んで十一時三十分官幣大社札幌神社に到着した。

神苑は古杉、古柏木鬱蒼として空に聳え、蒼古幽邃塵世を離れ、そぞろに森嚴の氣にうたれる心地がする。第三鳥居の前で一同口を噤き、宮柱太く建てられた拜殿に歩を進め、暫時瞑目默禱すれば平素の邪念も忽ち拂拭せられて靈感の身に迫るを覺えるのであつた。參拜を終へて外苑宮杜丘陵地に到れば、眺望にはかに開けて銀嶺遙かに輝き、野も山も草も木も、一切の諸相は白銀にきらめく雪に覆はれて、清淨そのものゝ世界である。こゝに於て教練擔當指揮の下に雪中戰鬪に必要なるスキー隊を編成し、分隊散開教練を實施せしめた。

折柄、雪も止み、灰色の雲の切間から蒼空も現れ一同元氣百倍して勇壯な雪中教練を行ひ、意氣天を衝くの慨があつた。零時三十分一旦教練を中止し、展望景勝の地に位置して携帶の辨當を開き晝食を採り、再び午後一時整列、宮の杜の南東新井山に向つて强行軍すべき想定が下され、各々歡呼して出發した。困難な登行につぐ豪壯なる滑降に移り、雪煙をあげて滑走また滑走、遂に新井山、瀧ノ澤を征服して些かの疲勞もみせず、雪國健兒の氣力を十二分に發揮して所期の目的を達し、午後四時無事歸還したのであつた。

六七會第二十回研究會開催さる

名古屋控訴院管內教誨事務研究機關「六七會」では第二十回研究會を去る三月七日名古屋刑務所會議室で開催した。

この日は朝來薄曇であつたが、多數遠來の各刑務所教誨師の顏も揃ひ、なほ名古屋刑務所長はじめ教誨事業關係の諸名氏の列席もあつて頗る盛會、かつ眞摯な會合であつた。開會に先立つて一同市の東郊にある明德塾を參觀した。思想犯保護機關として斯界隨一を誇る完璧の偉容に感歎久しうし、得る所も甚だ多かつたのである。

定刻藤井名古屋刑務所教務課長は司會者として開會の辭を述べ、管內思想犯の現狀を概示し、詳らかに親族保護の瑕瑾を指摘し、次いで保護の貫徹のためには家庭との連絡を失はぬ修養機關が必要であり、以上の立場にある「明德會」の趣旨を說き、その使命遂行に當つては、いつに教誨師の運用如何にありと熱誠溢る

る心度を示して開會既に一同を深い感激に誘つた。

次で會員の研究發表にうつり名古屋刑務所教誨師北畠顯夫氏は「アナアキストの行衞」と題して、氏が親しく接し來れる朴烈、金子の二人を提へ來たり、生立から今日に至る心境の經過をのべ、アナアキズムに對する批判を織り込んで貴重な參考資料を與へられた。次ぎに同刑務所教誨師宇野海氏は「累進制に對する教誨師の用意」なる題下に、現行累進制を活かし得るものは教誨師の大乘的信念より他なしとその根本態度を五項に分けて舌端火を吐くこと一時間餘に亙り、氏の燃ゆるが如き信念を如實に語りつくした。

引續いて協議會に移り、河邊所長は現下非常時に鑑み思想混亂期に於ける教誨師の教誨態度の檢討の必要を提議して宿案となし、本會の希望、行刑事務上の意見の交換等和氣藹々の裡に誠に有益なる討究を重ねて、本會の劃期的發展を約して散會した。

謹啓　時下益々御淸康の段奉慶賀候陳者客臘突如として狂瀾の怒濤と化せし浦賀少年刑務支所々屬快天丸同乘組員一同が彼の戰慄すべき不慮の災禍に死鬪遭難の不運に會ひ加ふるに精神的物質的損害も亦甚大なるに對し其救援と慰藉方に關し刑務一體の見地より先般全國刑務官諸賢の御仁俠と互助的精神に懇ろ申候處翕然として狂瀾の怒濤と化せし浦賀少年刑務支所々屬快天丸同乘組員一同が彼の戰慄すべき不慮の災禍に死鬪遭難の不運に會ひ加ふるに精神的物質的損害も亦甚大なるに對し其救援と慰藉方に關し刑務一體の見地より先般全國刑務官諸賢の御仁俠と互助的精神に懇ろ申候處翕然として意外に同情を得候段只管感激の外無之奉謹謝候

梅薫る建國の佳辰を卜し遭難職員に對し諸賢の御方志を相傳へ夫々贈呈致し候處何れも熱情溢るゝ御同情に感謝感激誓つて再興少年報國丸竣工の曉に於て勇躍海波を蹴つて捲土重來初志貫徹に海上刑務所の大使命に力進聊以て諸賢の御方情に對しその萬分の一なりと奉謝せんと深く決意罷在候樣の次第に有之又小官に於ても同僚に對する平素の念願も相叶ひ申候次第に有之茲に謹んで遭難者一同に代り深甚の謝意と萬腔の誠意を表し御禮辭申述度如斯御座候　敬具

浦賀少年刑務支所長　英保初生
小田原少年刑務所長　鍵山俊治



讀者の頁

新と舊と

（市谷刑務所移築場にて）

梅村春汀

鞭打たれ虐げられた囚人の血と膏が泌みこんだやうな腐血色の練瓦壁、呪咀と怨恨と反抗に物狂はしく引掻いた灰色の厚壁の深い爪痕。死屍收容所を思はせる暗い陰慘な物怖ろしい冷たさ。高い小さい窓には腕程もある鐵格子がガッチリはめられて僅かにのぞき込む外の明るさをさへぎつてゐる。死體燒場を思はせる頑丈な鐵扉。試みにそのぼろ〳〵に錆付いた鐶を握つて扉を開いて見る。ガチヤンと怖ろしい反響を房舍中に響かせてゾーと胸の血を凍らせる。暗い無氣味さ、ジッと眼を閉ぢると……青黒い鬚髯を伸した、眼ばかり光る兇惡な魂の形骸がいがみ合ひ罵り合ひ怒號し合つてゐる地獄。生きながらの屍。感じが、實際が、監獄の語の中へピッタリとはまる。舊巢鴨刑務所取毀し作業場の煉瓦の堆積した中にボッンと一棟殘壘のやうに殘つてゐる往時の雜居房。舊世紀の血なまぐさい牢獄史をまざ〳〵と想ひ浮べる煉瓦と鐵の人間の檻。一通り房舍内の參觀を終つて明るい外へ立出でた時、私の心は始めて現代に還つた。新と舊。時の流れの恐ろしさに。僅か四十年の星霜が斯くも激しい變轉を招くかと……見よ。今私達が立つてゐるこの廢墟。これがかつての日、明治文化の發達の波に乘つて、西洋文明の粹を取入れ日本の代表監獄なりしとて内外に誇つた最新刑務所の跡だ。當時の最も新しい最も完備した代表刑務所が今は既に廢墟だ。累々と横たはる赤黒い煉瓦屑の一つ一つに取毀されてゆく舊時代の思想と形態。一轉、眼を上げて眺めやる彼方。明るい太陽の光を浴て立並ぶ乳白色の大廈、明るい爽やかな近代的な姿態を誇る六棟の三階建が、廣い大きなガラス窓にはさん〳〵と陽が降り注ぎ、白い壁は柔らかくこの光を吸ふ。構内を圍繞する外壁は白いコンクリート壁に代り、その傍らに取り殘された昔の高い厚い赤黒い煉瓦塀を冷笑してゐる。陰慘は明朗にかはり、威嚇は理解にかはつてゆく其の人間的な思想が、白亜の建物となり新らしい一つの刑務所が今誕生せんとしてゐる。轟々たる建築作業場のハンマーの音、機械の響、車の軋り、其處には刑務所を造るといふ暗い響きは微塵も感ぜられない。囚人が重い足取りで曳かれゆく姿を想ひ浮べる暗い階段はエレベーターにかはり、監獄特有であつた便所の臭氣は水洗式に統一せられて一蹴され、食卓書棚、書見臺悉くが端正整備の一言に盡き、其處には紀律と衞生の人道的表徴があるばかりだ。此處に來り此處に坐し沈思するもの、國家の恩寵と自己の非に泣かないものがあり得ようか。相濟まなさ勿體なさといふ感じの起きない人非人があり得るであらうか。國家の偉大な包容力に感泣しないものがあらうか。法は國家の愛、行刑は國家の涙だ。慈父母の愛を表徴する現今の行刑思潮に理解なき世の人々よ。故なき誹謗の前に一度此處を訪れよ。未拘禁制度の不備を攻撃する人々よ。一度この建築様式に溢るゝ國法の人道愛を振り返つて見よ。新と舊、これらの建築様式に現はれる行刑制度の進展。應報より目的へ、威嚇より愛へ、人生よりの逃避でなく囘生へ、さうした生生しい變化の前に立つて深く世の人々、行刑の立場にある人々に訴へ度い。進展は先づ内から。行刑の畑に鍬を執る人々も、たゞ形の上の設備に現はれた新らしさに醉つてはならない。形の完備の前に先つ精神的の自覺と向上を把握して新時代の行刑を意義あらしむることを、そして猶世の人々と共に、法も行刑も國家と犯人を對立せしむるものでなく、むしろこれを融和し包容し、國民の一人たりとも暗きに泣く者無からしめんとの大きな愛から出發してゐることをお互に理解して、社會は行刑に、行刑は社會に相接觸を計つてこの事業を進めてゆくことの肝要さを。最新の建築を誇る刑務所を參觀した明るい心地。今この廢墟に立つた暗い感じ。舊監獄よ廢墟になれ。舊監獄の氣分よ煉瓦屑と共に地下に埋れよ。私達は其の跡を美しく地均らしして、整備なる人道愛の戰場を建設すべく力强くハンマーを振らねばならぬ。心の上に。形の上に。

採點の原理に就て

長谷川生

累進處遇令布かれて玆に三星霜、その間に於ける同令の躍進は一方に於て假釋放人員の增加、他方に於て作業收入の激增を來し所謂收容者の社會に復歸する適格性の助長は前者に於て認められ、行刑の自給自足主義と云ふことは後者に於てうかゞはれるのである。しかしながら累進處遇令は兩者に重點を置いて各般の施設を致しつゝあるのであるが、世人やゝもすれば一部刑務所の逃走の如き事故を、累進處遇令の罪に歸する傾向がないでもないのである。これはたして累進處遇令の罪であるか否かは批評の限りにあらず少くとも吾々刑務官は累進處遇令の運用に就ては、量より質に重點を置き、行刑の指導精神をはつきり認識してかからねばならぬ。

我が行刑は既に舊き軌道に行詰つて、新しき軌道を捜し求めたのである。從來刑務の非合法的なものが根底から改められて、新しき累進處遇令が施行され、今その過渡期にあるのである。けれども同令が有力に根本的に行はれるためには、どうしても刑務官個々の力によらなければならない。如何に行刑の制度が變り、組織が改められても、それを運用し構成するところの人を得ない限り、斷じてそ

こに正しき確實な良好なる成績を期待し得られないのである。行刑は累進處遇令なる立派な制度を組織したのであるからこれと同時にまた吾々刑務官の同令に對する研究が、緊急にして重要なこととして要求される。新しき累進處遇令は如何にあるべきか？　新しき累進處遇は新しき行刑を理想し意思するところのものでなければならない。從來の行刑の如く社會の潮流に外に投出されるやうな人間を造る行刑であつてはならない。どこまでも社會に適應し、先行し、しかもそれが現實社會に根ざしてそれをリードするやうな人間に改善する行刑でなければならない。吾々刑務官は累進處遇令を盲目的に運用せんか、上級者に逃走者が絶えぬし、多種多様な事故がそれからそれと續くのであるまいか。

わたしは實際的運用に關與せぬものであるが以下採點の原理に就いていさゝか論じて見たい。

一、作業の點數竝其の成積

作業の點數は如何なる程度を標準とせねばならぬかに付て、昭和八年十一月行甲第一六九七號行刑局長通牒勉否に付ては二點、成積に付ては技巧、出來榮、生産量等を包括して四點とされて居る。さればこれと同時にまた吾々刑務官の同令に對する研究が、緊急にして重要なこととして要求される。新しき累進處遇令は如何にあるべきか？　新しき累進處遇は新しき行刑を理想し意思するところのものでなければならない。從來の行刑の如く社會の潮流に外に投出されるやうな人間を造る行刑であつてはならない。どこまでも社會に適應し、先行し、しかもそれが現實社會に根ざしてそれをリードするやうな人間に改善する行刑でなければならない。吾々刑務官は累進處遇令を盲目的に運用せんか、上級者に逃走者が絶えぬし、多種多様な事故がそれからそれと續くのであるまいか。

わたしは實際的運用に關與せぬものであるが以下採點の原理に就いていさゝか論じて見たい。

一、作業の點數竝其の成積

作業の點數は如何なる程度を標準とせねばならぬかに付て、昭和八年十一月

海外異聞錄

◇轢殺はしたが、バス運轉手は放免

最近ロンドンの警視廳スコツトランド・ヤードに一人の自動車運轉手が人を轢き殺したといふので連行されて來た。彼の言ふところによると彼がバスを運轉して或る踏切りに差かゝると突然前方から疾走して來た自轉車乘りの男が、ハンドルを取り損なひ車輪がレールの間に挟まれ、アツといふ間もなくバスの前方に投出されたが、彼の方でブレーキをかける暇もなくその男はバスの下敷となつて轢殺されて了つたといふのである。

警察ではどちらに責任があるかを愼重に調べねばならぬ爲、彼の運轉手としての經歷について取調べたところ、彼はフレデリツク・ジユームズ・チータムといひ、三十一ヶ年に亙り、ロンドン市街バスの運轉手を勤めてゐる男で、然もその間一度も事故を起したことがないといふ驚異的記錄の保持者であり、今回の事故が彼としては最初のものであることが判明した。そこで警察當局では、運轉手として寔に優秀な成績から見れば、今度の事件でも彼の云ふ通り過失は轢殺された男にあり、彼には何等の責任がないと云つてよろしい。此の事件は彼にしては恐らく最初で然も最後の一事件であらう、彼のバス運轉手としての三十一年間無事故の社會奉仕に顧れば、彼は當然放免されるべきだ、といふので卽刻釋放された。

◇暴徒には苦手な、珍案インク捕縛法

カイロの暴動の鎭壓に手を燒いた英國警察官隊が、インク捕縛法といふものを發見した。一度着いたら絶對に消えないと云ふ强力なインクを群がる暴徒目がけてホースでブツ掛け、それを目標に遮二無二捕縛するといふ方法である。

普通のインクは顔や手についたものは、風呂にでも入れば消えてしまふが、これ許りはさうは行かない、だから幾日經たうが犯人は必ず捕まること請合。しかも日によつてインクの色を決めて置くのだから、嫌でも應でも犯人は自然と事件別に色別けされてゐるといふ便利さである。

◇十三本と十一本、パン屋の店内に臨時法廷

或日、ウキンの裁判所に一人の男が出頭し、稅務署の稅金査定は不當であると訴へた。この男はパン屋で、稅務署は「一ポンドの粉から十三本のパンが出來る」との主張の下に稅金額を決めたが「一ポンドの粉からは十一本のパンしか出來ない」からその稅金額は不當であるといふのである。

然し裁判所では、彼の主張を理由なしとしたので、彼は遂に大審院に上訴した。大審院ではこれは實證によつて決定すべきであるとして、慣習を破つて臨時法廷をそのパン屋の店内に開くことゝなつた。そして當日パン屋は、一ポンドの粉でパンを燒いたが成程彼の云つた通り、パンは十一本しか出來なかつた。結局勝訴の軍配がパン屋にあがつたのは勿論であるが、法廷がパン屋の店先に移動した珍談として、ウキンの好話題になつてゐるとのこと。

◇ドイツから名警察犬、檢擧二十六人の記錄

日本のセパードの先生として、ベルリン警察署探偵犬アツカ・フオン・ウルリツヒゼーが三月十六日横濱入港の豪華船シヤルンホルスト號で日本に來た。此のアツカ號は今年六才で、ドイツ畜犬聯盟協會PDH（同聯盟卒業證）の稱號を二才の時に受けて、ベルリン警察署に買上げられ、四年間探偵犬として活動し、人間の應援なしに二十六名の犯人を檢擧してゐる名犬である。ドイツでは警察犬、盲導犬は國外輸出を禁止してゐるが、この育ての親は日本で使役犬獨逸訓練學校を開いてゐるカール・ミラー氏であるところから、同氏が知己の警察署長を說き、管理の農林省の特別許可を得、新宿のセパード協會員內堀誠氏が五千五百圓を投じて輸入することになつたもので、「ドイツの恩犬」と稱される世界の名犬ラッソー・フオン・レツケイの孫にあたり、銳敏な頭腦を持つてゐる典型的なセパードで、口手眞似信號、笛で動き二、三里も遠いところまでどんな障害を越えてでも犯人を追ひ搜査して行くといふ。

◇囚徒破獄

スペイン國會總選擧の結果「人民戰線」派が事實上過半數を制するに至つたとの報道は、各地に異常なる動搖を與へたが、東部ヴアレンシヤ州サンミグエル並にデロスレイエス兩監獄の囚徒は、右報道に去る十七日夜一齊に蜂起し看守の武裝を解除して發砲沙汰に及んだが、急報に接し州政廳から機關銃を裝備した警官隊が出動して漸く鎭壓したが、七名の重傷者を出した。

◇物騷な落し物

小さな包みの落し物が、ロンドン市中を湧き返らせた。といふのは中味が一見うまさうなお菓子みたやうだが、實は恐ろしい劇藥といふ屆出なので、スワ一大事と諸新聞は書き立てるし、放送局は「……中味は劇藥です、拾つても食べてはいけませんぞ」と危險信號を一時間毎に發して、街の喧辛棒連を悚へ上らせたわけである。

◇西洋の花咲爺

今から三年前、ローマの古家屋取毀工事中一土工が貴重な財寶を掘り出した。これは古代の金貨、寶石、金塊など時價百萬リラ（邦貨二十八萬圓）といふ代物で、一朝にして成金になつた土工君、早速足を洗はうとしたら突然橫槍が入つた。それはこの古家屋の持主で、いま法廷に爭つてゐるが、幸運土工果して富豪となるか、元の木阿彌になるかとローマで評判とのことである。

◇大臣が出演の交通映畫

今回英國で製作された映畫「街上の死」は、ダンス・ホールで飮んだり踊つたり、歡樂の限りを盡した戀人の一組が、醉眼朦朧と自動車を操縱し、信號手の自轉車と無殘や衝突、信號手の死體を前にやがて擔架自動車、警官等が馳けつけ、現場審問が開始され醉つぱらひの青年は交通規則違反で刑務所入り、負傷した彼の戀人は病院で放埒な生活を覺えるといつた筋だが、劇中英國交通省の活躍振りに次いで、交通相ホア・ベリシヤ氏の姿が現れて交通事故の具體的例について、種々說明を試みるといつた段取りである。

選句所感

紫陽君の大根引の句、大根は季題上からは冬のものとなつてゐる。實際は冬のかゝり頃に引くが、その頃ともなれば風は寒く、またとかく時雨がちで、冬日和といふところへはゆかない。それでもいゝ天氣を見計つて引くのだが、午後にもなると風が吹き出す。冬を運ぶ寒い北風である。此の句はさうした寒い北風の吹いてゐる中に、大根を取り急いでゐるのだが、風の方に向つてゐるとてもたまらぬので、自然と風の方へ尻を向けて、つまり尻で風を除けながら取つてゐるのである。尻を向けるといふことで、北風の吹き方のいかにも強いことや寒いことがわかるし、またさうもしながら取り急いでゐるさまが想察される。しかもそれが放膽な表現によつて恬淡味を持つてゐるところがおもしろい。昔から「俳味」といふことを云ふが、それは此の句に見るが如き素朴と恬淡をさしたものである。此の俳味といふことも餘程曲解され、何か勿體をつけることのやうに思ひ、鹿爪らしい氣取つたもの言ひをしたがる向が多いが、それは大きなる間違ひなのである。

とにかく此の句の生きてゐるのは、中七の放膽な表現の効果である。それも實情に即してありのまゝに表現してゐるのであるが、對象の中核を適確に捉へるのでなければ、いかに實情ではあつても、ありのまゝではあつても、句を生命あるものとすることは出來ないものである。

□

高月君の句は、日本畫の小品といふ味はひのするものだ、早春の景物として銀鼠の玉芽をかがやかす猫柳が岸には斷續してゐる。川の水は陽に光つてゐるがまだ冷たい色である。それは勿論大きからぬ川だ、または大きな川の枝川でもいゝ。そこへ肥舟が入つて來たのであるが、舟はたま〳〵その猫柳の玉芽をゆたかに持つてさし出た枝に觸れるばかりに撓がれる。早春の田園情景である。これが若し肥舟でなく美しい着物の若い女でも乘せた舟だつたらどうだらう。成程これなら美しい情景のやうだが、猫柳は恐らくそんな舟を歡迎はしないだらう。素朴極まるあの猫柳の味はひは、田園のものであり、肥舟であつてこそ調和もし情景が生彩を帶びるのである。情趣豐かに

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意 〆切毎月十五日限 用紙官私製葉書

編輯部選

天　福岡　紫陽

北風に尻向けて大根ひきにけり

地　高知　高月

肥舟の入り來る川や猫柳

人　釧路　船風

夜業終へし莚はたくや寒の月

秀逸

春泥や光りて走る鉋屑　鎭南浦　一浪

葉櫻や木下あかるき晝の雨　名古屋　相聲

山裾の花をうしろに田打かな　釧路　漁翁

陽に白くけぶる溪間や木の芽晴　秋田　冷峰

春の灯に人形の瞳かがやけり　名古屋　双葉

作

水底に映れる山や春寒し　哈爾賓　景介

白梅や冷たき雨の藥廂　哈爾賓　晃泉

蘘荷かげに洩れ來る陽あり枇杷の花　德島　美眉

小鳥籠障子にうつる春陽かな　川越　里村

春淺し湖水に映ゆる比良の雪　滋賀　月鮫

室咲きの花活けてあり避寒宿　盛岡　雅風

市立ちて滿人街の春めける　新京　夕雨

土手柳青みて風に光りけり　宇和島　鳳龍

梅の下犬寢そべりてありにけり　馬山　覺坊

足音に小魚濁すや春の水　富山　越人

若草に演習すみし疲れかな　三重　一拜

打つ畑へ人學の兒の訪れし　三重　美穗子

野うさぎの糞まる〳〵と雪の上　室蘭　彩月

野遊びや糊附ものゝ乾くまで　奈良　小牛

多羅の芽や露をこぼして雨上る　大邱　しがらみ

鶯を谷間に聞いて峠茶屋　三重　露草

暖や花をうしろに臼を彫る　大曲　華白

春泥によごれし紅の鼻緒かな　岡崎　冷月

湯げむりの上る溪間や春の雪　熊本　愛山

若草に牛を放ちて煙草かな　三重　峰堂

蛇籠噛む水の白さや猫柳　釧路　星丘

八ツ手の葉光りて春の雨細し　滋賀　しげぞ

船頭の大き欠伸や春の海　網走　寒梅

あたゝかや大人も集ふ紙芝居　市谷　樵子

しようなど〻、そんな美人舟を特別に仕立て〻來なかつたのが、此の句のよいところである。いかに美しい句を拵へあげやうといふことに關心を持ちすぎてゐるのをいつも感じるのだが、拵へ上げた造花の如き生氣なき美しさよりも、實感に立脚してもの〻眞髄を捉ふべきであることは、既にいく度となく繰り返して來たところだ。

□

船風君の句は生活苦を思はしめるものである。夜業も嚴寒の候のことであれば辛い、がそれもとにかく終へたのでホッとした氣持で、後始末も忙しく筵を戸外へ抱え出した。戸外には氷のやうに寒く冴え切つた夜更けの月光が地に凍てついたやうに照つてゐる。その月光の中で抱え出した筵の埃をはたいたのである。夜業が終へたといふことで、もう相當に夜の更けてゐることが思はれ、筵をはたくといふ動作によつて、その仕事のどんなものかもわかる。さうした生活苦を持つ人の上に照るのはまた冷たい月光である。どうして慰さめられやう。此の人と月とが一體となつて迫るところに此の句の價値を認める。

日溜りに雛抱く鶏や春浅し　三重　みどり
藥衛む軒の雀や春の朝　小倉　常風
紀元節の國旗にかゝるこぼれ雪　豊多摩　駒生
袂にて鹿を追ふ娘や奈良の春　三重　鶯城
淡雪のたまりし笹や庭の先　岐阜　數水
山の井をくむ女あり春の月　新潟州　球磨蘇
川沿の染屋干場や蝶の飛ぶ　静岡　皐月
橋守に餘生を送る炬燵かな　清州　雅房
亂れつゝ遊ぶ目高や水うらゝ　三重　總堂
遠き鐘きこゆる晝や春の風　金泉　虚斗
雨やんで鶯のこゑこゝかしこ　栃木　栃村
菜の花や石上げてある地藏尊　水戸　麗月
鳥觸れて花落ちにけり藪椿　千葉　松風
摘草や手籠にあまり尚も摘む　高山　千里
雪折れの枝におくれし木の芽かな　三重　川
雪殘る遠山こめて霞かな　大邱　盆地
春耕や畑に落ち來る雲の影　旭川　角仙
白梅に筧の落つるひゞきかな　宮城　木星
山越せば雲雀のあがる小村かな　青森　紫淵
夕空にのこりて高し凧一つ　新潟　脛骨
春雨を見ながら長き晝湯かな　名古屋　春汀
眼の前に消えゆく船や水朧　大曲　刀羅象

刑政雜記

◇不穩文書取締法立案に着手す

内務省は現下社會治安攪亂の重要素因をなす所謂怪文書の取締について、三月十六日協議した結果、不穩文書取締法規を來る五月の特別議會に單行法として提出する件を決定した。提出の理由は二・二六事件を惹起した今日の非常時局に際して、現行出版法及び安寧秩序妨害の取締法規を以てしては、到底治安維持上充分の効果をあげ得ないといふのである。これが立案の概要は大略次のやうなものであるが、取締の對象はひとり出版物に限らず街頭の流言蜚語から郵便物まで包含せしめようとする點に、非常時局の影が色濃く覆ひかぶさつてゐる。

一、取締の對象は特殊の目的を以て社會公共の安全を害し、人心を惑亂し、あるひは個人の重大なる名譽を毀損するが如き非合法行爲全般を包含せしむること
一、出版物を以て廣く頒布したる者に對しては特に刑を加重すること
一、著作者、發行者のみならず情を知つてこれを印刷し、または頒布したるものも處罰すること
一、罰則には極めて彈力性を有せしめ、實情に應じて罰金刑、乃至最高十年程度の體刑を課すること

以上の方針を基本として司法省並に軍部と協議の上具體案を作製することとなつた。

◇治安警察の確保方針

二・二六事件を契機として、急激に惡化した社會情勢に處する治安警察の強化は目下の緊急事であるが、内務省及び警視廳は首腦部協議の上、大體左の根本方針を確立した。

一、軍隊と警察の關係　治安維持のため必要な場合には、警備司令部、憲兵隊等軍部と協力の上治安警察の強化を期することは必要であるが、警察は民衆の保護、治安維持のため武裝を現在以上に積極的に行ふ事を不可とし、必要以上に今後武裝することは絶對に爲さざること
一、治安警察の根本方針　治安警察の機能を全國的に整備し、常時治安維持上必要なる民衆の動向を査察内偵し、正しき情報の蒐集に一段の努力を拂ひ、政府並に國家上層部に時代の動きを正しく認識せしめ、積極的に政治の革新に資せしむること
一、思想運動の取締方針　非常時局の正しき認識の下に、時代思潮、國家革新等の合法的運動に對しては、充分なる理解と指導に務め徒らなる彈壓はこれを避くるも、直接行動その他非合法運動に對しては徹底的彈壓を斷行し、不逞分子妄動の餘地なからしむること　以上。

◇腦研究所の開設

我が國の現在の學齡期にある兒童の數は約一千萬人であるか、その中約三萬人は低腦又は精神異常のため就學を免除されてゐる。また受刑者中にも比較的多數の如上のやうな傾向者が包含されてゐることも、近時の行刑心理學の統計によつて明らかな事實である。しかるに、我が國ではこれに對する綜合的な研究對策機關が未だに設けられず、關係各方面で要望の聲が高かつたが、今度一特志家の寄附により東京帝大精神病教室に隣りして腦研究所が設立され、十六日開所式を行ふことになつた。主任は東大精神病學の三宅鑛一教授で、職員の中には本誌の執筆者として讀者と關係の深い小菅刑務所精神考査室の吉益脩夫氏が東京帝國大學講師として就任する筈である。

腦研究所では腦の組織及び働きを化學、心理、解剖と各部門に分けて、實驗的綜合的に研究し、特に低腦兒童の教導に力を注ぐことになつた。設備は低腦兒相談所、統計的研究室、動物實驗室、化學室、天秤室、解剖室、無響暗室、腦貯藏室等である。

◇裁判と二老人

雨の日も風の日も十年間辨當持參で裁判所に日參、公判を傍聽しつゞけた栗橋老人が今年は是非全國八十八ヶ所の靈場を行脚して死刑になつた人々の靈を慰めたいと奇特な發願をたててゐる。本名は知らなくても「法廷老人」「傍聽爺」といへば大審院から區裁判所まで誰一人としてこの老人を知らぬ人はない。大抵の事件なら有罪か無罪か、死刑か無期かをほぼ當てるので、辯護士の中には面白がつて老人の觀測をきく者もある。栗橋老人は十年間の傍聽生活で體得したものは『犯罪もまた往々火事や病氣のやうに、犯罪者自身にとつても不測の災難である場合も多い云々』の法廷哲學であつたと洩らしてゐる。五月の末には死刑囚の冥福を祈つて全國の巡禮に旅立つ由である。

× ×

仙臺市の名生老人が「拘留五日」を不當として大審院まで持出して係爭してゐた訴訟は大審院刑事部の泉二裁判長係りで先頃來審理されてゐたが、五日正午「上告を棄却す」の判決言渡しがあつた爲め、五日の刑が確定、服罪せねばならぬこととなつた。辯護人を賴み多額の費用をかけて爭つた原因は老人が飲酒酩酊して警察に留置され、警察犯處罰令で拘留五日に處せられた事件である。老人はこれを不當とし正式裁判を仰いだが、仙臺地方、宮城控訴院の一、二審とも敗訴し遂に大審院でも棄却の判決を受けたものである。

敍任及辭令

勳五等　衞生官　芥川信（行刑局）
勳八等　看守長　吉岡利兵衞（名古屋）

一月十六日

鳥取支所看守長　多田羅喜平（宮崎）
宮崎同　三重野繁馬（沖繩）

任看守長

沖繩看守　每熊一郎（長崎）
顯免看守長　松田治郎七（鳥取支）

一月十七日

從五位　所長　赤城一雄（三重）
勳四等　典獄　赤城一雄（三重）
從五位　同　安東福男（千葉）
從五位　同　齋藤敬二（靜岡）

二月一日

勳四等　所長　赤城一雄（三重）
勳六等　典獄　赤城一雄（三重）
　　作業技師　甕川兵次（宮城）
勳六等　教誨師　藤井知鑑（名古屋）

二月四日

死亡　支所長　飯田忠直（御嵩支）
　　看守長

二月十日

濱田支所長　看守長　前田寬一（北區支）
松江兼務

御嵩支所長　支所長　田畑明照（濱田支）
　　看守長

免本職　同　林仁次郎（五條支）
北區支所

五條支所長　看守長　葛原勇一郎（中京區支）
奈良

中京區支長　同　中村太郎彥（長崎）
　　崎

長崎　同　貫勇（小倉支）

小倉支所　同　大熊勇（甲府）

二月十三日

看守長　看守　宇都木武（橫濱）
甲府

二月十四日

五級棒　支所長　丸尾周一（鳥取支）
　　看守長

二月二十一日

從五位　長山始

三月二日

五級　所長　西岡三郎（金澤）
　　典獄

六　級　司法書記官　中尾文策（行刑局）
六　級　所長典獄　吉田綱紀（山口）　叙勲六等授瑞寶章
六　級　支所長典獄補　香椎豐次郎（網走支）　金泉少年刑務所兼勤ヲ命ス　大邱　看守長　高山定一
　　死亡　同　河合藤太郎（富山支）　十一月十四日
　　十一月五日　給七級俸（特賞四五〇）　元山　看守長兼通譯生　朴鳳翊
鳥取支　看守長　高橋龜貴（高知）　死亡
高知　同　西府勇（大阪）　十二月十五日
大阪　同　田中岩藏（橘通支）　給四級俸（特賞）　光州　看守長　宮地次八
橘通支　同　奥田寬（岡山）　依願免本官
看守長岡山　看守　福井幸家（長崎）　任朝鮮總督府看守長給九級俸西大門　看守　一法師武
看守長大阪　看守　關安喜（横濱）　光州刑務所在勤ヲ命ス
願免　保健技師　森高雄（奈良）　光州刑務所在勤ヲ命ス　同　通譯生兼看守長　洪鐘翕
奈良　同　夏目川郎（三重）　西大門刑務所在勤ヲ命ス　光州　看守長兼通譯生　高昌鳳
一月二十五日
開城少年刑務所在勤ヲ命ス　同　保健技師　岩城隆一
十一月一日
叙正七位　全州典獄　中田嚴一
一月六日
叙勲六等授瑞寶章　海州典獄補　武藤勝次
叙従七位　大田保健技師　大森翠

改姓
山本兵四郎（廣島）（舊姓）西村兵四郎

昭和十一年月二中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of February 1936

越員	前月末日現在	入監	出監	現員	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	50,704	4,053	4,405	50,352	48,985	△ 352	1,367
被疑者	293	2,768	2,233	828	261	535	567
刑事被告人	5,019	3,736	3,430	5,325	5,188	306	137
勞役場留置者	422	483	517	388	656	△ 34	△ 268
兒	14	2	7	9	8	△ 5	1
總計 男	55,542	10,841	10,379	56,004	54,105	462	1,899
總計 女	910	201	213	898	993	△ 12	△ 95
總計 計	56,452	11,042	10,592	56,902	55,098	450	1,804

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,548人 女 7人 ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男 64	一	10	一	74
	女 一	一	1	一	1
露西亞	男 2	一	一	一	2
	不詳 男	2	—	—	2
	總計 男	68	一	10	一 78
	女	一	一	1	一 1

矯正図書館

東北帝國大學
教授法學博士　佐藤丑次郎著

帝國憲法講義

菊判背革裝函入
總紙數三四五頁
定價二圓八十錢
送料內地廿二錢

斯法研究上必讀の良書!!

好評

本書は我國公法學の權威佐藤博士が光輝ある我國憲法の全編に亙り其の原理要綱を精密に論究せられたもので、所論は飽くまでも我が國體の本義に卽し穩健中正、而して簡明平易なる敍述の中に能く憲法各條章の裏に伏在する幾多學問上の疑義難點を闡明して殆ど餘蘊がない。されば本書は其の姉妹編たる好著『政治學』と共に、學徒、學生、高試受驗者にとつて正に好箇の參考書であつて、殊に最近憲法學說をめぐり國體明徵問題等朝野の論議喧しき折柄、衆目は悉く本書に聚らむとしてゐる。敢て大方諸賢の座右に薦む。

前書の姉妹編
政治學

多年湯淺博士の斯學唯一の體系的研究書として好評

菊判背革裝　定價金四圓
總頁五五七　送料內地廿二錢

東京　神田神保町
有斐閣

振替東京三七〇番

法學協會雜誌

□論　說

科學的自由探究と進化的解釋(一)……東京帝國大學教授　牧野英一
行政法規解釋論……東京帝國大學教授　杉村章三郎
權利の上の所有權といふ觀念について(二)……東京帝國大學教授　我妻榮

□資　料

英國不法行爲法に於ける最近の改正に就いて(二)……法學士　內田力藏

□紹　介

小町谷操三著、海商法要義(松波仁一郎)——近時海商法學界の收穫(石井照久)

□判例研究

民事訴訟法判例批評(一六四)……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
民事法判例研究錄(昭和一〇年度・一一)
齋藤秀夫——兼子一——川島武宜——江川英文——戒能通孝——菊井維大——內田力藏——鈴木竹雄
——穗積重遠——有泉亨

□雜　報

法理研究會記事「會社法改正案について」

第五十四卷　第四號
昭和十一年四月一日發行
定價金五十錢
郵稅金壹錢五厘
東京帝大
法學協會發行

刑政第49巻第4号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十六卷　第四號　昭和十一年四月

自救行爲と刑法改正草案……講師 草野豹一郎
不法行爲法に於ける法規違反の觀念……講師 吾妻光俊
法律學上のロマンチズム……講師 近藤倫二
特許權及び「特許を受くるの權利」の性質(下)……宗宮信次
儒帝法學撮要邦譯(二)……講師 矢田一男
刑事判例研究(四七)……講師 草野豹一郎
連續犯の限界
民事判例研究(一五)……民事判例研究會
他人の權利の處分と其他人の追認(片山金章)—僞造委任狀に因る判決と再審の訴(前野順一)—妻の物上保證・夫と妻の不動產に對する抵當權設定登記抹消の訴(犬丸巖)—株券喪失に因る損害額(升本重夫)
略註商法中改正法律案(三)……教授 佐々木穆
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十四卷　第四號
昭和十一年四月一日發行　司法省構內　法曹會
振替口座東京一五六七〇番
定價　金五十錢

○景氣と民事事件數竝に登記件數との關係に付ての一考察……司法書記官　關宏二郎
○罪刑法定主義の保安處分に於ける思想的展開(二・完)……橫濱地方裁判所判事　佐瀨昌三
○判例の機能と判例集の刊行……大審院判事　梶田年
○第十一回國際刑法竝監獄會議に就いて……司法書記官　佐藤藤佐
○埃太利現行和議法—條文—……神戸商業大學京都帝國大學教授　齋藤常三郎
○名判官物語(十二)　德川將軍の直裁(其の二)……小山松吉
○無刑錄著者　蘆東山略傳(一)……石塚揆一
○司法沿革考(四)　歷代の各控訴院檢事長……瀧谷質
○改正衆議院議員選擧法質疑回答集(五)……司法省刑事局
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

法學論叢

論說・資料

相續の承認及拋棄(一)……近藤英吉
領土論の發展(一)……大西芳雄
中華民國の破産法に就て(二・完)……齋藤常三郎
商法改正法案を評す(四)……烏賀陽然良
批評と紹介
細川龜市氏著『日本法制史大綱』……牧健二
田村幸策氏著『支那外債史論』……尾上正男
キッシュ『仲裁手續論』……小川米次郎
判例研究
〔民事法〕
所有權に對する侵害除去の請求と權利の濫用……田島順
母の質權設定と子の取消……於保不二雄
船舶賃借人の責任……大橋光雄
破産上の相殺の不適法……齋藤常三郎
雜報　研究會記事

昭和十一年四月一日發行　四月號
第三十四卷第四號　定價金五十錢
送料金一錢五厘
發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

正義

帝國辯護士會誌

○報告
第一東京辯護士會々則確定案
同　議事規則確定案
同　試補指導規程確定案
改正辯護士法に關する疑義に對する司法省回答
○論說
林新法相に望む……豐原清作
二・二六事件を顧みて……大島正義
思想善導の根本策(續稿)……田多井四郎治
卽神代史再檢討の中神代文字存在論の五
○時評
合法的不正と非合法的正義—國民の裁判—檢事局の連帶責任—監督官は室の番人に非ず—皇道精神の眞髓を摑め—四郎の妻—人間の値段—速に庶民階級の金融機關を設置せよ—生産と貿易との一元化を實現せよ—生の死と死の生—自家用濁酒と自家用煙草製造を國民に開放せよ—時事短評
○資料
法曹瑣談(六十四)……山崎佐
○判例要旨
民事二十六件—刑事二十件—行政二十四件
○文苑
和歌……播磨龍城
俳句……河西善太郎
○會報
理事會—委員會—雜事社交
○新法令
辯護士名簿登錄規則及外國人辯護士認可規則

昭和十一年四月號
定價　金五十錢
東京市麴町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座四三八〇・二一五五番
振替口座東京七二三九〇番

編輯餘錄

□ 本日の日曜夕刊に廣田首相が從來の惰眠的な官僚主義に鐵槌を加へようと意圖したと報じた。惰眠的官僚主義、阿諛便佞的な盲從主義は行刑上の大禁物ではあるが、とかく上官は不知の間に之を要望し、下官は宿命的にかくすることを常としかちではある。

□ 行刑に於ても今にして之を絶つにあらざれば恨みや遠し。新首相の決心が公にされたるを幸としてお互に行刑覺醒の爲めに立ちたいものである。亂酒、荒宴は今は昔の物語りなる筈。更始一新。

□ 最近の出來ごとに際して友人が行刑のスローガンはどうなるかと質問した、編輯子はそれに直ちに答へた。行刑のスローガンは戰時であらうと、戒嚴令下であらうと平時であらうと變るところなく平和的社會を目標とする。平和的社會の基礎となる眞我の養成であると。

□ 眞我は戰し、日常でもとるときに怖れず、行かんの精神や二・二六事件の眞我の中核を爲すものが卽ち責任觀念である。行刑が之を養ひ得れば必ずや假釋放や累進處遇令の徹底を期し得るであらうが實は假釋放者達にその片鱗さへ見出せぬのはなぜか。編輯子は最近特にそんな釋放者に出くはすことが多いので閉口して居る。

□ その結果は結局行刑の諸君が類の心理に無關心に、個性判別なぞ他人事の如く考へる結果ではあるまいか。心理學者よ眼ざめよ。行刑吏よ科學者の爲めに途を開く時であらうと、戒嚴令下であらうと平時であらうと變るところなく平和的社會を目標とする。平和的社會の基礎となる眞我の養成であると。

昭和十一年三月十六日

——あき雄——

定價表

一冊（稅共）	金二十五錢	
六冊（稅共）	金一圓五十錢	
十二冊（稅共）	金三圓	

廣告料

一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年三月二十八日印刷納本
昭和十一年四月一日發行

編輯兼發行人 伊藤忠次郎 東京市麹町區西日比谷町一番地
印刷人 田益平 東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所 東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會 電話銀座二三四四・三八二五番 振替口座東京二五〇五九番

法學博士 末川博 編著

岩波六法全書

事項索引及參照條文附

特價 一・七〇 定價 一・九〇 上製模革裝 送料書留 各・一五
二・二〇 特製總革裝 袖珍型一四八〇頁

昭和十一年版

短期特價提供

岩波版六法全書は、基本的法典に附する**參照條文の明確**と**事項索引の完備・編輯の適正**と**校正の嚴密・法令の精選**と**內容の豐富・印刷の鮮明・價格の低廉**等、他の追從を許さざる卓拔なる諸特色によつて年々飛躍的にその聲價と信用を高め、逐年江湖の需要を增加しつつあるが、玆に昭和十一年度版を刊行するに當つて更にその特色を擴充發揮した。**憲法の部門に於ける全面的の改訂**、殊にその**參照條文の增大**は我國に於ける現行法令名を一目瞭然たらしめるに足り、また各部門全體に亙り極めて**最近までの新・改正重要法令を悉く網羅**して、その收錄法令數は約三百に達し、尙本年一月の**商法中改正法律案**を附錄して全關係者の便宜に供してゐる。今日、岩波版六法全書の有する眞價は既に學界・法曹界・一般實務界に確認され賞讚されてゐる所であるが、これに對し益々完璧を期して酬いんとする弊店不斷の努力は、本年度版の成果に於て更に明瞭に容認せられることと信ずる。

東京一ツ橋 岩波書店 振替東京二六〇四

刑政第49巻第4号

矯正図書館

49e Année N° 4 Avril 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

Aoki, S. — Exécution de la peine et science pédagogique.

Teramitsu, T. — Principe de "Self-Supporting System" (I et fin)

Kameji, S. — Idée fondamentale de la moralité dans la peine.

Kondo, T. — Les conditions déterminantes de la perversité des jeunes délinquants. (I)

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice